

〔翻訳〕

19世紀の市民的女性組合の活動と意義

—中心のウィーンと周辺のザルツブルク—

Margret Friedrich,

*Zur Tätigkeit und Bedeutung bürgerlicher Frauenvereine im 19
Jahrhundert in Peripherie und Zentrum (1995)*

河野 眞(訳・解説)

Japanese Translation with a commentary by KONO Shin

愛知大学元教授

Ex-Professor at Aichi University

目次

- 0 はじめに
 - 1 男性組合と女性組合
 - 2 宗教的な女性組合
 - 3 庇護思念を再活性化させた女性組合
 - 4 《精神的母性》概念を責務とする女性組合
 - 5 女性教養組合
 - 6 職種別の女性組合
 - 7 女性運動の諸団体
 - 8 女性組合の周辺と中心（レジュメ）
- [付録]「ウィーン女性職業組合」の定款
[参考文献]

訳注

[解説]

諸力の結集と作善一擲の糾合以て共同の資産となさんこと、
一言にて表はさばアソシエーション、是れ這般唯一の救ひ也

0 はじめに

国民経済学者*カール・トーマス・リヒターは1866年に聯続講演会を開き、初日の12月10日に、結成されて間もない*「ウィーン女性職業組合」を招待して、女性の労働の権利と女性労働の組織化に言及した。それらを推進する最も効果的な手立ては女性たちの結集にあると考えていたからである¹⁾。リヒターが特に注意を喚起したのは、市民的公共性に資する組織形態であった。それは、18世紀半ば以来、教養市民層や産業市民層、また生活スタイルにおいてそれに接近していた一部の貴族層の男性たちによって提示されていた。女性組合も19世紀半ばには多少その伝統をつくってはいたが、1810年以前には遑らず、断続的でもあり、顕著な活動を見せるところまでは行っていなかった。概括的に原因を言えば、女性の標準的なあり方への期待と現実に照らすと、女性がフェルアイン (Verein アソシエーション・クラブ・組合ここでは主に組合と略す) を結成して活動するのは、それ自体、革新的性格を帯びることになったからである。

1 男性組合と女性組合

18世紀を通じて、身分的な結合体 (Korporation) という伝統的で静的な形態は、理性と自治に立脚した個人という理念および個々人の自由意志による結集への希求によって最終的に克服された。それに見合うオーガニゼーションの形態としてアソシエーション、すなわちフェルアインが発達した。その特徴は、自由意志による入退会、帰属性の凝縮度が比較的低いこと、基本構造がデモクラシーによること、そしてそれらと結びついた自治 (Autonomie) と独立性 (Autokephalie) であった²⁾。個性化と人間解放、新たな市民的公共性の形成という動きと並行して、その発展可能性から女性を排除する動きも進行した。女性のあり方とその《自然な》規定である妻と母親という観念を《合理的に》根拠づけたのである。女性の身体的性状への (これ自体はすでに疑わしくなっている) 男性の判断を基に、身体とのアナロジーで、女性は脆弱・感情過多・体力不足・情緒不安定というでっち上げが止まらなかった。そこから、*「オーストリア民法典」(1811年制定)における女性の法

1) Carl Thomas RICHTER, *Das Recht der Frauen auf Arbeit* (1869), 引用 S. 58.

2) 組合メンバーは、組合のあり方と組合活動に関する規約を自分たちで作成し、また彼ら自身によって定められた方法によって組合会長を選出した。この2点は定款に明記されていた。

的・物質的従属性が固まり、また教育の理論と実践においても個々人の資質に即した教養は拒否された。それゆえ女性は、身分社会からの転換の後も、また（基本的には教養と能力によって規定される）《個々人の立場》に重点が置かれるようになってからも、生まれついた生存規定に封じ込められたままであった。女としてこの世に生まれたという事実が、根本において、その活動の可能性を決定ないしは制限していた。女性には、《自然的事実》によって、自然権は枠外に据え置かれたのである³⁾。

それゆえ女性にとっては、組合活動へ踏み出すことは、女性に決められた場から広い外部の公的な場への移行を意味した。また男性が男であるゆえの社会性に立脚して疾うに親しんでいた必要な行動スタイルを自分たちも習得することを意味した。女性たちは、家庭を保つことを超え出た関心に形をあたえ、その目的のために戦うべく、同じ考えを持つ女性たちどうして結束することを学んだ。彼女たちは、議論の形式を学び、大小のグループの前で議論する訓練をした。組合集会の中で自由かつ平等な投票（一部では秘密投票も）を通じて、自己決定の原理と民主的な手続きに親しんでいった。彼女たちは、また自分がリーダーやオルガナイザー、さらに資金の管理者となることを覚えた。組合活動に守られることにより、女性の関心が公共の場へ進むことがより容易になり、組合での作業という枠組みの中で政治的営為のメカニズムもまた女性になじむものとなった。逆に、国家行政や経済の側でも、女性もまた行政や経済に要請を突きつけていること、公共の場へ踏み出そうとしていることに注目するようになった。

女性にとって運営方法の習得がどれほど難しかったかを示すのは、初期の女性組合の幾つかは男性が急かせてようやく設立された事実であろう。それだけでなく、種々の女性組合は、アドヴァイスを得る必要から専門的な知見をもつ男性を招請するにとどまらず、世話人団や運営委員会の責任者に男性を選出した。

したがって、男性の場合は、組合活動への取り組みは、身分の桎梏からの解放と個人としての生きることが可能になった延長線上であったが、女性にとっては、女性に指定された作業や振舞い方と比べて、組合活動は質的に新しいものであった。かかる背景を勘案すれば、性差によって組合目的が違っていたと言っても、決して言い過ぎではない。

*トーマス・ニッパードイは定礎的な論文「18世紀末から19世紀前半のドイツにおける社会構造としての組合」において、組合形成に至るモチーフを4種類に分類した⁴⁾。もっとも、特にそう断ることもなくニッパードイは論じているが、取り上げられたのは総じて男性の組合であった。それゆえ補足の意味でも、対比の意味でも、女性組合の設立につな

3) これについては次を参照、Claudia HONEGGER, *Die Ordnung der Geschlechter* (1991).

4) Thomas NIPPERDEY, *Verein als soziale Struktur in Deutschland im späten 18. und frühen 19. Jahrhundert* (1972), 引文 S. 5-7. [拙訳] 引用箇所は p. 114-116.

がるモチベーションを整理する必要がある。最初のモチーフは次のようにまとめられる。

(1) 組合の設立者の志向は、家・身分・職業・伝統的儀式に縛られない自由な集いのなかで《気持ちに即して》楽しみに結集することにある。

ここで選ばれた語彙が、すでに、直接的ではないにせよ、女性にも引き写せることを示している。先ず《家 Haus》は、女性には桎梏だけを意味するのではなく、生き方そのものとも言えた。家の闕をまたいで出ること、それも教会堂でのミサや親戚訪問あるいは女性の友人を訪ねるためではなく、組合の溜まり場という半公共性への踏み出しは、女性にとっては、基本的にかなり大きな一歩であった。それは自分にも、行動を共にする女性どうしにとっても《気持ちに即して》楽しみに結集することなどではなく、偏に社会的に意義のある活動であると言い切ることができたからである。

身分の枠付けは、女性には必ずしも大きな意味をもたなかった。《女として生まれたという決定要因》の赴くところ、結婚と子供を産むことを通じてだけだが、原理的には身分を横断することができ、さらに《自然な》帰結として家政と子供の教育をも引き受けたからである。もっとも、現実には、実態は千差万別であった。加えて、貴族や上流市民などの富裕な婦人は、伝統的に、貧しい女性や子供のケアのために奉仕するのは自分たちの義務と考えていた。

ちなみに、男性の職業には、仕事の息抜きや個人的愛好を満たすことができるための《余暇》の概念が結びついていて、それに対して19世紀の大半の女性は、義務性が強い労働か慈善活動かを問わず、息抜きとして計画性のある余暇をもとめることも享受することもなかった。自由な時間も毎日の義務として、子供や夫の世話、《施しもの》作りの手仕事、あるいは住まいを綺麗に保つことに使われるのだった。

とは言え、組合も、もしそれが集いや楽しみに限定され、有用性を射程に履いていなかったとすれば、市民社会の仕組みではなかったろう。そこで第二のモチーフである。

(2) 組合のメンバーは、互いに《和やかに》あることを望み、またそうであるべきとされた。それは自分も共に《人間性の構築》あるいは《幸せな気持ち》にあることを目指すからである。

ほとんどの女性には、教養と言っても中クラスで、知識の交換の大部分は毎日の経験の授受を土台とする僅かな部門に限られていた。女性組合が先ず行なわねばならなかったのは、学校教育に向けた組織づくりとその維持であった。学校教育こそが個々人の完成の前

提であり、また社会的状況の改善に向けて分析を成し得る前提でもあったからである。

集い、娯楽、それに藝術・政治・学問などのテーマをめぐる会話、また互いに鼓舞しあい教養を磨くこと、これらを女性たちはサロンに見出すことができた。しかしサロンと組合の本質的違いは、サロンが貴婦人の《宮廷作法》、すなわちサロン風と言い慣わされた振る舞いの場ということにある⁵⁾。藝術にしてもその公的な提供が多様化し拡大へも向かうと、サロンは後景に退いた。女性たちが、公的な場で活動することが増え、また自分たちの目的を遂行するためにオーガニゼーションを組合に見出す度合いが高まり、さらに教養を身につけた女性たちが職業に就くことが多くなる中、サロンの意義は低下した。19世紀末から20世紀初めにかけての社会の変化と共に、こうした遊びと教養に加えて種々の課題にも取り組む集いの形態は、その《スタイル》も併せて土台を失った⁶⁾。

(3) 社交と教養の提供は組合の中でメンバーが得られる目的にとどまっているのに対して、初期の段階から、全ての組合が、また後になってもなお大多数の組合が、個々の組合を超え出る多少とも社会全体にまたがる特殊な目的をもっていた。

女子教育が推奨されたとは言え、個々人のあらゆる才能の涵養が課題とされたわけではなかった。歓迎されたのは、他者のために存在する能力であった。したがって女性組合のアクティブなメンバーの大半も、自己の関心を第一にして活動したのではなかった。彼女たちの活動は、他者の衣食住のため、また（あるいは）他者の教育機会の向上のための慈善であった。ちなみに、職業別の結社は、男性による結社では類型の最初に来るが、女性の結社では同じ種類でも、この他者へのケアという要素が本質的であった。1848年のラディカルな「ウィーン・デモクラシー女性組合」(⇒p. 124)ですら、《全ての女性の間でデモクラシーの原理を広める》ことを目指し、《公共の国民学校と上級の教養施設の建設》によって女性が男性と等しい権利をもつことを追求しただけではなかった。同時に《ヒューマンな》課題、すなわち《革命の犠牲者全員への十分な手当て》も目標とされた⁷⁾。これらの社会的活動においては、独自の価値観、市民的規範、とりわけ市民的女性像が意識的に宣伝された。

(4) 最後に、組合の目的である。つまり組合設立のモチベーションであるが、実際の・教育的な改革でもなく、政治・社会の改変でもなく、さらに社交や教養への希求

5) Petra WILHELMY, *Der Berliner Salon im 19. Jahrhundert* (1989), S. 25.

6) 同上, S. 398.

7) 「ウィーン・デモクラシー女性組合」(Wiener demokratischer Frauenverein), Statute §2. なお定款の復刻は次を参照, G. HAUCH, *Frau Biedermeier auf den Barrikaden* (1990), S. 235–239.

を満たすものとしては十分ではあり得ない種類がある。音楽や藝術、あるいは学問の組合が望んだのは、そこでの藝術あるいは学問に《役立つ》こと、あるいは少なくとも役立ちもすることであった。

しかしこれがあてはまるのは、この文と照応するような女性芸術家の団体や上流婦人の歌唱組合などで、そこでなら、どの組合でも社会的な要素がみとめられた。

組合メンバーであることは、男性にとっては、古い団結体が衰微した後の孤独からまもられ、また近代の能力社会から来る圧迫を乗り切る可能性を意味する。それは《男性同盟》という形の帰属性をも意味するが、また女性が裁量するサロンの《男女の集い》とも、女性の存在が大きく関わる家庭とも大きく異なる。男性組合が発展したのは《アルコールと共に教養も味わうことができる一種の知的な飲食館》においてであった⁸⁾。

女の《まっとうな存在形態》とされた妻・主婦・母親から全くあるいは部分的にはずれた女性たちにとって、組合活動は、存在意義を見出す上で大きな意義をもった。組合での社会参加によって、中流クラスの未婚の女性を羽交い締めにしてきた行動抑圧は克服された。彼女たちは、主観的には自分の生き方に意味をあたえる可能性をもち、またその活動価値ゆえに、《余分な女》という不名誉な烙印から解放される証しを社会から得ることになった。

上流の女性の場合は、大勢の召使によって毎日の義務をほとんど免れており、《大人のお嬢さん》へと教育されて《お飾り》になることが定められ、彼女たち自身も自分をお人形と考えるようになっていたが、組合活動のなかでは、新しい自己評価と意味付けを得ることができた⁹⁾。

組合設立と組合活動へ踏み出すのは、女性にとって、市民的規範によって決められた枠の部分的克服と、新たな市民的公共性を共に作り上げることを意味した。最初是对処的な社会的活動、数年後には組合のなかで大きな仕事をこなすようになり、最後は社会的状況を変えるための独自の考えを明示し実行するようになる。

組合メンバーのリクルートと組合の仕事の目的を選択するにあたって、女性組合は、男性組合に較べて、階層や職種の枠に縛られる度合いがずっと小さかった¹⁰⁾。それは、ウィーンに較べて周辺部の諸都市において、すなわち集団の数が多くなく、狭い空間で一緒に暮らす場において特に顕著であった。社会的な組合活動のなかで、貴族の女性と市民の女性は結びついた。彼女たちが共にたざざるケアワークは、主に、中・下層の貧しい女性・

8) U. FREVERT, *Männergeschichte oder die Suche nach dem „ersten“ Geschlecht* (1991), S. 41.

9) アリス・ザーロモンがこの側面を強調している。参照, Alice SALOMON, *Soziale Frauenbildung* (1908), v. a. S. 12f.

10) 夫や父親の職業は、妻や娘のステータスに決定的な意味をもった。

子供・老人に対してなされた。そのさい階層や階級の違いを乗り越えたのは、女性に特有の共同感情であった。

組合への参加を通じて、たしかに女性たちは、市民社会の形成以来自分たちに割り当てられてきた家というプライベートな空間での役割から解放されはしたが、その組合活動の唯一ないしは本質的な内容は他者へのケアワークであった。

組合のあり方を特徴づけている《毎日の集い》では、女性組合において中心になったのは、身体を使う活動であり、一緒にテーブルを囲んでお互いの考え方を話し合おうとする希求とは別物であった。男性たちは、組合の夕べの場でのそうしたオフィシャルではない会話を、職業面での次の一歩や自己の社会的昇進に役立てることができたが¹¹⁾、女性の場合は、学校設立などの営為まで行ってようやく自分たちの状況の改善につながるのだった。男性組合と女性組合のそうした違いがはっきり表れるのは、女性組合の拠点が組合自体の施設ではなく、新設の学校や保育園や老人ホームだったことにある¹²⁾。

(中心と周辺)

社会の市民化が進むと共に、組合作りは力を強め数も増えた。またそれが社会の市民化の動きにも影響をあたえた。そうした組合作りは、大都市という中心から発して小都市へ進み、最終的には村落部にも広がった。

以下では、*《長き》19世紀を通じたハプスブルク帝国の中心と周辺における女性組合の活動を取り上げる。女性が基本的に重みをもつ生活の場は周辺部の現象形態によって規定されていたことを押さえるなら、そこではこれを特徴とする女性のあり方もまた前面に現れる。なお周辺部としてはザルツブルク市を例にとった。元は独立した大司教伯領邦の中心であったが、政治的・経済的には縁辺の郡都になってしまい、再びオーストリア帝冠領ザルツブルクとなったのは、ようやく1861年であった。それゆえ19世紀を通じて見ると、まず起きたのは産業都市からの脱落と地方化という逆戻りであり、やがて交通網の発達と観光に活路を見出して第三次産業の部門で経済的な上昇を迎えるという推移である。それに対して中心として機能したのは首都のウィーンであった¹³⁾。そこは、政治的な決定

11) 組合活動と私的な交流との交錯については、ベルリンの美術商ヨーゼフ・ベルマン (Josef BERMANN) の日記をもとにまとめたハンス＝ペーター・ハイの研究を参照、Hans-Peter HYE, *Wiener Veriensmeier um 1850. Vortrag auf der Tagung „Bürgertum in der Habsburgermonarchie“*. Ms. Manuskript. Brixen 1990.

12) 例えば「ウィーン女性職業組合」によるラールガッセの校舎ないしはヴィートナー環状道路 (ギュルテル) の校舎、またウィーンの「〈女の家〉組合」のシニア会館、またザルツブルクでは「マリー・ヴァレリー児童施療院」がある。

13) 19世紀後半には、プラハがベーメンの女性組合諸団体の中心地として、ウィーンよりもはるかにイノヴェイティブな性格を示した。

の担い手や経済界の重要な代表たちの居所であった。本稿では女性組合に限定して中心らしい《質》の幾つかを挙げるだけだが、ウィーンはコミュニケーションの可能性を土台にして、新しい諸理念がたちまち流入して広まる場、また最高水準の重要な文化施設の所在地であった。このハプスブルク帝国の中心地では、早くも1810年には帝国における最初の女性組合が設立された¹⁴⁾。

破格な出来事が国家の諸力に呼びかける中心なればこそ、富裕な私人が、その機会を得るや、不幸な人々に救いの手を差し伸べる手段を作り上げるのは、正に必然であった。

この「作善・有用促進のための貴族女性協会」の設立に動いたのは、シュヴァルツェンヴェルク家の公女でロプコヴィッツ伯爵夫人となった*カロリーネ (1775-1816) であった。当初は、戦争や水害の犠牲者、視覚障害者、聾啞者、軍人・市民の貧窮者、資金難に陥ったソーシャルワーク婦人団体、孤児、遺棄児童、産褥婦、家庭内弱者など幅広い範囲への支援活動であったが、1841年からは、産褥婦の他、保育者に棄てられた人々、つまり貧しい病者・回復期の病人・病気の児童と家庭に集中するようになった。協会は、1812年に、ベッド数12床の施療院を開設し、まもなく65床にまで拡大された。さらに1878年には女子産業学校を設立し、毎年約160人の貧しい女子がそこで教育を受けた。

ナポレオン戦争の困難な時期には、他にもさまざまな領邦で同様の措置がとられた。1813年には、プロイセンの公女たちが《あらゆる身分の主婦と娘》に向けて、組合のなかで祖国を救う仕事にそしむように呼びかけた¹⁵⁾。1814年には、ザルツブルクに設けられていたバイエルン王国総監部の呼びかけに応じて、4人の女性が共同で「祖国防衛機構構築促進のための女性組合」を設立した。バイエルンの古くからの貴族トウルン・ウント・タクシス家出身の伯夫人キュニグル、州判事夫人、商人の妻、石工頭の妻である。彼女たちは、《あらゆる身分・階級のザルツブルクの女性たち》に向けて、募金と物品供与ならびに兵士のための衣服・布団・包帯材料の無償製作を呼びかけた。もともとこの組合は、同年秋には跡形もなく消えていた¹⁶⁾。

以後の数年は、支配者の度重なる交替・戦争・不作の困窮の時期となり、改めて女性組合設立の呼びかけがなされたのは1817年末であった。今回もまたそれは、中心地ウィーンからであった。オーストリア皇帝フランツ 1 世 (在位1804-35) は、《総て公民、殊に帝都

14 *Die Gesellschaft adeliger Frauen zur Beförderung des Guten und Nützlichen in Wien* (1911) 引用箇所 S. 5.

15 Ch. SACHSSE / F. TENNSTEDT, *Geschichte der Armenfürsorge in Deutschland* (1980), S. 223.

16 この組合 (Frauenverein zur Beförderung der vaterländischen Vertheidigungs-Anstalten) への同時代の言及として次を参照, Kgl.-Bair. Salzach-Kreis-Blatt für das Jahr 1814, S. 75, 141, 481, 1389.

ザルツブルクの貴族女性への告示」として、先の「貴族女性協会」を範として《家内貧窮を軽減する》ための女性組合の設立をうながした¹⁷⁾。この「作善・有用促進のためのザルツブルク女性組合」は、「作善・有用促進のための貴族女性協会」の定款に倣い、それゆえ種々の職業グループに属している者たちを混ぜ合わせて一つの市民階層へといざなった。2人の伯夫人に加えて、4人の下級貴族の妻、高級官僚・大学教授・商人・手職匠頭の妻たち、2人の飲食旅館主の妻、それに水車屋の妻1人が、共に《活動する女性》へとまとまった¹⁸⁾。そのさい運営委員会のどの女性メンバーにも、少なくとも一人の聖職者がアドヴァイザーとして付いた。これが、周辺地域の永く続く教区の仕組みへの最初の指針であった。中心で《規則が作られた》女性組合にはそれが合っていたように、ザルツブルクにおけるオーストリア帝国の貴顕者の妻、すなわち《管区司令官夫人》*ヘンリエッテ・ツー・ヴェルスペルク=ライテナウ伯爵夫人(1785-1840)が組合の会長となった。しかしこの組合も翌年にはまったく姿を消した。

女性組合の社会的な救済活動は、国家の側からは非常に重視され、皇帝陛下から《定め書き下し置くに付き、国中いづこにても之に倣ふべし》とされた。その「一般原則」の冒頭では次のように謳われた¹⁹⁾。

主なる都城・商ひの町、^{マルクト}市広場たるを問はず、作善・有用促進に向け女人の組合設立致すこと勝手たるべし。

これによって、組合の設立をめざすグループはいずれも基本的には組合設立に関して特別の認可を得ねばならなかった時代に、組合づくりの比較的一般的な権利が(社会活動の女性組合に限定されていたとは言え)はじめて明言されたのだった²⁰⁾。

三月前期(1815年のウィーン体制確立から1848年革命までの期間を指す)のウィーンでは、幾つかの女性組合が慈善活動の部門で設立された。1816年「イスラエル女性慈善活動組合」、1837年「第一一般組合・聖アンナ児童養護組合」、1847年「困窮学校生を援助する第一組合」、1848年「ウィーン及び郊外に向けた慈善のための女性組合」である。それに比べてザルツブルクでは、本格的な女性組合の設立は一例もなかった。もっとも、既存あるいは

17) K. K. Österr. Amts- und Intelligenzblatt von Salzburg 1817, S. 440.

18) K. K. Österr. Amts- und Intelligenzblatt von Salzburg 1817, S. 283ff.

19) Hofkanzley-Decret vom 26. September 1816, S. 304.

20) この認可システムは、1848-1852年期の短い中断およびカトリック系の慈善組合に対する特別規則が施行された1856-1867年期を除けば、組合法[結社法]として有効であった。その第1条「組合[結社]はこの法律に則りその定めるところによって許可される」の条文である。それをさらに明文化したのが1867年11月15日制定の法律であった。Gesetz vom 15. November 1867. In: RGBl. 1867, Nr. 134, S. 377-381.

1840年代に設立が増えた男性組合は、必ずしも女性を排除するという姿勢ではなかった。

バルバラ・フォン・クラインマイヤー (1793-1865) は、母親が宮廷顧問官で大学教授のフォン・シャルハマー家の出身カタリーナ・フォン・クラインマイヤー、父親が選帝侯領ザルツブルク枢密顧問官・国家顧問ヨーハン・フランツ・トーマス・フォン・クラインマイヤーで、1793年に生まれた《真正の古典的ザルツブルクの歴史時代の娘》であった。彼女は、ミュージアム・社交・藝術・モーツアルテウム・大学生支援・産業＝生業組合など各種団体のメンバー、また「ザルツブルク [帝国・王国] 農業協会」と*「ザルツブルク国土学協会」の会員であった。彼女の堅実な知識は、《華やかな修辭》でも《百科事典的な博学》でもなく、女性の本性に沿っており、《高貴な協力者》かつ《無私の助言者》として、教養ある男性たちの訪問を頻繁に受ける会話のパートナーであった²¹⁾。

この時期の女性組合の活動にとってのフィールドは「小児保護組合」であったが、《尊貴なる司教伯参事会の監督下》にあって、運営委員会は男性だけで占められていた。ただし、女性の《担当領域は内部》という一般的なお仕着せとは異なり、ここでは《組合の外部的に向いた部位》として12人の地域代表の女性たちが名指しされて組みこまれた。この機能において、彼女たちは、金銭・衣服・供物を集め、また新しいメンバーを獲得し、小児保護施設を見舞うのが課題であった²²⁾。

1848年の革命情勢の赴くところ、8月末にウィーンにおいて「デモクラシー女性組合」が結成された。そこでは、社会的目標と並んで、女性の男性との同権、またデモクラシー意識の拡大と自由愛を追求した。しかし革命情勢の騒擾が打ちのめされたために2か月しか続かなかった。会長の*カロリーネ・フォン・ペリーネ (1806-88) は富裕な男爵貴族の娘、夫も男爵で、その未亡人として3人の子供の母親であった。そして同志の*アルフレート・J・ベッヒャー (1803-48) と共に戦った。ベッヒャーは死刑となり、彼女は収監された。その運命は伝説になってもおかしくなかったが²³⁾、そうはならなかった。1848年に状況の改善をもとめて戦った他の女性たちも、続く年月には女性問題において意義を失った。「デモクラシー女性組合」は伝統をつくることなく終わった。ハプスブルク帝国では、1848年の運動は、1860年代半ばの女性組合の結成に至るまで中断した。ドイツの場合は、

21) ここで挙げた事情および引用は次による。Fräulein Barbara von Kleinmayrn. Eine Lebensskizze von Heinrich WALLMANN, MCA HS233.

22) 「小児保護組合 (ザルツブルク)」(Kleinkinder-Bewahr-Verein in Salzburg) 定款は1845年12月29日に作成され、1846年6月25日に認可された。これについては特に次を参照、§13 MCA Karton M36/1.

23) カロリーネ・ペリーネは、数週間の収監の後、ミュンヘンへ亡命する他なかった。ミュンヘンにおいて彼女は、諦めの故かウィーンへ戻れるようになるためかは定かではないが、革命期の姿勢から遠ざかった。そしてウィーンへ還ることはできたものの、子供の養育権は認められず、財産は差し押さえられた。彼女の死は1881年であったが、すでに1860年代には活発化になっていた市民女性の運動に彼女の名前が挙がることはなかった。参照、G. HAUCH, *Frau Biedermeier auf den Barrikaden* (1900).

*ルイーゼ・オッター＝ペータース（1819-95）のような人物が2つのエポックをつないでいたのとは対照的である。

ウィーンの革命（1848年10月）の情報がザルツブルクに届いたときには、すでに3日が経っていた。革命に共鳴する人々も《バカ騒ぎ》をするだけだった²⁴⁾。一般には、社会的権利の追及も頓挫をきたしたとの受けとめがなされた。本来、現状のラディカルな変更へ向かうべき女性の隠れた力はまだ熟していなかった。しかし間接的には革命の《亡霊》はなお生きており、下層の人々の不満への恐れ、社会的不穏や大衆蜂起への危惧が漂っていた。

1848年革命へのザルツブルクの女性たちの回答は、1850年の「カトリック女性組合」（⇒p. 126）の結成であった。その後数十年続く女性組合の第一号で、それに続いて多くの女性組合がつくられた。

やがて、中心のウィーンでも周辺のザルツブルクでも数多くの組合ができていったが、モチーフや組合構想や組合目的にはばらつきがあった。そのため、女性組合の類型学を試みてもよいだろう。次の諸類型である。

- 宗教的女性組合
- 庇護者思念を再活性化させた女性組合
- 《精神的母性》概念を義務とした女性組合
- 女性教養組合
- 職業別の女性組合
- 女性解放運動の諸団体

2 宗教的な女性組合

宗教的女性組合は、キリスト教の隣人愛の意味での一般的な施しの伝統に立っている。すなわち、困窮者の苦境を直接やわらげ、それが施しをする者の魂の救いにもなるとされる。そうした組合の設立は、19世紀の半ばから教会の側から強力に目指されるようになった。貧困問題、すなわち《社会的課題》は、下層の人々や（リベラルな）市民層のあいだで増大する無信仰の結果とみなされたからである。宗教は《文化の諸々のファクターの進展》によって圧迫され、そのため社会的状況の変化の下、ぱっくり亀裂ができており、その架橋が社会的課題の対象、と言うのである。《有意義な進歩》を得るための最も重要な

24) Hanns HAAS, *Salzburg in der Habsburgermonarchie. 1. Vormärz. Revolution und Neoabsolutismus*. In: *Geschichte Salzburgs*, Band II/2, hg.v. Heinz DOPSCH und Hans SPATZENEGGER. Salzburg 1988.

ファクターこそ《倫理的に宗教的な文化》とされた²⁵⁾。

《知識市民や上流身分》で教会堂へ参集し告解に臨む人々が減少し、また宗教への無関心が増えていることに向き合って、教会は、《不信仰という毒の実》との戦い、また《扇動者、共和制主義者、デモクラートあるいはラディカリストなどと呼ばれる、転覆を企てる悪魔の徒党》²⁶⁾との戦いを呼びかけた。

キリスト教信仰とキリスト教的な価値を広めるのに適したオーガニゼーションと教会がみなしたのが、個人主義に立脚し、伝統的な絆からの解放を土台にする組合であった²⁷⁾。

一人一人の力では不可能で到達し得ないことがらも、多数が集結することによって容易かつ確実に成し遂げることができる。悪辣な者らはこれを知っている、我らが敵はこれを知っている。……それゆえ、近年、良き思考と信仰への勇氣あるカトリック信徒は、同じく結社の道を歩み始めた。それは、迫りくる危険に同じ武器をとって戦うためである。かくてドイツとオーストリアの至るところで、カトリック組合が設立された。……

1850年に*「(ザルツブルク) カトリック女性・福祉活動組合」(=「カトリック女性組合」)に結集した《敬虔な女性たち》の要点は、キリスト信仰を社会的救助活動と結びつけたかたちでのプロパガンダに適した人間集団ということにあった。

過ぐる年月、人間社会という身体には傷口があらわになった。その危険を私たちは見過ごすわけにはゆかない。— 持たざる者が有産者に向ける憎悪、地上の物質的幸福が平等に配分されないことへの鬱屈、これらがついつい彼岸における公正な平等を信じられなくなっている。他者が贅沢にふけているのを前にして湧き上がる自己の悲惨さへの憤怒。かかる傷への治癒は一つしかない。すなわち実行を伴うキリスト教的愛である。

これは、「(ザルツブルク) カトリック女性・福祉活動組合」が1852年の総会を開いたときに、メンバーに対してなされた社会的状況の説明である²⁸⁾。《活動する》女性たちは、《品位ある》貧者を見つけて世話をすることを課題とした。彼女たちは、食物・医薬品・薪炭・住むための金を携えて、困窮の産褥夫人を助け、孤児院や奉公人訓練施設において

25) Chr. GREINZ, *Das social Wirken der Katholischen Kirchen in Österreich* (1898).

26) GROSS, *Wozu dienen Katholikenvereine?* (1850), S. 11, 8, 9.

27) GROSS, *Wozu dienen Katholikenvereine?* (1850), S. 13f.

28) V. WIERY, *Gottes Heimsuchungen* (1852).

貧しい子供たちがそこに住むことができるように、また貧しい少女が仕事を学ぶことができるために教育の経費を負担した。《応急的な助け》としては、1890年代に入るまで*ランフォードスプの炊き出しを行なった。合理的な貧民救済の諸要素は、無償での困窮者への援助、まっとうな生計への土台としての困窮者を囲む状況の改善、児童教育に適した価値観において表れた。1858年からは、住宅費、教育や訓練に要する経費の手当ても「(ザルツブルク) カトリック女性・福祉活動組合」の主要な課題とされるようになった。と共に、「(ザルツブルク) カトリック女性・福祉活動組合」は、教会のインフラストラクチャーと一体のオーガニゼーションとして伝統に縛られていた。他の慈善活動の拠点や、他の諸都市の女性慈善組合との聯繫へと進むこともなかった。保守的な社会的性格という姿勢においてもそうであった。下層の少女たちに教養が教授される場合も、奉公人あるいは典型的に女の仕事とされる分野での労働者となるために限られていた²⁹⁾。

数十年が経過し、「(ザルツブルク) カトリック女性・福祉活動組合」もメンバーの高齢化というもっともな変化によって活動が停滞したとき、新たにつくられたのが*「聖エリザベス組合」であった。1908年にこの地域の2つの教区において結成され、1909年には「ザルツブルク大公国聖エリザベス組合」の設立に至った。20世紀初めの社会的諸問題が伝統的な教会的貧民保護と結びつけられたのである。この組合の目的として、《聖エリザベスを模範として、貧者と困窮者に宗派の別なく救いを差しのべる》ことが謳われた³⁰⁾。この組合は、またしても教区を単位としていた。個々の《教区集会》が貧民のケアをし、食物・衣服・薪炭の購入に向けて動き、また賃貸料の手当ても乗り出した。医師や薬局に価格の引き下げをもとめ、病院や老人施設への入居を斡旋し、児童教育に取り組み、また赤十字とドミニコ会修道女たちによって軌道が敷かれた貧民のための病者在宅ケアに組織的に関与し資金面でも工夫した。さらにこれらのケアワークを域内布教活動と結合させた。それが一部では政治的次元のカトリシズムの意味でもあったことは、幾つかの成功例の報告が示している³¹⁾。

……他の家族は、物質的な利益が見込まれるからであったと思われるが、説得を受け入れて古きカトリシズムに入った。メンバーが彼らを訪問する良き影響の下、人々を再び正しい道へ戻すことができた。彼らは我らが教会へ立ち返り、かくして子供たちには規則に従って洗礼が施された。

ある若い未亡人は、社会民主主義に影響され、その手中に陥る危険のなかにあっ

29) Katholischer Frauen-Verein RB 1850ff., MCA Karton M24/2.

30) St. Elisabethen-Verein, Konferenz St. Andrä, RB 1911, 2 MCA Karton M19.

31) St. Elisabethen-Verein, Konferenz Aigen und Gnigl, RB 1913, S. 4f.

た。この若い女性が今まで自立することが出来たのは、彼女を訪問したメンバーの献身的な努力と教区集会の力強い支援によってであった。同様に、我らがメンバーの営為が実って、*フェクラブルックの学校シスターが運営するシュヴァルツ街の学校で学ぶ児童もいる。

数十年にわたってばらばらになされていた女性組合の活動だったが、ザルツブルクでも、女性組合には上級のオーガニゼーションの重要性が意識されるようになっていた。「ザルツブルク大公国聖エリザベス組合」は、設立の時から、頂上聯合*「ザルツブルク大公国カトリック女性同盟」の一員であった。

二つのカトリック女性組合は、総じてカトリック団体に典型的な幾つの特徴を見せる。リベラルな組合とは対照的に、組合メンバーの姿勢は、個々の特定の関心に限定されるのではなく、全人的な関わり方であった。組合活動の主意は、人々の生き方を宗教に根差したものに委ねさせることにあった。すなわち、組合で行なうミサへの参加が求められ、同じく毎日の禱りのテキストは組合の定款と組にして編集された。ケアワークでは、貧者に手を差し伸べる伝統的な形態が優勢で、家父長的な後見人風の世話の焼き方となり、相手のもとめが限定されたものであるかどうかなどは考慮されなかった。施しをあたえるという性格の陰で、支援を受ける者はただただケアワークの対象としてしか見えていなかった³²⁾。組合そのものも、依存のなかへ組み込まれた。編集されるのは説教とカトリックの印刷物、集会の場は教会堂に属している一室、神父は組合顧問、修道女が教師とも組合がケアをする人々への看護師ともなった。オーガニゼーションの形態から見ると、二つの組合とも、リベラルな組合のイデアルタイプには程遠かった。「ザルツブルク大公国聖エリザベス組合」の場合は、たしかにメンバー全員が女性会長を選ぶ権利をもっていたが、次いで女性会長は、複数の教区管区にまたがることから教区集会の代表者と副代表を指名した。したがって二つの組合は、その仕組みにおいて、リベラルな伝統に立つデモクラシーの組合よりも、むしろ教会官庁において有力なヒエラルヒー型に近かった³³⁾。

教育と社会奉仕の分野で集中的な教区活動を行なったことでは、ザルツブルクの場合、(プロテスタント教会系の) 1899年設立の「イスラエル女性組合」と1906年から存在する「グスタフ・アドルフ女性組合」もそうであった。この両組合は、教区としては小規模の一教区を基盤にしているにすぎなかったため、活動のフィールドは、カトリック側の同じ種類に較べてはるかに幅広くなる他なかった。幼稚園・学校・施療院の分野では、女性団体

32) 参照, SACHSSE, *Mütterlichkeit als Beruf* (1986), S. 52.

33) カトリック教会系の組合の特殊性については次をも参照, W. SAUER, *Katholisches Vereinswesen in Wien. Zur Geschichte des christlich-konservativen Lagers vor 1914* (1980).

(〔訳注〕尼僧院など)を背景にした施設や活動の担い手を期待することができなかったからである³⁴⁾。

カトリック女性たちのケアワークは、ザルツブルクの市域をも超えていった。アフリカ総主教による奴隷制廃絶に向けた戦いへの呼びかけに応じて、ザルツブルクでは1889年に、貴族の婦人たちと富裕な市民女性とによって「アフリカにおける奴隷解放のための組合」が設立された。組合の目的は、奴隷狩りと奴隷売買の阻止であり、講演や出版や請願の形での問題のあぶり出し、またアフリカでのミッション活動の支援によってであった。組合メンバーの伯爵夫人*マリア・テレサ・レドホフスカ(1863-1922)は1894年に「^{サン}聖ペドロ・クラヴェール信心団」の名称で《信心の協会》を設立した。協会は組合と同じく印刷物の弘布と、喜捨の受け入れと再配分にいそしんだ³⁵⁾。と共に、ザルツブルクの組合組織においてアンチ・セミティズムが書記的に固定された形で表明されたのは、唯一このルートを通じてであった。レドホフスカ伯爵夫人は、カトリック教会がこれに参画すべきことを説いた。それは、カトリック教会こそが、《日毎に強まるユダヤ人の恐ろしい浸入への砦》だからであった³⁶⁾。また彼女のミッション誌の定期購読を勧めたのは、オーストリアにおいて遂行されつつある《ユダヤ人の汚れたフェイク紙誌》に対する闘いを神が嘉し給うから、とされた。こうした誹謗の二番目の標的は、社会民主主義であった³⁷⁾。

合理主義・即物主義・学術化の進展、またそれと共に入ってきた社会的・心理的変化の時代に、少なからぬ女性が、新設あるいは復興された兄弟団に逃げ場をもとめた。ザルツブルクでは1872年に発足した*「キリスト教的母親の兄弟団」が目標として掲げたのは、《毎日のキリスト教的家庭生活と、特にキリスト教に則った子供の教育の向上と促進》であった。この目標の達成は、《[聖母]マリアの無垢の聖心(=心臓)との結びつき》によるとされた。メンバーは、定款と一緒に印刷された禱りを毎日おこない、できるならば告解と聖体拝領に毎月赴くことが義務づけられた。また月に一度、共にミサに集うこととさ

34) Gerhard FLOREY, *Bischöfe, Ketzer, Emigranten. Der Protestantismus im Lande Salzburg von seinen Anfängen bis zur Gegenwart*. Graz (1967), S. 279ff.; また次を参照, A. ALTMANN, *Geschichte der Juden in Stadt und Land Salzburg* (1990), 286ff.

35) MCA Karton M19.

36) M. T. LEDÓCHOWSKA, *Die Frau im Dienste der afrikanischen Missionen* (1916), S. 18. 同じ個所で著者は、自らを組織する女性たちに次のように呼びかけている。《我らの最も邪悪な敵、すなわちユダヤ人・社会民主主義者から脅威を受けているこの災厄を直視し、団結すること。最も大事な財物のために、キリスト教的家族のために、キリスト教の学校のために、キリスト教の出版のために闘うこと……》

37) 同上, S. 20.; なおレドホフスカは、同じような憎悪の長広舌をすでに1897年の時点で、ウィーンのアンチセミティズムを標榜するキリスト教女性同盟においても聞かせていた。その講演は「アフリカとウィーン《キリスト教女性同盟》」(*Afrika und der Wiener „Christliche Frauenbund*) のタイトルで印刷された。これについては次をも参照, F. STEINKELLNER, *Emanzipatorische Tendenzen im Christlichen Wiener Frauenbund und in der Katholischen Reichsfrauenorganisation Österreichs* (1985), S. 55-67.

れ、そこには母親としての特殊な関心事も併せられた。そして集いの後は、子供の教育と家庭生活の疑問に即した聖職者の講演を聞くのだった³⁸⁾。

女性兄弟団によって、教会は、女性と家庭生活への影響を確かなものにしようとしたのであり、兄弟団は、《アクティヴなカトリック性の核になる集団》であることがもくろまれた³⁹⁾。忍従と自己否定の宣伝を通じて、教会が得ようとしたのは、女性が宗教的あるいはその他何らかの《独自の感覚》を発展させることではなく、女性が自分の状況を変えるために《自主的》になることであったが、それは個別あるいは共同の禱りの枠内においてであった。もとより、19世紀前半のこととて、次第に衰微するマリア信奉が再び活気づけられたのは故無きことではなかった。《伝統と見渡し可能な秩序に立脚した世界像への帰依とデモンストレーション》、しかしまた前近代的信奉のローカルな多様性を背景にして少数の《救霊教育学的に効果抜群の広く知られた信奉形態とそのフィギュア》への集中である⁴⁰⁾。聖母マリアは、静謐・敬虔・恭順な忍耐者の化身へと様式化された。1854年の《無原罪の受胎》の教義の公布、19世紀を通して高まった《奇跡の大波》、その絶対的な頂点としての*ルルド、またドイツ語圏における結節点の*マルペンゲン、これらは唯物論的自然科学の世界理解の限界をあらわにするものとされた⁴¹⁾。宗教的女性組合は辺地の諸都市だけのことではなかった。ウィーンでも、どの宗派でもそうした組合は作られていた。カトリック女性慈善組合はどこの地域にも存在した⁴²⁾。しかしそうしたカトリック教会の組合も、ザルツブルクにおけるほど優勢ではなかった。それらは、プロテスタント系

38) 参照、「キリスト教的母親の兄弟団」(Bruderschaft christlicher Mütter)の定款：MCA Karton M18/2。

39) W. BLESSING, *Reform, Restauration, Rezession* (1986), S. 110。

40) G. KORFF, *Kulturkampf und stilisierte Volksfrömmigkeit* (1986), S. 143 u. 147。

41) 年端のゆかない少女に直接的な教育機能では、1868年に設立された聖女アンジェラ・メリチ (hl. Angela Merici 1474-1550) を崇敬する元祖兄弟団 (Erzbruderschaft [訳者補記] 中世末に実在した同聖女への崇敬は古くからであるが、この兄弟団は既存のいずれかの兄弟団の支部や派生ではない) と「純潔同盟」(Jungfrauenbund) が実践していた。19世紀後半の広まりには、マリア信奉の黙禱 (stilles Gebet) における純潔・忍従・献身という理解が大きく関わっており、またこれを推進した団体としては、1894年に更新・設立された「慰めのマリアの元祖兄弟団」(Erzbruderschaft Maria von Trost)、1866年に設立された「無原罪の受胎の兄弟団」(Bruderschaft von der unbefleckten Empfängnis)、1882年に設立された「罪びと改悔のための至聖・至純のマリアの聖心の兄弟団」(Bruderschaft vom heiligsten und reinsten Herzen Mariä zur Bekehrung der Sünder) が挙げられよう。また「祈禱・祭服組合」は信仰弘布のための祈禱だけでなく、カトリックのみすばらしい教会堂に飾りつけを行なうことにも動しんだ。さらに1901年に設立された上流婦人の信心会 (Damenskongregation) は、《社会的地位において独立性をもち、従属的階級ではない乙女だけが》マリア崇敬をたずさわるとされたが、同時に《使徒的 ([訳注] 教会と教皇への奉仕)》活動として、カトリック教会系の組合諸団体やカトリック教会系の新聞のために募金という下支えに力点を置いた。

42) Gisela URBAN, *Die Entwicklung der österreichischen Frauenbewegung im Spiegel der wichtigsten Vereinsgründungen*. In: Martha BRAUN et al., *Frauenbewegung, Frauenbildung und Frauenarbeit*. Wien 1930, S. 28。

や、ユダヤ系や、没宗派系の慈善活動組合と基本的には意義を分かち合っていた。

3 庇護思念を再活性化させた女性組合

カトリック教会系の女性慈善組合は、貧困を道徳的な問題としてとらえる伝統的な見解をとり、貧困者へのケアにも伝統的な形態で臨んだ。すなわち、貧困を社会的原因において把握するという行き方ではなかった。しかし他方で、カトリック教会系の女性組合のなかには、伝統的な人格の紐帯、すなわち庇護者存在を再び活性化させた団体もあった。ここで《庇護 (Patronage)》と言うのは、いずれかの個人からグループまでと幅はあるが、一種の保護支配である。この関係性は、二進法的に、すなわち非シンメトリー的であり、また持続的で、互いに持てるものの交換を仲介する。それは前近代的な社会にのみ現れるものではない⁴³⁾。*《家一党》が核家族と奉公人あるいは労働者への分解することによって消えたものが、組合の仕組みとして再び頭をもたげたのである。

*「ザルツブルク大公国フィリップポ=ネリ・ワーク」すなわち《労働者・奉公人・女商人その他庇護を必要とする女性の庇護者》を謳う組合もそうで、そこでは貴族や市民の女性たちが《庇護者》として、団体名に挙げられた職業グループのなかの《被庇護者》の面倒を見ていた。日曜の午後の集まりでは、仕事に就いている少女たちが余暇の振舞い方を教えられる。知識や教養によって、また職をもつ大人の女性と組になっておやつやゲームを楽しみ、市民としての行儀や将来必要な控えめな態度を教わる。授業の中身は宗教の講演や、《キリスト教に沿った読書によって知識を豊かにする》こと、また衣服や生活スタイルを質素に保つ手ほどきや、貯蓄口座の開設などであった。授業コースは、家内仕事や手仕事から、洗濯・アイロンがけ・仕立て・簿記・フランス語の講習まで広がっていた。それ以外にも《庇護者の女性たち》はそれぞれの《被庇護者》に仕事を仲介したり、医療的な面倒をみたり、また病気が長引くときには避暑をさせたりすることもあった。彼女たちは、奉公人の少女や労働少女が職場から持ち込んだ《道徳的・物質的に有害なものをできるだけ除くこと》につとめ、またそれによって雇い主をもコントロールすることになった。こうして女性たちは、自分が面倒を見る少女たちの母親役を果たし、その教養と道徳的な生活スタイルに目を光らせた。これほど強固な人間的な絆は、雇用関係の近代的な(すなわち労働時間の取り決め、余暇の要求、解雇、病気・年金保障といった)特質では問題外であった⁴⁴⁾。

43) これについては次を参照、H. -H. NOLTE, *Patronage und Klientel: Das Konzept in der Forschung* (1989), S. 11.

44) 定款と業務報告 [MCA, Karton M18/2].

《庇護者》の活動領域は、孤立した労働少女の監督や教養だけでなく、労働者家族にも延びていった。ザルツブルクの労働者の多く居住する2つの市域に《児童庇護所》が設立され、やがて学童託児所へと発展した。少女たちは、宿題の面倒をみてもらい、また裁縫・繕い・刺繍・編み物・レース編みを習った。長期の休み（夏休みなど）には料理コースが設けられ、少女たちは《簡単なスープの作り方を覚え、それを両親の家でも実行する》ようにという趣旨であった⁴⁵⁾。これによって、市民的なファミリーの理想像が労働者層にも広がる直接かつ実効性のある道筋が見出された。

もとより、市民運動左派や社会民主主義の新たな観念に《古き良き時代》の行動タイプを対置させる田舎の保守的組合の教養理念が世を覆っていたわけではない。ウィーンでは、1890年以後、学校教師の*アウグステ・フィッケルト（1855-1910）と*イーダ・パウマン（1845-1913）が*「労働女性教養組合」において度々講演会を開いていた。1893年には、数人の女性労働者が*アーデルハイト・ポップ（1869-1939）を会長にして読書・ディスカッション・クラブ「リベルタス」を設立した。のみならず、この種の動きは中心地ウィーンのカトリック教会系の保守的世界においても起きていた。ウィーンにおける牽引役は*メラニーエ・フォン・メッテルニヒ=ジチー伯爵夫人（1832-1919）で、夫人は1898年にザルツブルクで講演を行なって、組合の設立をうながした。

しかし1903年末に設立された*「(ザルツブルク)カトリック労働女性組合」は、何らかの懸案に対応することもさることながら、庇護システムと親近であった。目標として、《奉公人階級にあるすべての成人女性と少女の物質的ならびに倫理的健全を守り促進する》ことが謳われた⁴⁶⁾。組合に組織された女性労働者たちは、宗教（=キリスト教）に親しく帰依し、宗教的な修練に参加することを義務とした。組合は、宗教・生業・家庭生活などをテーマとする講演会に彼女たちを集め⁴⁷⁾、また《文章の書き方》を教え、病者支援に臨むこともあった。活動にあたって、労働女性たちの自主組織に委ねられなかったのは明白で、《ザルツブルクの貴族と市民層の高貴な女性》すべてが勤しんで事に当たるべきとされたのは、それによって《上と下》という対立関係を橋渡しするためであった⁴⁸⁾。それは、カトリック教会の政治としても解された。社会民主主義が女性労働者の組織化を進めていることへの対抗だったのである。とりわけ都市の下位諸層の脱教会傾向には、それに対応

45) 児童庇護所 (Kinderpatronage)、学童託児所 (Schulkinderhort) をはじめ《庇護》(Patronage) 活動についての資料: RB 1907.

46) パンフレット「ザルツブルクのキリスト教的な女性ならびに下婢に向けて」*Flugblatt „An die christlichen Frauen, Arbeiterinnen und Dienstboten Salzburgs!“*, Salzburg 1908 [MCA Karton M4].

47) 「カトリック労働者女性の組合」(Katholischer Arbeiterinnen-Verein) の定款 §3.

48) パンフレット (1908年)

すべく組合を通じた《教会による特別の措置》⁴⁹⁾が求められた。《信心の修練》は、教育の積み重ね・社交・支援・利害の代弁と結合された。担当する女性組合の重点の所在は、《信心の修練》と《倫理性》の涵養であった。

ザルツブルクの「カトリック労働女性組合」は、ザルツブルク帝冠領や帝国レヴェルの聯合組織に編入され、最終的には「ザルツブルク大公国カトリック女性同盟」(⇒p. 128)のメンバーとなることを介してカトリック女性運動に統合された。

庇護者思念を基盤とする組合には、もともとデモクラシーに沿った組合構造が期待されてはいなかった。組合の世話を受けるにあたっての相談でも、《被庇護者》は《庇護者》を前に希望を示すことができるだけだった。片や庇護者となる女性は、6人の助言者を選び、また組合の事案に関して決定する権利をもっていた。支部の女性会長はウィーンの総女性会長から任命され、自分の方は副女性会長を指名した。しかし組合の頂点に立つのはザルツブルク大司教によって任命された神父で、神父の代理人も一緒に任命された。ザルツブルクの「カトリック労働女性組合」では、総会が執行委員会を選出し、執行委員会は〔訳注〕互選によって総代と書記と会計〔訳注〕の女性たちを選んだ。しかし組合の頂点に立つのは指導司祭(プレゼス Präses)で、指導司祭代行と共にザルツブルク大司教によって指名された。また総代の女性はすべての組合決定事項を《お支えする》こととされた⁵⁰⁾。それゆえ委員会の総代が女性アシスタントと呼ばれたのは故ないことではなかった。しかもザルツブルクの「カトリック労働女性組合」の場合、その女性アシスタントは御上臈⁵¹⁾ヴァルトブルク=ツァイル伯爵夫人で、宮廷女性にして星十字団の貴婦人であった。

かくザルツブルクの「フィリップ=ネリ・ワーク」と「カトリック労働女性組合」の二組合に眼を走らせたが、それらにあっては、組織化の本来の当事者である女性奉公人や女性労働者の名前は毎年の事業報告にはまったく表れない。両組合の組織形態と活動が示すのは、庇護者と被庇護者の関係にとどまらず、カトリック教会系の組合組織に総じて典型的とも言える変形であった。すなわち自立性(Autonomie)と独立性(Autokephalie)の無力化にはかならず、それは取りも直さず、ヒエラルヒー的指導司祭システムという形によるリベラルな組合モデルの骨抜きであった。

49) W. BLESSING, *Reform, Restauration, Rezession. Kirchenreligion und Volksreligiosität zwischen Aufklärung und Industrialisierung* (1986前掲注39), S. 113.

50) *Statuten der „Patronageolischer Arbeiterinnen-Verein“*; v.a. §7.; 「カトリック労働者女性の組合」(Katholischer Arbeiterinnen-Verein)の定款、特に §11.

51) [RB]にはこの尊称(Erlaucht)が記載されている。

4 《精神的母性》概念を責務とする女性組合

《精神的母性》のコンセプトは、*フリードリヒ・フレーベル (1782-1852) の教育学に根差している。フレーベルによれば、母性という特質は女性の自然にもとづくと共に、それが進展するには教養と涵養 (*Bildung und Pflege*) を要する。したがって母性は身体的に母親であることから独立したものと定義される。フレーベルの考え方を実行に移した*ヘンリエッテ・シュラーダー=プライマン (1827-99) が幼稚園保母 (=女性保育士) の育成にあたって⁵²⁾《精神的母性を鍛錬せよ!》のモットーを掲げることができたのは、そうした背景によってであった。

文化ペシミズムが強まる19世紀から20世紀への転換期、《精神的母性》は生きてあることと人間であることの核心となり、また男性原理としての競争・私利・専門化・官僚制化への女性的な批判となり、さらに様式化されて、物質的・科学技術的合理主義を我がものとする趨勢に抗して温もり・感性・社会全体を守る砦となった。力づくの・学問による・科学技術による達成は男性に特有のいさおしと受けとめられ、それに伴う極めて社会的な諸問題もそうみなされた。こうした社会的荒廃の緩和ないしは解決のために、市民女性たちは、家庭の狭い枠を超えて自分たちの母性を広げることが使命であると考えた⁵³⁾。精神的母性の意味での活動は、隣人愛の世俗化された形態として、中流階層の女性たちの未開拓のエネルギーに意味を付与する可能性も併せて、プロフェッショナルな社会的業務への先行者となった。

ハプスブルク帝国では、社会活動の分野での女性の育成をめぐることは、決然たる参割と言えるほどではなく効果も小さかった。対比としてドイツ帝国に眼を向けると、そこでは*ジャネッテ・シュヴェーリエン (1852-99)、*ミンナ・カウアー (1841-1922)、*アリス・ザーロモン (1872-1948) などが切っても切れない名前である。ちなみに、*アウグステ・フォン・リトロフ=ビショッフ (1819-90) が、オーストリアにおける社会的課題と女性看護師養成について著述を行なったが、続く年月には後継者が見られない⁵⁴⁾。

とまれ、ここでは、精神的母性の意味で活動する組合として、宗教宗派と結びつかずに社会的惨状を和らげようとしたあらゆるオーガニゼーションを挙げようと思う。

52) ヘンリエッテ・シュラーダー=プライマンはベルリンに「ベスタロッチ=フレーベル・ハウス」を設立し、そこで幼稚園保母の育成を組織的に行なった。

53) C. SACHSSE, *Mütterlichkeit als Beruf* (1986), S. 113f. しかしこのコンセプトには決定的な弱点があった。女性たちは、自分たちの課題を、結果としての諸現象をなだめることのみみとめた。政治・経済・学問の中身を女性が形成することを促して、諸問題の根底を把握することを、女性たちは求めなかった。

54) O. AUGUST, (Auguste von LITROW-BISCHOFF) *Die sociale Bewegung auf dem Gebiete der Frauen* (1968); DIES., *Die Krankenpflege durch Frauen* (1873).

1873年、ザルツブルク市国民学校組合が設立された。女性たちは、貧しい学童たちが組合の集会所で温かい昼食スープを摂ることができるように、また昼休みもそこで過ごすことができるように、さらに《それによって、小路に入り込まず悪い社会から距離をおくことができるように》⁵⁵⁾工夫した。子供たちは、必要な場合、組合から教材をもらうこともできた。クリスマスには、どの子供にも、下着一揃い、温かい服、それに新しい靴一足がプレゼントされた。

子供たち、特に貧しい子供たちが少しでもまともな医療を受けることができるように、1890年に「児童施療院の設立と維持のための組合」が作られてケアにあたった。*「聖ヨハン施療院」はたいてい満室で、子供たちと大人が一緒になると、たちまち《ありとあらゆる面倒がついてまわった》。そこで《児童に合理的にケアと入院を得させる》には自前の施療院をつくるしかなかった。すでに1898年には、無料で医師および歯科医の診察が受けられる外来部門をもつ「児童施療院」が開設され、5年後には感染症の小棟も設けられた。設立へのイニシアティブは、ウィーンからザルツブルクへ転居していた*テレーゼ・フォン・ハイマーレ男爵夫人(1843-1900)であった。定款の作成には、ウィーン、ブリュン(ブルノ)、リンツのそれぞれの児童施療院の定款が参照された⁵⁶⁾。ウィーンでは、すでに1837年から「児童施療院組合」が作られていたのである。

視覚障害者への近代的な対策はザルツブルクでは、啓蒙的な予防法についても視角障害者への就職の斡旋についても手立てが講じられていなかった。ザルツブルク州内の視覚障害者は、リンツの盲学校へ行くしかなく、そこを追われると、20世紀初めになっても、ほとんどは街頭で乞食をする羽目になった。そしてここでも、状況の改善に向けてプライベートな社会参加が行なわれた。「視覚障害者をケアするための組合」の設立に向けた集会には《非常に多くの上流婦人》が出席した⁵⁷⁾。そして組合の仕事を引き受けたのも、結局、彼女たちであった。巡回講演を企画し、仕事を斡旋し、その作った品物を販売し、さらに視覚障害者施設を建設するための資金を集めた。

精神的母性は、進歩に伴う社会的苦境と取り組むという平和時の求めにとどまらなかった。危機や戦時にも、同様の機能が期待された。落伍者や傷病兵、兵士の未亡人と遺児、これらへのケアである。1866年、普墺戦争を前にした時期、《我が大祖国、南北の間にて風雲急なれば》⁵⁸⁾として、ザルツブルクでは「軍事愛国女性支援組合」が結成された。

55) 業務報告(1888年)[MCA Karton M54/1].

56) 定款と業務報告[MCA Karton M36/2].

57) 「視覚障害者へのケアのための組合」(Verein zur Fürsorge für Blinde) 業務報告(1904)[MCA M59].

58) 『ザルツブルク新聞』(1866年5月19日号)は、ターフェ伯爵夫人が組合設立を呼び掛けたことによつて“Militärisch-Patriotischer Frauen-Hilfs-Verein im Herzogthum Salzburg”が発足したことをこの文言を入れて伝えた。

呼びかけたのが知事の夫人*イルマ・ターフェ (1838-1912) であったことから、設立のイニシエティヴは中心のウィーンから来たと見ることができるだろう。この組合は、女性組合としては初めてザルツブルク帝冠領全域に活動を広げた。そのさい、小さな町村体では、その土地の名士たち、具体的には医師・商人・郵便局長の妻たちがメンバーとなったが、農民の妻も数人含まれていた。募金は半年で12,428フロリンに上り、その三分の二は野戦病院の厨房と病室の建設、食事の改善や戦傷者の介護、行進中の半病者の世話にあてられた。残りの金額は、急速に増えつつあったフォンドの基金となった。1879年には、組合は、新たに「ザルツブルク大公国のための愛国女性支援組合」として編成されて赤十字社に併合された⁵⁹⁾。こうして組合に集まった上流婦人たちは《平時にも備えを忘れず》活動を続けたが、それは平和を維持することへの関心ではなく、戦争勃発に備えたケアであった。器皿、下着、包帯の材料を蓄える倉庫がつくられ、国防省の指示によって600人収容の臨時施療院が設けられた⁶⁰⁾。

平時にもなすべきことは多い。ひとたび戦争となるや、負傷者や病者に温かな手当をなし得るように最も願わしい形で訓練することができるからである。……しかしそれには、ザルツブルクの都市の村落を挙げての不断の心のこもった支援が不可欠である。

病者の救護施設を能う限り手当と宿泊を併せて整えるべしとの*帝国国防省の指示に従って事は運ばれ、総じて、医療手当が戦時対応技術の進展に支えられて実行された⁶¹⁾。

武器の絶えざる更新と向上は、敵の戦闘不能者の数を増やす目的に徴して、赤十字の諸組合は総力を結集して、能う限り、また最新の衛生・医療の成果と施設を挙げて、この不運の結果を軽減すべく努めている。

組合指導部は《動員計画》まで提示した。戦争勃発となるや即座に組合活動を効果的に遂行し得るためである。またそれを明言した⁶²⁾。

何人も実感以て心しているように、ザルツブルク大公国の女性による救助組合は、祖国の英雄的な息子らのために、それに相応しきケアを用意し、献身的にいそしんだ。

59) 「愛国的な女性救難組合」(Patriotischer Frauen-Hilfsverein) 業務報告 (1880年)

60) 業務報告 (1880年), S. 8.

61) 業務報告 (1890年), S. 3.

62) 業務報告 (1884年), S. 8.

*ベルタ・フォン・ズットナー（1843-1914）によって活動へと呼び覚まされた「平和協会」もザルツブルクの組合からはいかなる反響も得なかった。

戦争にあたっての金銭・物資集めと組織的活動の提供と並んで、女性による救助組合は、永く《深刻な事態》に見舞われずにすんだ後に、災害の救助にも取り組んだ。洪水や地震による負傷者には金銭と物品が供された。こうした市民的な救助奉仕のために、独自の平和基金が導入された。

介護・ケアワークのプロフェッショナル化に対応して、フンドは、病者介護コースの設立に尽力した。そこでは、3か月の理論コースの3週間回の授業があり、最後は修了試験と3か月間の病院実習という構成であった⁶³⁾。課程を終了した女性介護士たちは精々半数であったが、女子修道団に属し、戦時の介護奉仕をも義務とされた。戦争はただちに勃発しなかったため、組合は、病院での介護に力点を置いた。病者搬送車が一台購入され、在宅病者への介護が組織されて、1913年にはその枠で22人の介護女性による延べ3482日の介護活動を行なわれた。

精神的母性の意味での社会参加へ進んだ女性組合は、教会に組織された福祉活動組合とは逆に、リベラルな組合のイデアルテュプスに沿って組織された。しかしその場合も、少なくともザルツブルクでは《内のパパ》(Hausvater) 無くしてはすまなかった。つまり理事会には女性と共に男性も入っており、彼らは各組合の業務にかかわることを職としていた。この男性たちは、教会系の諸機関との関係はそう密接ではなく、むしろ地域コミュニティや州との聯繫に重心があった。そうした組合は、中心のウィーンでも周辺のザルツブルクでも、近似した形態を示した。もっとも、首都の場合は、即座の跳躍ができたのが特色であった。社会問題では緊急の対応を見せ、また女性たちは組合のオーガニゼーション形態に関わる目的の遂行に力を尽くす構えを見せていた。

自助努力に力を添える意味での下層女性たちへの社会的救助活動は⁶⁴⁾、ザルツブルクでは女性組合の仕事ではなかった。ここでは「カトリック女性組合」(⇒p. 126) の庇護・後見人思考が根強く、片やウィーンでは1880年代に市民女性たちが、下層の少女・成人女性の状況改善に向けて脱宗派の組合を組織していた。

1980年に、ウィーンでは、奉公先・職場を求める女性たちのための《宿》がつくられ

63) 1882年に赤十字社によってウィーンのルドルフィーナーの館 (Rudolfinerhaus) で設立された看護師養成学校の修学期間は2年であった。次の文献を参照, Cora STORCK, *Die Krankenpflegerin und die Hebamme*. In: M. BRAUN et al., *Frauenbewegung, Frauenbildung und Frauenarbeit*. Wien (1930前掲注42), S. 278.

64) 社会的救助活動 (soziale Hilfsarbeit) の概念を説いたのはアリス・ザーロモンであった。この術語においてザーロモンが考えていたのは、《社会的不遇と闘う志向、健康・経済・精神・倫理の諸関係における無産者階級の努力を下支えるあらゆる志向》であった。A. SALOMON, *Soziale Frauenbildung* (1908前掲注9), S. 35 (Anm.1).

て、《プロレタリア少女・成人女性》に低価格で清潔な宿泊を提供し、無料で信頼できる職場紹介を行ない、また労働・生活上の支障への実際的なアドバイスをあたえるようになった。

1894年には、商務省中央産業管理官フランツ・ミゲルカの妻*カタリーナ・ミゲールカ(1844-1922)が、「就学中の少女と若い女性労働者のための救済組合」を設立して、若い女性労働者に家政コースと教育継続コースを提供した。

1896年には、*ヨハンナ・シュヴィートラントの指導の下に「社会的救助活動のための女性団体」がつくられたが、これはもはや伝統的な慈愛が基本ではなく、救援を必要とする人々の自助努力を支えることを目指すものであった。女性労働者に向けた調理・家政学校が設けられ、生徒の託児所がつくれ、子供の下着が支給され、家内病者へのケアが組織された⁶⁵⁾。

自助と自己制御に導くという原理は、やさしさという古い価値にとって代わって、1901年に*マリー・ラングによって設立された組合「セツルメント(民の宿)」の主導的な考え方となった。この組合は、下層の母親たちが家の外で職に就くことを楽にした。すなわち、子供たちを組合の施設で面倒を見、食事をさせ、学習をたすけるのである。組合は、その他にも、《母親の精神的水準を引き上げ、責任感覚を確かにする》ために、母親の夕べやコースを開いた⁶⁶⁾。

かく、ウィーンでは特定の課題領域について専門化された福祉組合が設立された、*ローザ・ヴィーン(1847-1935)は、救助をもとめる人々に最も適切な組合を案内する「福祉施設案内所」を開設した。と共に、それは、社会的救済作業への入門コースを開いた最初の機関ともなり、したがってソーシャルワークの専門化への第一歩であった⁶⁷⁾。

5 女性教養組合

女性教養組合の設立においては、ウィーンとザルツブルクでは本質的にかなり大きな違いがあった。ウィーンでは、19世紀半ばから、少女のための労働学校を設立し維持することを目的とする女性組合が幾つもできていた。それらは福祉組合の伝統に立っており、下層の少女や成人女性に、より高い教養を基礎にした職能によって、貧困の境界を超え出した物質的存在を確かにする機会をあたえることをめざしていた。

65) Gisela URBAN, *Die Entwicklung der österreichischen Frauenbewegung im Spiegel der wichtigsten Vereinsgründungen*. In: M. BRAUN et al., *Frauenbewegung, Frauenbildung und Frauenarbeit*. Wien (1930前掲注42), S. 36.

66) 同上, S. 44f.

67) 同上, S. 45.

経済的困窮から直接身を守ることも、1866年に設立された「ウィーン女性職業組合」(⇒p. 116)の目標であった。しかし、下層の少女・成人女性だけでなく、中流の少女・成人女性へのケアへもひろがっていた。学校設立と共に、また教養と生業に立脚した女性の権利も追及された。これによって、市民的女性運動の最初にして半永久的に重要な要請が形をとった。悪意をもって《オールド・ミス問題》と呼ばれたものでもある⁶⁸⁾。

「ウィーン女性職業組合」は女子教育と男子教育の同等・同質をめざしてはいなかったため、女子ギムナジウムの設立と女性の大学教育の実現を目標として「女子の教育継続のための組合」が1888年に結成された⁶⁹⁾。

「ウィーン女性職業組合」と並行して設立された*「女子支援組合」は、各種の組合学校の新設と維持にあたった。

これらの女性教養組合のどれもが目指したのは、女子教育と男子教育の溝を小さくすることであった。自らのイニシアティブによる学校やコースの設立という方法で、男子にはすでに行われていた形態が、女子にも開かれたのである。

女性には、藝術専門学校へ通うことは阻まれていたところから、女流画家の*オルガ・プラーガー(1872-1930)は、1897年に「成人女性と少女のための藝術学校組合」を呼びかけた。はじめは繪畫の小さな養成コースだったが、数年のうちに200人の女子生徒を擁する《堂々たる藝術学校》に発展した⁷⁰⁾。

伝統的な女性の手仕事である裁縫を専門教育とすることで、1898年に設立された「裁縫・裁ち切り・仕立て職に向けた教師養成検討会」がそれを模索した⁷¹⁾。

専門職で女性が就く古典的とも言える職種の拡大では、1906年設立の*「女性のための商業教育推進組合」がイニシアティブをとって、1907年に「商業女子専門学校」の4段階クラスの最初のクラスを開設した。それには高等学校卒業資格クラスと、女子のための二段階の商業学校、そして最終クラスとして商業学校女子教員養成が加えられた⁷²⁾。

女子教育への国家のイニシアティブがはかばかしくなかったために、1911年に*「実科ギムナジウム女子教育のための組合」が設立され、同年中には女子実科ギムナジウムの第

68) 同上, S. 49. 「ウィーン女性職業組合」(Wiener-Frauen-Erwerb-Verein)の業務報告はウィーン都市・郡図書館に収蔵されている。

69) 「女子の教育継続のための組合」(Verein für erweiterte Frauenbildung)の業務報告はウィーン都市・郡図書館に収蔵されている。

70) G. URBAN, *Die Entwicklung der österreichischen Frauenbewegung im Spiegel der wichtigsten Vereinsgründungen*. In: M. BRAUN et al., *Frauenbewegung, Frauenbildung und Frauenarbeit*. Wien (1930前掲注42), S. 42.

71) „Gremium der gewerblichen Privatlehranstalten für Weißnähen, Schnittzeichnen und Kleidermachen“については同上, S. 42.

72) 同上, S. 51.

一学年が開設された。1912年にウィーン19区で結成された女性教養組合の目標は、経済に密着した女性の職種・家政学＝商業学校のための教員養成機関の設立であった⁷³⁾。

1860年代から70年代は、オーストリア帝国だけでなく、中部ヨーロッパと西ヨーロッパでも、女性職業組合が設立されたエポックであった。それを促したのは、中流層の多くの女性たちが物質的に不如意をかこっているとの認識、また市民女性をめぐる理想と現実すなわち彼女たちの人生のリアルな実態とのギャップの把握であった。組合設立への動因は、ウィーンの場合、「国民経済発展のための組合」（「女性職業組合」の結成時の名称⇒P. 116）で、設立に参加した女性たちは企業家・銀行家・リベラルな政治家・藝術家・学者などの夫人や令嬢で、彼女たちは、市民女性であることを自覚して、男性の助言も貴族の庇護も受けずに組合活動に進めるようにしたのだった⁷⁴⁾。

ザルツブルクでは、1875年に新聞が、女性職業組合の結成を促した。1876年には、グラーツの雑誌*『女性報』（1871-72）の編集者であった女流文筆家*ヨハンナ・ライテンベルガー（1818-93）がザルツブルクの女性たちに、組合を設立して少女たちに教育を続ける機会をあたえるように呼びかけた。ちなみに『女性報』は、ルイーゼ・オットー＝ペータースや*イルマ・フォン・トルロ＝ボロステアニ（1847-1912）が寄稿していた雑誌でもある。組合が呼びかけられたのは、少女たちが自ら生計を立てるだけの収入を得るようにするためであった。組合は、女性の手仕事の産物について紹介や販売によって女の仕事の過小評価に歯止めをかけ、作り手たちを《悲痛な当惑》から保護し、また女性たちの劣悪な経済状態をおおやけにしなければならないとの意図であった⁷⁵⁾。しかしそのイニシアティブは、ほとんど反響を呼ばなかった。ザルツブルクで「女性職業組合」の設立に至ったのは、ほぼ一世代後の1907年のことで、その時期にはウィーンでは*「アカデミー女性組合」が結成されており、女性が法学を学ぶことが目指されていた。またウィーンの「女性職業組合」が中流階層の少女たちを対象に身分相応の教養を得るための施設を目指していたときに、ザルツブルクの組合の最も高い目標は、調理・家政学校の設立であった⁷⁶⁾。

なぜなら、少女が将来の職業、それが主婦であれ召使であれ、職業のために系統的な教育を受けることは、概ね必要と思われるからである。

73) 同上、S. 55.

74) 「ウィーン女性職業組合」の設立と活動が軌道に乗るまでの数年間の詳しい動きについては「女性への救済措置？」(Versorgungsfall Frau?) のタイトルで次のウィーン史学誌に収録されている。参照、In: Jahrbuch des Vereines für Geschichte der Stadt Wien 1991/92.

75) MCA Karton M24-2.

76) 「ザルツブルク女性職業組合」業務報告（1907年）、その定款・業務報告・学校プログラムは MCA Karton M24/1.

19世紀から20世紀への転換期のザルツブルクは、商工業でも学校・文化の分野においても牽引役ではなく、組合設立やその前段階も、帝国の国立職業学校の校長の指示を受ける以外にはあり得なかった。組合は、ウィーン先例とも似て、職業斡旋所や縫い物・刺繍コースや裁縫コースを開始し、また比較的狭い空間では参加と効果を得た。さらに組合設立から一年半後には、早くも調理・家政学校が開設された。科目プランは、国民学校の校長マリー・ポッシュが《当地の事情》や学校の部屋や組合の資金に合わせて策定した⁷⁷⁾。組合のその後のコースも、もっぱら調理鍋と縫物籠を中心に設定された。またそれらには、女性労働者向けの調理知識の伝授（それは《社会救済活動》と言われた）から《完全コース》までの幅があった。《野菜栽培や果樹園の手入れ》のコースや《塩漬けコース》も、ザルツブルクの土地柄から欠かすわけにはゆかなかった。これにちなんで、ザルツブルクでは、他の大都市の家政に較べて、食品の自家生産が一般的で、長期の食品貯蔵の風習があることが挙げられた。

1913年に設立された刺繍工業のセクションは、刺繍・レース編みのコースを通じて、ザルツブルク地方の忘れられつつあった刺繍・編み物・織物を復活させる目論見であり、またそれによって女性たちに、（男性が太刀打ちできない）職能を切り開くことが目指された。この理念はウィーンでは万国博覧会の時期に流行し、1874年の「国立刺繍上級学校」の設立や、1879年の中央刺繍コースの開設にもつながった。女性の職業活動となるこれらの分野を開拓することに伴う問題性を、*フランツ・フォン・ハイマーレ（1850-1928）は1900年の回想録で詳しく記述した⁷⁸⁾。が、ザルツブルクでは受け入れられなかったのも明白であった。

組合の課題の中では、総じて重点は、《どんな集団に属している場合であれ、女性は家政の腕を磨くこと》⁷⁹⁾、すなわち家事の切り盛りと実際の働きの能力を覚えさせることに置かれた⁸⁰⁾。

まったく同じ材料でも、上手な調理もあれば、下手なこともある。家事を取り仕切るのも上手下手があり、家は快適にもなれば投げ遣りにもなる。—つまり主婦の手際と知識次第である。

家事をこなす作業が確かで実践的な《専門》という必然性の理解、すなわち家政の学術

77) マリー・ポッシュ (Marie Posch) については次を参照、業務報告 (1908年)

78) Franz von HAYMERLE, *Der weibliche Frauenunterricht und dessen Organisation mit Rücksicht auf die Bedürfnisse des praktischen Lebens* (1900).

79) 「ザルツブルク女性職業組合」業務報告 (1913年), S. 6.

80) 同上

化過程の認識、家内労働ならびに（整然とした家内労働は他の関心への基になるという）ここでの知見には、たしかに進歩的な面がある。しかし土台にあるのは、まったく伝統的な女性像であった。《家と家族の世話をするのは、女の根源的な職である……》といった論は、それを受け入れる組合活動がむしろ壁になり、家政以外の（あるいは追加的な）教育向上の可能性を少女たちから奪うことにしかなかった。たとえば、リュツェウム（女子高等中学校）に特別コースを設けるという1904年からの措置をも否定することになりかねなかった。かくしてザルツブルクの組合は、女性参加を家内労働と手仕事に限定することによって、中央のウィーンの多くの組合の活動（それらはザルツブルクから見れば軌轢を生み未来を不安定なものにするに過ぎなかった）に対して、穏当で実際的なスケッチを提示した⁸¹⁾。

両親が恐ろしいほどの犠牲を払ってようやく学業を受けることができた多くの少女たちだが、現状は、いつまで経ってもまともな職に就く見込みがない。学業には多額の金と時間と健康を要した。待ち焦がれた結果はと言うと、首を長くして待つのと長い髪だけである。もっとも、健康だけは家内の仕事には向いている。この家内の仕事を覚えれば、どんな場合でも共同の生活に持ちこたえることができ、両親も元が取れたと納得するはずである。

*「ザルツブルク女性職業組合」は、家内労働と手仕事の実際的な修得を超える上級の学校をプログラムに挙げることはなかった。理念自体が欠けていたのである。このため、ウィーンの「女性職業組合」の伝統に立つと自認しながらも、ザルツブルクの組合は実際の活動では、ウィーンで1875年に*ヨハンナ・フォン・マイネルト（1837-79）が設立した「主婦組合」や1909年に形をとった*「オーストリア帝国の主婦の会」に基本的に接近した。

ザルツブルクという周辺の女性職業組合は、なぜ教養と職業への女性の権利をテーマとしなかったのだろうか。ザルツブルクでは、1866年は言わずもがな、1910年の時点でも、中流層の《余分な》女という言い方がされていた。たしかに身寄りのない独身の女性や未亡人の数はそう多くはなかった。また彼女たちの面倒は、（女性慈善組合などの）既存のメカニズムにゆだねられていた。

人数が増えてきた少女たちの学校教育の面倒を見たのは、ザルツブルクの場合、修道女団の活動であった。かなり多くの市民学校、幼稚園保母・職業科担当女性教師の養成、上級教育コース、女性教師養成機関、女子実科ギムナジウム、これらを運営したのは*ウル

81) 同上

スラ会修道女や学校シスター (⇒p. 128) や*ベネディクト会修道女であった。それゆえ、女性に馴染みが深い職業である教師や幼稚園保母や看護婦も修道女が務めていることが多かった。片や、ウィーンではこれらの職種の女性たちは、女性教養運動や女性解放運動が組合を結成して下支えの活動をしていた。ザルツブルクにおけるそうした修道女の比重へのバランスとして、男性たちによって「リュツェウム組合」が設立され、同組合は、1904/05学校年から、女子リュツェウムの設置に着手した。当初、授業は国立少年中等学校の教員が担当した。

少女一人一人の素質を伸ばす可能性をあたえる教育の意義が意識される度合いも特に大きくなかったようである。リベラルな医師にして政治家であった*アルベルト・シューマッハー (1844-1913) は、妻のエムマ (1848-1935) が「(ザルツブルク) 女性職業組合」の結成を主導したのだが、それでも彼らの長女の知性を後に熱っぽく綴るのが父親として精一杯であった。娘を大学へやらずにチューリヒ (したがってスイスのフランス語地域) の寄宿舎へ入れ、やがてある士官と結婚させたのだが、そのため帝国の各地を2年ごとに転勤する段取りに知力を発揮するくらいで、そうでなければ、《すばらしい女子大学生になっていただろう》⁸²⁾。

6 職種別の女性組合

職業に従事する女性たちの最初の結社は、ウィーンでもザルツブルクでも、女性の職業としては伝統的な分野においてであった。それらの職種が、19世紀後半ならではの教養と活動を通じて、比較的まとまった職業像をつくっていた。道を切り拓いたのは、国民学校の女性教員であった。それは、ハプスブルク帝国において卒業試験をクリアすることができた最初の女性たちであった。彼女たちは、1870年にウィーンで女性教員・女性教育者の組合をつくった。また帝国国民学校法によって教員養成と職能の平等がさだめられ、女性教員の独身制が廃止されたのを受けて、男性の同僚と同額の報酬を要求した。この教員養成と職能の平等において表現された報酬と法的平等の要求は、職種の境界を越える動きとなった。*マリー・シュヴァルツ (1848-1938) が率いたこの「オーストリア女性教員と女性教育者の組合」は、社会問題、女子教育という課題、納税を果たしている女性たちの要求を踏まえた女性解放運動の橋頭保であった⁸³⁾。

これに続いて組織へと動いた女性の職種では、郵便局員、文筆家、アーティスト、音楽

82) Chronik der Familie Schumacher, SLA C 06176, S. 202.

83) G. URBAN, *Die Entwicklung der österreichischen Frauenbewegung im Spiegel der wichtigsten Vereinsgründungen* (1930前掲注42), S. 30f.

教師、リュツェウム教員、*私雇用女性公務員、女優、造形藝術家、フランス語教師が数えられる。

しかしザルツブルクでは、職業別の結社は、それぞれが少数であったために、とうてい多くの種類には広がらなかった。その上、《古典的な》女性の職種、すなわちソーシャルケア・保育・教育では修道女が数の上でも優勢であった。のみならず、修道会が関わらない養護・教育施設にも1870年までは*慈悲の会のシスターの配属が続いており、それにはリベラルな男性医師や男性公務員たちが抵抗を示していた。彼らは、ザルツブルクでは《僧院精神》が世俗施設で大手を振っていることを問題にしたのだった⁸⁴⁾。

女性の職業が強い施設でも、一部では修道会が担い手となっているか、もしくは教会が監督機関として機能していた。そうした雰囲気は、もともと数の少ない世俗の国民学校の女性教員、同じく女性労働者、女性の語学教師、女性音楽教師、幼稚園保母が自分たちのイニシアティブと自分たちの利害関心から組合を結成することに抑制的にはたらいた。

それだけに注目すべきは、伝統的な女性の職種の分野において、教会の影響を受けないかたちで職業オーガニゼーションが設立されたことである。助産婦については、その養成の機関としてザルツブルクでは国立助産婦学校が設立されてはいたが、活動分野をめぐって婦人科医から絶えず粗探しをされ、それもあって19世紀から20世紀への転換期に養成方法の改善が議論になった。そして1908年に《身分利害の向上》と病気や高齢で困窮に陥った同僚の支援のために組合が結成された。それは、*「オーストリア帝国助産婦組合」の設立と時期が重なった⁸⁵⁾。

カトリック教会系の職業結社の問題性、特に下層の女性職業従事者の物質的・法的利害関心を代弁する姿勢が希薄であることは、先に触れた。

とは言え、カトリック教会系の女性労働者組合はメンバーには疾病保険の可能性を提供した。1913年にカトリック女性同盟の枠内で設立された《女性ビジネス社員と私雇用女性公務員のための身分オーガニゼーション》は他でもなく第一目標・最重要目標を《倫理的・宗教的生き方の促進》に見定めた。メンバーの物質的利害は、再教育コースや無償での職場幹旋や貧しいメンバーの支援によって下支えされ、法律でみとめられた既得権は保証された。対価の改善や、職業女性の一層の権利といった措置はプログラムには上らなかった⁸⁶⁾。

職業に従事する女性の生活状況や労働条件の改善に向けた包括的な目的を掲げる唯一の組合は、1912年に設立されたザルツブルクの「労働女性協会」で、1901年にウィーンで

84) Anton ZDESAR, *Geschichte der Barmherzigen Schwestern in Salzburg* (1906), S. 63.

85) 「助産婦の組合」(Verein der Hebammen) 定款 §1.

86) 「カトリック女性同盟」(Katholischer Frauenbund) 業務報告 (1913年) MCA Karton M24/1.

発足した同名の*「労働女性協会」の枝組合と自認していた。女性教員と女性教育者の組合の場合と同様、出発点は、職業グループや私雇用女性公務員の利害の確保、少女の教育継続可能性の整備であった。しかしこれらの活動領域は、市民的女性運動の関心事と不可分でもあり、またその関心事は、労働女性の団体が直接の組合目標を超えてアクティブに関わる諸事項であった⁸⁷⁾。なお1905年以後、*チェルノヴィツ (今日のウクライナ西辺の中心都市チェルノフツィ) からインスブルックに至る広い地域で多くの枝組合がつくられた。

ザルツブルクの枝組合もまた、女性の職業従事者の専門性の向上と一般教養を目的とした。すなわち、身分利害の確保と彼女たちの経済状態の改善である。これらの目的の達成のために、少年を受け入れていた教育施設を少女にも開放することが促されると共に、中等学校・専門学校・学業継続施設の設立が追求された。枝組合を設立した女性たちは、図書館の設置も模索した。教育コース、専門講義、集いの場の企画、さらにディスカッションの夕べも設けられた。一緒に運動する自由から遠い孤独な女性にとっては、それは少なからぬ重要性をもった。ちなみに《ディスカッション》という言い方は、ザルツブルクでは、これらの企画においてはじめて登場したのだった。職場幹旋や権利保護場所の導入がめざされた。同じく、報酬・余暇・老後保障・経済的に有利な支援金庫の創設といった改革が貯蓄組合や消費組合によって手掛けられ、さらに有利な条件での余暇施設も加わった⁸⁸⁾。

設立のイニシアティブは、ザルツブルクの場合、不安定な就労状況の打開を模索していた個人レッスン業の女性教師たちであった。彼女たちは1912年の時点でもなお、将来の労働条件を規定する見本となる契約を結ぶことに精力を注ぎ、またその普及を図った。

最初のコースは、フランス語・英語・イタリア語・タイプライター・速記・婦人服仕立師・裁縫・調理などであった。講演会のプログラムでは、特に女性の法的地位、少女たちの就業状態、社会保険の諸問題などが取り上げられた。組合設立後、5週間にわたって、*マリアンネ・ハイニッシュ (1839-1936) が最初の講演を行なった。なお、この枝組合は、ハイニッシュの「オーストリア女性組合同盟」に参加したザルツブルクで唯一の女性組合であった。

また1912年の「労働女性協会」の成立によって、ザルツブルクでも第一次世界大戦の直前に、(メンバーの職業的地位の改善と個人の進展可能性の職業条件をもとめ、女性の法的地位が劣っている全体に改正をもとめる) 唯一の市民的女性組合が存在することになった。

87) G. URBAN, *Die Entwicklung der österreichischen Frauenbewegung im Spiegel der wichtigsten Vereinsgründungen* (1930前掲注42), S. 43.

88) 「労働女性協会」(Vereinigung arbeitender Frauen) 定款 (1912年) と業務報告は MCA Karton M4.

ザルツブルクでは中流の女性たちがまだ形にしていなかったこれらの諸要求は、都市自治体が、適切な空間を探すことに助成金や支援を拒んでいたことに起因したと思われる⁸⁹⁾。

7 女性運動の諸団体

教養・職業問題に個別的に取り組むだけでなく、女性の社会的状況全体や女性の社会的地位や私的・公的領域での女性の法的立場に取り組む包括的な女性運動は、ハプスブルク帝国の場合、西ヨーロッパの隣国に較べて比較的遅かった。近代的な女性オーガニゼーションの始まりが、1866年に結成された「ウィーン女性職業組合」であるとすれば、少女のための学校や職場幹旋や女性組合による育成コースが導入・維持されていた一世代の期間は、広域的な調整もなく、社会的状況への根本的な分析もなされないまま過ぎたのだった。教育継続や職業の課題は、社会的背景から切り離されて焦点となり、教育継続では少女へのより高い教育継続に重点が置かれた。1867年の組合法（結社法）の第30条では、いかなる政治的な組合活動からも距離を置いた安易な結論が引き出された⁹⁰⁾。それゆえ市民的な女性問題は、その担い手においても世話を受ける者も活動の重心のいずれから見ても《奥様方のお仕事》、という女性労働者運動からの非難はあながち不当ではなかった。

「一般オーストリア女性組合」がアウグステ・フィッケルト（1855-1910⇒p. 132）を中心にウィーンで設立されたのはようやく1893年初であった。これによって女性問題が包括的に取り上げられ、女性像の変化や、少女への質量ともいっそう高度な教育を付与することや、家庭内での女性の法的位置の見直しや、女性の政治参加の可能性が課題となるための道筋ができた。この市民的女性運動の言論機関としては、1899年に組合の主だった活動家アウグステ・フィッケルトと*ローザ・マイレーダー（1858-1938）とマリー・ラング（1858-1934⇒p. 138）によって『女性ドキュメント』シリーズが編集された。またその考え方に則って1902年にアウグステ・フィッケルトの編集の下、『新しい女性の生き方』叢

89) 「カトリック女性同盟」(Katholischer Frauenbund) 業務報告（1912年）

90) 《§30：外国人、女性、低年齢者は政治的組合のメンバーとして加入するべからず》（1867年11月15日制定：第二項〈政治的組合について〉）：1867年の「帝国法令官報」（RGBI），S. 380.；社会発展では基本的に先を歩んでいたイギリスでは、ジョン・スチュアート・ミル（John Stuart MILL）が既に1866年に、1499人の女性が署名した女性選挙権への請願書を議会に提出し、同年にはマンチェスターにおいて最初の女性選挙権組合が結成された。これについては例えば次を参照，Lily BRAUN, *Das Frauenstimmrecht in England*. In: Archiv für Soziale Gesetzgebung und Statistik, 10 (1897), S. 3. u. 417-454.；ドイツでは、ルイーゼ・オッター＝ペータース（Luise OTTO-PETERS）が1865年に「一般ドイツ女性組合」(Allgemeiner Deutscher Frauenverein) を結成し、当初から市民的女性運動の地域を超えた聯繫を志向した。ドイツ帝国が成立する6年前である。

書がその機能を受けもった。次いで1901年にはマリアンネ・ハイニッシュ（⇒p. 145）が「オーストリア女性組合同盟」を創設し、これがオーストリアにおける最初の頂上団体となった。同じ1901年には女性組合*「討論クラブ」が、その前年には*「ウィーン婦人クラブ」が設立された。後者は1903年に*「新ウィーン婦人クラブ」として改めて設立され、《さらに自由・さらに高い精神性の涵養の場》、とりわけ職にいそしみ（女性の立場の向上に関心をもつ）女性たちのコミュニケーション・センターとなった⁹¹⁾。

こうした部分的には躊躇を含みつつも部分的には飛躍的に発展したオーストリアの市民的女性運動だったが、女性の立場の向上に向けた理論的・実践的な戦いを常に行なっていたわけではない。アウグステ・フィッケルトもそれを批判した⁹²⁾。

女性運動の成果は、アメリカ人女性やイギリス人女性やドイツ帝国女性にとって、精神的・独特な財産となったが、私たち（＝オーストリア）の女性たちはそれを前にして、まるで豪華すぎるクリスマス・プレゼントをもらった子供である。それで何を始めればよいのか見当がつかず、高価で最上の道具を、暇つぶしに玩具やがらくたとして扱っている。

イルマ・フォン・トロル＝ボロスティアニ（p. 140）も、女性がさらに高い授業を受けられるようにすること、またそこから適切な職業に就くようになることに女性運動の目的をみとめ、その成功を願った。が、同時に批判もした。

先へ進むことに躍起の女性世界のなかには、きわめて嘆かわしい近視眼的なエゴイズムのグループとその表われがみとめられる。それらの人々は、女性の学問的な参加を専ら重視するあまり、男女両性の社会的・政治的な権利の平等を原理的に拒否し、目下の歩みを切り開いた先人と同列に置かれるのは願わしくない、とまで口にしていく。

なぜなら、女性問題は教育継続問題に限られるのでも、職能問題だけでも、自由な職業選択の権利に絞られるのでもないからである⁹³⁾。

91) G. URBAN, *Die Entwicklung der österreichischen Frauenbewegung im Spiegel der wichtigsten Vereinsgründungen* (1930前掲注42), S. 46f.

92) In: *Neues Frauenleben* XV, 6 (1903), S. 19ff. 引用は S. 19.

93) Irma von TROLL-BOROSTYÁNI, *Wege und Ziele der Frauenbewegung*. In: *Neues Frauenleben*, XIV, 6 (1902), S. 1-5 (引用は S. 3. u. 4).

それは、人間の半数を占める女性にとって文化社会のオーガニゼーションのなかで、男性がもつと同じ人間的・市民的権利を獲得する権利問題である。それは、国家が男性に認めているのと同じ自由な職業選択と同等の教育機会をもとめることを当然に含んでいる。

中心地のウィーンでは、《女性に対する略奪的なまでの法の男女格差》⁹⁴⁾への戦いが部分的には半身ながらも推し進められていたとき、ザルツブルクの市民的女性組合のなかでは、そのテーマはほとんど話題にも上らなかった。「労働女性協会」がつくられてこの根本問題に取り組んだのは、ようやく第一次世界大戦の2年前であった。そして1818/19年に周辺地ザルツブルクでも、突然、アクティヴ・パッシヴにかかわりなく女性への選挙権がみとめられる運びになった。

ザルツブルクでは、組合風土 (Vereinslandschaft) は伝統的に強固なカトリック色を帯びていたため、市民的でリベラルな運動よりもカトリック系の女性運動が組織性において勝っていたのは不思議ではない。1907年末、ウィーンにおいて女性運動が*「カトリック (オーストリア) 帝国婦人団」として再編されたのと時を同じくして、ザルツブルクでは「ザルツブルク大公国カトリック女性同盟」(⇒p. 128) の定款の認可が下りた。それには、設立における指導者*アンナ・フォン・ヴァルトブルク=ツァイル伯爵夫人 (1840-1924) が、ウィーンの「婦人団」の設立者メラーニエ・フォン・メッテルニヒ=ジチー伯爵夫人 (⇒p. 132) や*ゲルトルート・フォン・ヴァルタースキルヒェン伯爵夫人 (1865-1952) と共同歩調をとったことが考えられる。その「ザルツブルク大公国カトリック女性同盟」がカトリック女性世界に向けて定めた目標はこうであった。

女性に因む諸課題に目覚めさせ、慈善・社会・文化に関わるあらゆる分野において孜孜として活動に励むことをうながすこと。

また、ザルツブルクの町でも村でも、カトリック系の諸々女性組合の活動を強化し、全体として「カトリック (オーストリア) 帝国女性団」に統合することが目指された⁹⁵⁾。「ザルツブルク大公国カトリック女性同盟」の活動はまたカトリックの女性理念を宣伝することにもあるとされ、社会生活にカトリック女性の影響が及ぶことが促された。それと共に、公共の福利、とりわけ女性の置かれた状況の改善に向けて女性が協力しなければならぬことを、1848年以後に較べてもずっと強くカトリック教会はみとめた。しかしポジ

94) TROLL-BOROSTYÁNI, *Wege und Ziele* (前掲注93)。

95) 「カトリック女性同盟」定款§2。

ティヴではなかった。社会を女性の目標に照らして作る姿勢とは言っても、個々人の進展可能性や独自の活動領域の拡大やチャンスとして見るよりも、近代の力に押されてのことだったのである。たしかに過ぐる数十年の進展を土台にして、女性は家の枠から解き放たれ、公共の場へ出ることがもとめられている、と言われはした⁹⁶⁾。また、カトリック女性は、キリスト教の弘布に《特段の関わり方》をしてきたとして、キリスト教社会の新生にあたっても欠かせぬ存在であり、またそれを通じて、宗教からの脱落とそれが結果する倫理的墮落を阻止するのが課題、とも説かれた⁹⁷⁾。さらに、女性は《家庭という聖所の最初の説教師にして教師》であるばかりか、《公共倫理の守り手》と解説された⁹⁸⁾。さらにこうも言われる⁹⁹⁾。

女性にとって、これが男性よりもはるかに容易なのは、その生得かつ育成された忍耐、その磨き抜かれた優しさ、その自然な様相に男性世界が注ぐ畏敬の故である。

しかし精神的母性に立脚する女性組合の活動におけるのと同じく、カトリック女性にもとめられたのは、社会の進歩に伴う社会的悲慘を、当面にせよ原因を変えることによってではなく、また女性的・母性的思念に照らした社会の改造を試みるのでもなく、詰まるところキリスト教的慈愛の意味での緩和によってなだめることであった¹⁰⁰⁾。

キリスト教女性には、棄てられた人々や孤独者、貧者、病者、迷える者、墮落した者に、その性を以て、すなわち母親としてあることがもとめられる。

疾病に苦しむ人間を癒す《女医》という理解であるが、その活動はさらに一段進んで、人間を苦しみ一般から護る存在とされた。苦しみと悲慘の根源を枯死させるべきだが、それは女性の社会的救助活動によってではなく、指導的な立場に立って影響力を及ぼすというのでもなかった¹⁰¹⁾。よりよき社会への改造を女性が担当すべし、という決定的な理解は最後までなされず、そうした脈絡が顧慮されることもなかった。

諸問題はそれらが起因する社会的構造から切り離されて《諸々の課題》に分割された。

96) Franz SCHMITZ, *Die Pflichten der Frauen im öffentlichen Leben. Rede* (=「カトリック女性同盟」総会 [1909年1月25日]での講演) この発言は「カトリック女性同盟」1909年の業務報告(RB)に印刷された。なおこれへの注目は筆者による。

97) SCHMITZ, *Die Pflichten der Frauen* (前掲注96), S. 15.

98) SCHMITZ, *Die Pflichten der Frauen* (前掲注96), S. 16.

99) SCHMITZ, *Die Pflichten der Frauen* (前掲注96), S. 16.

100) SCHMITZ, *Die Pflichten der Frauen* (前掲注96), S. 18.

101) SCHMITZ, *Die Pflichten der Frauen* (前掲注96), S. 20.

女性奉公人という課題、女性労働者という課題、少女の教育という課題、女性の職業という課題、等々である。それらの《諸課題》を、カトリック女性オーガニゼーションという巨大で強力な組織、およびその社会理解、社会認識、社会的作用力が独自の枠組みであり、そこで把握され、事態に即した活動によって解決へと導くべきものとされた¹⁰²⁾。つまり、こうである¹⁰³⁾。

オーストリアでは、とりあえずの政治が好まれる。大きな女性団体なら、事実関係を見通し勇気もくれれば、助けるのに力にもなるだろう。

「ザルツブルク大公国カトリック女性同盟」の実際活動は、個別のセクションに切り分けられ、理論上のあれこれの要請から離れていった。第一セクションの「エリザベス会」は二つの集まりに分かれ、それぞれが「聖エリザベス組合」として活動した。1908年には、*ステーション(駅舎) ミッションが活動を開始し、《保護役の貴婦人方》が、鉄道でやってきた少女や成人女性を駅で何くれとなく面倒をみるようになった。職場のない女奉公人に宿泊の世話をする等である。1909年にはザルツブルクでも*ブロッケンハウス(=リサイクル施設)ができた。寄付された衣服などを安い価格で転売し、その利益を福祉目的に回すのである。さらに1910年には、「ザルツブルク大公国カトリック女性同盟」も、特に貧民を対象に家内病者の面倒を見る活動を始めたが、それ自体は一年後に「(ザルツブルク) 聖エリザベス組合」に合流した。介護活動は、病者の世話に習熟したシスター(修道女)があたったが、組合の《活発なメンバー》は、この他、訪問介護にも活動を広げた。俗人による教理教授のセクションでは主要な目的は、母親が多忙な家の子供たちへの《心のケアと宗教的・倫理的教育》、言い換えれば子供を介した下層へのミッションであった。1913年について言えば、140人の児童がこの授業を受けた。同じく1913年には、これ以外のセクションとして、《カトリック女性商業労働者の職能代表部》がつくられた。第一次世界大戦が始まる直前には、さらに《失業者へのケアワーク部》と《児童手作業施設部》が設けられた。またカトリック女性運動にいそむ女性の訓練には、1913年に設立された読書サークルや、実践的組合活動に向けた入門コースや、現今の社会問題について講演などが企劃され、講演会では*イグナツ・ザイペル(1876-1932)が何度も講師をつとめた。

ザルツブルク地域のカトリック女性組合諸団体を統合する計画は見事に軌道に乗った。1914年には、*「キリスト教の娘の使徒団」、「カトリック労働女性組合」(⇒p. 132)、「聖エリザベス組合」(⇒p. 127)、「小児保護施設」(⇒原注22)、「キリスト教的母親の組合」(⇒p.

102) SCHMITZ, *Die Pflichten der Frauen* (前掲注96), S. 21.

103) SCHMITZ, *Die Pflichten der Frauen* (前掲注96), S. 22.

129)、*「祈禱・祭服組合」、「庇護者」組合(⇒p. 131フィリッポ=ネリ・ワーク)、*「ピウス組合」の女性グループ、「女性信心会」(⇒原注41)、「(ザルツブルク)カトリック女性・福祉活動組合」(⇒p. 126)、*「マリアの貴婦人信心会」(⇒原注41)の諸団体は「ザルツブルク大公国カトリック女性同盟」に統合された¹⁰⁴⁾。

8 女性組合の周辺と中心(レジュメ)

ザルツブルクの市民的女性組合の諸団体を調べると、ウィーンの市民的女性組合の諸団体の設立と活動なくしてはほとんど成り立たなかったと考えてもよさそうである。

最初の二つの組合は、どちらも政治の中心地であるウィーンに由来した。そうした経緯は、*「愛国の女性・救難組合」の成立でもみとめられそうである。重要な組合の設立におけるイニシアティブや後押しは、年をとってウィーンからザルツブルクへ引っ越した女性たちによるものだった。テレゼ・ハイマーレ男爵夫人はウィーンで組合を経験していた。たとえば*組合「女の宿」のメンバーで、ザルツブルクへ移って、同組合の目的を追求して能率性の高い児童保護組合を開いた。アンナ・ヴァルトブルク=ツァイル伯爵夫人(⇒p. 148)は、夫の定年を機に家族を挙げてウィーンからザルツブルクへ移り、カトリック女性運動の中心的存在となった。《自分の》組合の《ミッション活動として》ウィーンからザルツブルクへやってきて、それが次の動きを促した女性たちもいる。ザルツブルクの《庇護者団》はそうして成り立ったのだった。また「労働女性協会」(⇒p. 145)を見ると、その形成過程で、ウィーンのメンバーがノウハウを教示した。リベラルな女性組合の諸団体が設立される場合も、それに照応するウィーンの組合組織が手本となった。具体例では、ザルツブルクの「女性職業組合」や「労働女性協会」は、ウィーンの団体に直接的に倣ったことが判明している。教会のイニシアティブでつくられた女性組合の場合も、ザルツブルクに独自なものを見ることができず、端的に、カトリック教会の再布教活動の一部であった。それゆえ、ザルツブルクの場合、独自の・独立した理念やイニシアティブによる女性組合の設立はなかったと言ってもよいだろう。

ウィーンという中心が手本となったことは、周辺にあたるザルツブルクの組合設立はほ

104) 参照、「カトリック女性同盟」の1914年の事業報告書；「カトリック女性同盟」は1915年に「カトリック女性オーガニゼーション」と改称したが、この団体の研究では次の文献をも参照，Rupert J. KLIEBER, „Christliche Frau herau!“ Die Katholische Frauenorganisation Salzburgs von ihrer Gründung bis 1919. In: Mitteilungen der Gesellschaft für Salzburger Landeskunde, 131 (1991), S. 225–257.; また第一共和国期のウィーンのカトリック女性オーガニゼーションについては次の文献を参照，Laura S. GELLOTT, Mobilizing Conservative Women: The Viennese Katholische Frauenorganisation in the 1920s. In: Austrian History Yearbook, XXII (1991), p. 110–130.

とんどの場合、あきらかに時期的に遅れをきたしたことをも意味するだろう。事実、そのずれは一代よりも大きな時間幅であった。それがために、基本的な理念では、初発的なものもつ活力や魅力や衝撃力を失っていることが多かった。

ザルツブルクでは、教養・経済・基本的な法的環境における女性の不利な立場を議論の俎上にのせ、そうした不平等を無くすための組織となる市民的女性の集まりは1912年までは存在しなかった。女性の役割が正面から論じられることはなく、組合活動も、伝統的な市民的女性像に依拠していた。つまり、福祉・福利・教育の活動にいそしみ、専ら家内の切り盛りに精を出し、また世話を必要とする女性たちには女らしい手作業の講習をほどこすといったものである。この女性像は、20世紀初めからは、既存の社会秩序を揺るがす新たな諸観念が女性像をも形成に向かう中、それに対抗するものとして様式化をきたした。かくして宣伝され活気を吹き込まれさえした女性の役割は、組合活動においても、夫の意向への依存があることを意味していた。

首都では多様性の度合いがよどみなく進んでいたのに対して、辺地の組合活動は、基本的にケアワークに限定されたのだが、そうではあれ組合諸団体の内部では個別専門化は稀で、包括的な性格を強めていた。女性職業組合は調理や裁縫のコースを女性労働者にも中流の女性に向けても開いていた。片や首都では、元はウィーンの「女性職業組合」のメンバーであったカタリーナ・ミゲールカ(⇒p. 138)が、もっぱら女性労働者と女性奉公人に向けた活動をおこなった。児童保護組合は、児童向けの病院の建設に向けて動いただけでなく、貧しい児童が無料で診察を受けることができる外来病院の実現にも努め、さらに治療を受けて回復期にある貧しい児童のための夏季保養施設にもひろげた。なおこれらは、ウィーンでは、ある程度の数の組合が取り組んだ活動領域でもあった。首都の「労働女性協会」(⇒p. 145)に集まる職種は、元は32種であったが、1913年には173種にまで増えていた。いずれの場合でも、首都で進んだ専門性への特化は、集団の質と担当領域の範囲の絞り込みがなくては不可能であったが、それは目的に合わせた効率的な組合活動によって支えられたものと思われる。

ザルツブルクの場合は、小都市の住民と、女性の保守的なメンタリティーが密接に相關することから、女性組合の活動の専門への特化や諸々の組合の間に専門の区分を行なうことには抵抗があった。「庇護者団」(⇒p. 131 フィリッポ=ネリ・ワーク)のような貴族の協会においてすら、代表の委員会には、伯爵夫人から仕立て職の女マイスターまでが並んでいた。逆に「女性職業組合」のようなりべらるな伝統に立つ組合でも、設立者の女性会長が引退すると、貴族の大立者をもとめ、トップに伯爵夫人を選出することによって、未分化

を継続させた。これは、手本にしたウィーンの伝統を否定する動きであった¹⁰⁵⁾。ザルツブルクの市民的な女性組合では、貴族の誰かを後見人にするを断念するまでに市民的な自意識をそなえた団体は皆無であった。メンバー・リストの頭には決まって貴族の女性が挙げられ、しかも特別扱いであった¹⁰⁶⁾。

ザルツブルクの女性組合でも、カトリック教会系女性組合の諸団体に関わる貴族の大立者、たとえばアンナ・ヴァルトブルク＝ツァイル伯爵夫人にメンバーとなってもらうのは潔しとしないくらいまでにリベラルあるいは《革命的》な団体はみとめられない。それどころか、そうした貴顕の婦人たちは、同時に3団体、あるいは5団体ほどの女性組合に頻繁に顔を出した。これが組合の特質でもあるが、例外は、少し後の「労働女性協会」くらいである。しかしまた逆に、教会系の女性組合のメンバーにはならず、リベラルな女性組合においてアクティヴな活動をする貴顕女性もいないわけではなかった。

ザルツブルクの組合風土は教会色が濃厚であることに照らせば、神父が女性組合のメンバーであり、しかも最も多くの女性組合のメンバーに同時になっていたのは不思議ではない。司教伯大聖堂参事会に席を占める*クリスティアン・ベルクマン(1856-1922)は、組合のオーガニゼーションによって、アクティヴであるか、後ろ盾であるか、助言者であるかはともかく、「小児保護組合」(⇒原注22)、「カトリック女性・福祉活動組合」、「聖エリザベス組合」、「ザルツブルク大公国カトリック女性同盟」だけでなく、「赤十字・女性による救助組合」や「視覚障害者ケアワーク組合」や「女性職業組合」においてもそうした存在であった。

かく見るならば、ザルツブルクの女性組合の諸団体の場合、特に理事会に貴族の女性が人数的にも多かったことから、貴族の後見に対して果たしてどこまで独自の魅力によって市民的な女性組合と言えるものであったかが問われるだろう。とりわけ教会色を示し、リ

105) 組合設立者の娘ルドミラ・シューマッハー (Ludmilla SCHUMACHER) は、庇護活動に熱心であったマルガレータ・フォン・トスカナと同ゲルマナ姉妹 (Margaretha und Germana von TOSKANA) の長姉の幼馴染であった。しかしウィーン女性職業組合は、設立にあたって、貴族の庇護を断念することを明言してリベラルな伝統をまもった。

106) 貴族の女性たちにとっては、組合活動へ入ってゆくことは、質的にはまったく事新しいものではなかったと考えられる。貴族女性の暮らしの中では、家政がプライベートであることと、女性を家政に閉じ込めることは別のことがらであり、女性組合が初めて主要に取り組んだような課題は、実は、地主貴族の課題の範囲に入っており、貴族女性はそれをよく知っていたからである。たとえばテツェン (Tetschen) の地主貴族フランツ・アントーン・フォン・トゥーン伯は、三月前期に、当時の国家が作っていた学校を超える学校システムに関心を寄せて実行した。それは、イギリスの福祉活動の自助支援オーガニゼーションを見本にしたもので、それによって自己の家僕たちに上級教育を受ける可能性を供して自助努力を後押ししたのだった。が、それは、貧民人口の僅か1%に対して手当をしたに過ぎないものだったはずである。参照、Christoph THIENEN-ADLERFLYCHT, *Graf Leo Thun im Vormärz*. Graz 1867, S. 46-100.; なおトゥーン伯の場合も、計画のプランニングと実行を妻や娘たちにも分担させたを見てよいだろう。

べラルな組合モデルの宗教型への転換として執行部には男性が優勢であったことを加味すればなおさらである。

進歩的な理念にまだしも適合したのは中心地ウィーンだったが、そこに住んではいない女性たちのオーガニゼーションも、組合という市民的オーガニゼーション・モデルを追っていた。彼女たちもまた、組合に結集することによって、またそれを枠とした参加を通じて、都市の公共性を共に形づくった。彼女たちの活動、すなわち子供や若者や家庭へのケアというかたちでの《無料のサービス能力》によって、また彼女たちの組合のための祭り・ダンスの会・喫茶・バザール・アカデミー・コンサート・演劇上演・インフォメーションの夕べによってである。彼女たちの目的が、後光に照らされた《古き》秩序を守ることにあったとしても、また女性差別との戦いがいつまで経っても意義をもたなかったとしても、イルマ・フォン・トロル＝ポロスティアニ(⇒p. 140)が彼女のシスターたちが組織した署名活動¹⁰⁷⁾にちなんでザルツブルクの女性たちを表した言葉には、胸に突き刺さるものがある¹⁰⁸⁾。

署名集めですが……これは、ザルツブルクの女性たちが双頭の鷲鳥であることをまざまざと教えてくれました。今日は4人の女性で、彼女たちは昨日署名をしていたのですが、今、それを取り消したいと言うのです。そのうちの一人の夫が彼女たちに署名を禁じたからなのです。その旦那さんの確信では、妻やその仲間が署名したことが知られれば、賄い付き学生は避けるだろうし、下宿が成り立たなくなるのは火を見るよりも明らか、ということなのです。

1847年にザルツブルクに生まれ、尼僧院学校で女性であるが故の社会との関わり方を教えられ、しかし多くの哲学書を読むことによって才能を開花させ、オーストリア女性運動のおそらく最も鋭くラディカルで一貫性のある先覚者であった人、1882年にザルツブルクへ帰郷してからも、「一般オーストリア女性組合」の指導者ウィーンのアウグステ・フィッケルトとコンタクトを保って機関誌『新しい女性の生き方』に寄稿して原則を説き続け、しかしザルツブルクのどの女性組合のメンバーにもならなかった人、その人の論評である。ザルツブルクにおいて「労働女性協会」が設立されたのは、ちょうど彼女の没年であった。

107) ザルツブルクでの納税女性への自治体選挙権の撤廃が計画されていることへの抗議であったと見てよいだろう。

108) イルマ・フォン・トロル＝ポロスティアニからアウグステ・フィッケルトへの手紙(1902年2月15日付)は「ウィーン市立・州立図書館」資料番号 I. N. 71066/7. これを教示されたクリスタ・ギュルトラー女史(Christa GÜRTLER)に感謝する。

女性組合の図像化



組合のアレゴリーの表現がオーストリア皇帝フランツ・ヨーゼフ1世のモットー《力を合わせて》と結びつけられているのは、女性組合の典型的な活動のあり方を表わしている。女性に対してだけでなく、子供や老人も含まれる。[訳注] 図中の文言は《力を合わせて、個々の力を結集する。何という心強い言葉であろうか。何という魔法の作用。この成句には、古典的な単純さと思想の総合が感得されるではないか》

〔付録〕「ウィーン女性職業組合」の定款

定款

ウィーン女性職業組合

(帝国・王国＝総督府による認可、1867年5月22日)

I. 組合の目的

§1.

ウィーン女性職業組合は、成人女性及び少女の経済活動を支援することを目的とする。

II. 組合目的を達成する手段

§2.

組合目的は以下の事項を追求するものとする。

- a) 成人女性及び少女の職能に関する文筆の講演および刊行
- b) 女性労働進展への偏見および障碍との闘い及びその除去
- c) 女性の職業・工作・商活動のための授業
- d) 相応の労働と活動の促進、特に女性労働組合と女性労働者斡旋機関の設立
- e) 女性によるあらゆる種類の労働成果の展示会ならびに販売所の設立
- f) 成人女性及び少女のための支援・給付金庫の漸進的整備

III. 組合会員

§3.

成人し品行方正な全ての少女と既婚女性はウィーン女性職業組合に加入することができる。

組合への加入の受け入れは、執行委員会を経て会長によって、口頭もしくは書面によって行なわれる。

組合は、30人の会員の参加表明を得たときに設立される。

§4.

会員はいずれも毎年1オーストリア・グルデンを収めるべきものとする。

会費を納入した者のみが正規会員となり、選挙権を有する。

§5.

組合に本質的貢献を果たした、もしくはその方向で活動中の男性および女性を、委員会の発議により名誉会員とすることができる。

名誉会員である男性は、会議において発言し決議に参加することができる。

IV. 総会

§6.

総会は、組合会員の全体を代表する。定款に則って行われた決定は、欠席者をも含む全会員を拘束する。

通常総会は、毎年、十月末に開催する。

臨時総会は、次のときに委員会が招集する。組合の利害にとって必要と執行委員会が見なした場合、あるいは少なくとも20人の会員が書面をもって、目的を明記して開催を要求するとき。

§7.

組合のすべての正規会員は総会において議決権を有する (§5. を参照)

§8.

総会への招請は、開催日の少なくとも8日前に、取り扱われる議題を明示して行なわれることとする。

§9.

総会の議決が効力をもつには、少なくとも40人の正規会員の出席を必要とする。

§10.

総会は、通常は、出席者の単純多数をもって議決する。

総会は、執行委員会の会計の監査と了承を行ない、組合目的の達成の方法について決定し、また組合の名誉会員を指名する。

総会は会員の中から19人の執行委員会委員を絶対多数の賛成を得て選出する。

総会は出席者の三分の二の賛成を以て定款の変更と組合の解散を決定する。

上記の二項目の場合、総会は、会員全員が総会開催の目的を周知するように召集しなければならない。

§11.

総会については、決定事項を記した議事録を作成し、座長ならびに総会においてこの目的のために選出された2名の会員、及び書記の署名を要す。

V. 組合の活動事項の遂行

§12.

組合に関わる諸事項の遂行は執行委員会が担当する。

執行委員会は総会によって選出された19人の会員によって構成される。執行委員会委員の内、三分の一は年度末に職を解かれ、次年度末には三分の二の内執行委員会における年数が長い三分の一が職を解かれ、三年目の年度末に執行委員会在职年の長い7人の女性が職を解かれる。次年以降も、毎年、執行委員会在职年の長い委員三分の一が職を解かれる。

退任者は再選されることができる。5人の欠員が生じたときは、選挙によって補うものとする。

§13.

組合の活動事項は、執行委員会によって無償で遂行される。

§14.

執行委員会は、会員の中から女性会長及び女性会長代理を絶対多数によって選出する。

§15.

執行委員会は2週間に一度開催される。

執行委員会は、助言を得るために、組合会員以外の女性及び専門知識を有する男性を議決を持たずに陪席させることができる。

§16.

執行委員会は、必要に応じて、組合の事務員、作業員、雑用係を雇用・解雇・停職することができる。

執行委員会は、組合目的を遂行し、総会に対して組合目的を達成するための方策を提案し、総会の決定事項を実現し、組合総会に全ての重要案件を報告する。

執行委員会は単純多数によって決定を行ない、女性会長の出席を得ない場合は10人の委員の出席によって決定する。

§17.

女性会長もしくは女性会長に事故がある場合は女性会長代理は組合を外部ならびに官庁に対して代表する。

VI. 組合の財産

§18.

組合の財産は、正規会員の会費、寄付、遺贈、ならびに偶然的供与、さらに組合金銭の運用利子によって形成され、執行委員会によって管理される。

§19.

組合の全財産は不可分の資産にして、退会する組合会員及び死亡した会員の相続人はこれに対して要求を行なうことはできない。

VII. 仲裁裁判所

§20.

組合の案件において生じた紛争は正規の法的措置によって解決され、最終的には仲裁裁判所に委ねられ、紛争の各当事者は各々二名の仲裁人を指名する。上記の仲裁人は審判長を選出し、紛争者双方から聴取を行なった後に判定する。

いずれの組合会員も、仲裁裁判所の判定に従う義務を負う。

VIII. 組合の解散

§21.

組合は会員数が30人を下回った時、ただちに解散されるものとする。

組合の解散に当たっては、組合財産は「ウィーン・少女のための第一自治体＝孤児院」に帰属する。

[参考文献]

略号

MCA: Museum Carolio Augusteum Salzburg (ザルツブルク：カロリーナ博物館)

SLA: Salzburger Landesarchiv (ザルツブルク州アーカイヴ)

RB: Rechenschaftsbericht (業務報告)

RGBI: Reichsgesetzblatt (オーストリア帝国法律時報)

HS: Handschrift (手書き)

関係文書と文献

ザルツブルクの市民的女性の組合諸団体の定款と事業報告書はMCAのボール紙箱M4, M18/1, M18/2, M36, M51, M52/1, M52/2, M54.

イルマ・フォン・トル＝ポロステニアからアウグステ・フィッケルトへの手紙(1902年2月15日付)は「ウィーン市立・州立図書館」資料番号1.N.71066/7.

シューマッハー家の年代記: SLA C06176

司法局 1816年の布告

バイエルン王国ザルツァッハ郡報の1814年

オーストリア帝国ザルツブルク庁官報1817年分及び1818年分

女性の組合諸団体の事業報告(ウィーン市立・州立図書館): 「ウィーン女性職業組合」、「主婦組合 Hausfrauenverein」、「組合: 女の宿 Verein Frauenheim」、「女子教育発展のための組合」ルマ・フォン・トル＝ポロステニアからアウグステ・フィッケルトへの手紙(1902年2月15日付)は「ウィーン市立・州立図書館」資料番号1.N.71066/7.

Heinrich WALLMANN, „Fräulein Barbara von Kleinmayrn. Eine Lebensskizze“. MCA HS233.

Adolf ALTMANN, *Geschichte der Juden in Stadt und Land Salzburg*. Neu hg. v. Günter FELLNER und Helga EMBACHER. Salzburg 1990.

Otto AUGUST, (Auguste von LITTRON-BISCHOFF) *Die sociale Bewegung auf dem Gebiete der Frauen*. Hamburg 1868.

DIES., *Die Krankenpflege durch Frauen*. Wien 1873.

Werner BLESSING, *Reform, Restauration, Rezession. Kirchenreligion und Volksreligiosität zwischen Aufklärung und Industrialisierung*. In: *Geschichte und Gesellschaft, Sonderheft 11: Volksreligiosität in der modernen Sozialgeschichte*, hg. v. Wolfgang SCHIEDER. Göttingen 1986, S. 97–121.

Lily BRAUN, *Das Frauenstimmrecht in England*. In: *Archiv für Soziale Gesetzgebung und Statistik*, 10 (1987), 3, S. 417–454.

Martha BRAUN et al. Hg., *Frauenbewegung, Frauenbildung und Frauenarbeit*. Wien 1930.

Gerhard FLOREY, *Bischöfe, Ketzer, Emigranten. Der Protestantismus im Lande Salzburg von seinen Anfängen bis zur Gegenwart*. Graz 1967.

- Ute FREVERT, *Männnerggeschichte oder die Suche nach dem „ersten“ Geschlecht*. In: Was ist Gesellschaftsgeschichte? Positionen, Themen, Analysen, hg. v. Manfred HETTLING et al. München 1991, S. 31–43.
- Laura S. GELLOTT, *Mobilizing Conservative Women: The Viennese Katholische Frauenorganisation in the 1920s*. In: Austrian History Yearbook, XXII (1991), p. 110–130.
- Geschichte Salzburgs*, Bd. II/2, hg. v. Heinz DOPSCH und Hans SPATZENEGGER, Salzburg 1988.
- Die Gesellschaft adeliger Frauen zur Beförderung des Guten und Nützlichen in Wien im ersten Jahrhundert ihres Bestandes 1811–1910*. Wien 1911.
- Christoph GREINZ, *Das soziale Wirken der Katholischen Kirchen in Österreich*. Band V.: Die Erzdiözese Salzburg. Wien 1898.
- J. B. GROSS, *Wozu dienen Katholikenvereine? Vortrag in der Hauptversammlung des Rupertusvereines zu Salzburg 1850*. 1850, Druck in Linz 1850.
- Gabriella HAUCH, *Frau Biedermeier auf den Barrikaden*. Wien 1900.
- Franz von HAYMERLE, *Der weibliche Frauenunterricht und dessen Organisation mit Rücksicht auf die Bedürfnisse des praktischen Lebens*. Wien 1900.
- Claudia HONEGGER, *Die Ordnung der Geschlechter: Die Wissenschaften vom Menschen und das Weib 1750–1850*. Frankfurt a. M. 1991.
- Hans-Peter HYE, *Wiener Veriensmeier um 1850. Vortrag auf der Tagung „Bürgertum in der Habsburgermonarchie“*. Ms.Manuskript. Brixen 1990.
- Rupert KLIEBER, „Christliche Frau heraus!“ *Die Katholische Frauenorganisation Salzburgs von ihrer Gründung bis 1919*. In: Mitteilungen der Gesellschaft für Salzburger Landeskunde, 131 (1991), S. 225–257.
- Gottfried KORFF, *Kulturkampf und stilisierte Volksfrömmigkeit*. In: Geschichte und Gesellschaft, Sonderheft 11 (1986), S. 143 u. 147.
- Maria Teresa LEDÓCHOWSKA, *Afrika und der Wiener „Christliche Frauenbund“*. 1897.
- DIES., *Die Frau im Dienste der afrikanischen Missionen*. Salzburg 1916.
- Thomas NIPPERDEY, *Verein als soziale Struktur in Deutschland im späten 18. und frühen 19. Jahrhundert*. In: Geschichtswissenschaft und Vereinswesen im 19. Jahrhundert. Beiträge zur Geschichte historischer Forschung in Deutschland, von Hartmut BOOCKMANN, Arnold ESCH, Hermann HEIMPEL, Thomas NIPPERDEY, Heinrich SCHMIDT (Veröffentlichungen für Max-Planck-Institut für Geschichte, 1). Göttingen 1972, S. 1–44. [邦訳] トーマス・ニッパードゲイ (著) 河野 (訳・解説)「18世紀末から19世紀前半のドイツにおける社会構造としての組合」愛知大学国際コミュニケーション学会『文明21』第43号 (2019), p. 109–166.
- Hans-Heinrich NOLTE (Hg.), *Patronage und Klientel*. Köln 1989.
- Carl Thomas RICHTER, *Das Recht der Frauen auf Arbeit und die Organisation der Frauenarbeit*. 2. verm. Auflage, Wien 1869.
- Christoph SACHSSE / Florian TENNSTEDT, *Geschichte der Armenfürsorge in Deutschland*. Stuttgart 1980.
- Christoph SACHSSE, *Mütterlichkeit als Beruf*. Frankfurt a. M. 1986.
- Alice SALOMON, *Soziale Frauenbildung*. Leipzig 1908.
- Walter SAUER, *Katholisches Vereinswesen in Wien. Zur Geschichte des christlich-konservativen Lagers vor 1914*. Salzburg 1980.
- Franz SCHMITZ, *Die Pflichten der Frauen im öffentlichen Leben*, abgedruckt im RB des Katholischen Frauenbundes für das Jahr 1909.
- Friedrich STEINKELLNER, *Emanzipatorische Tendenzen im Christlichen Wiener Frauenbund und in der Katholischen Reichsfrauenorganisation Österreichs*. In: Unterdrückung und Emazipation. Festschrift für Erika WEINZIERL, hg. v. Wolfgang HUBER, Rudolf ARDEL, Anton STAUDINGER. Wien 1985.
- Christoph THIENEN-ADLERFLYCHT, *Graf Leo Thun im Vormärz*. Graz 1967.
- Irma von TROLL-BOROSTYÁNI, *Wege und Ziele der Frauenbewegung*. In: Neues Frauenleben, XIV (1902), Nr. 6, S. 1–5, Nr. 7, S. 1–6.
- Valentin WIERY, *Gottes Heimsuchungen zur Prüfung und Rettung betrachtet am Feste Mariä Haimsuchung bei der*

vom Salzburger Frauen-Wohltätigkeits-Vereine in der Kirche der Franziskaner veranstalteten gottesdienstlichen Feier. Salzburg 1852.

Petra WILHELMY, *Der Berliner Salon im 19. Jahrhundert.* Berlin 1989.

Anton ZDESAR, *Geschichte der Barmherzigen Schwestern in Salzburg.* Graz 1906.

訳注

- p. 116 **カール・トーマス・リヒター** (Carl Thomas Richter 1838–78) オーストリア帝国時代のペーメンのライトメーリッツ (Leitmeritz 現チェコ: リトムニェジツェ Litoměřice) に生まれ、プラハに没した国民経済学者。ウィーン大学で学び、法学で学位を得たのち1960年代にはギムナジウム教師、実業界を経て1868年にプラハ大学員外教授、1871年に正教授として国民経済学を担当した。ローレンツ・フォン・シュタイン (Lorenz von Stein 1815–90) の国民経済学の分野での数少ない弟子の一人であった。ここで話題とされる1866年当時はドナウ河蒸気汽船公社の事務長であった。早世したこともあり小著と時事的な論説にとどまるが、フリードリヒ女史が注目したのは、著作「女性の労働への権利と女性労働の組織：女性労働の展示会」(*Das Recht der Frauen auf Arbeit und die Organisation der Frauenarbeit. Mit einem Anh. Ueber Ausstellungen der Frauenarbeit.* 1868, 2. Aufl. 1869) に見られる思想的特色と時事的な関与、またこれ以後も1873年のウィーン万国博覧会に関わった(しかし情熱的に取り組んだのもむなく運営準備会の中でのいやがらせによってメンバーを辞した)故であったと見られる。
- p. 116 **ウィーン女性職業組合** (Wiener-Frauen-Erwerb-Verein) 1866年6月2日に、イドゥーナ・ラウベ (Iduna Laube [旧姓 Hänel] 1808–79 夫ハインリヒ・ラウベは劇作家・劇場監督・フランクフルト国民議会代議員) のサロンにおいて、ヘレーネ・フォン・ホルンボステル (Helene von Hornbostel 1815–89) 及びアウグステ・フォン・リトロフ=ピショッフ (1819–90 ⇒ p. 134) によって設立され、ホルンボステルが会長となった。この時点での名称は「国民経済発展のための組合」(Verein für volkswirtschaftlichen Fortschritt) で、翌年、ニーダーエスタライヒ州から「ウィーン女性職業組合」として認可を受けた(⇒付録の「定款」)。
- p. 116 **オーストリア民法典** (Allgemeines bürgerliches Gesetzbuch für die gesammten deutschen Erbländer der Oesterreichischen Monarchie=ABGB) オーストリア皇帝フランツ2世治下の1811年6月1日に公布され、1812年1月1日に帝政オーストリアのドイツ世襲ラント諸地域で施行された。啓蒙主義の自然法思想に基づき、またカントの倫理学を反映させているとされる。プロイセン一般ラント法 (1794年施行)、フランス民法典 (=ナポレオン法典1804年) と並ぶ近代の指標的な法典で、現在も有効なオーストリア民法の基本となる成文法典。
- p. 117 **トーマス・ニッパーダイ** (Thomas Nipperdey 1927–92) ケルンに生まれ、ミュンヘンに没したドイツの歴史学者・近現代史家。第二次世界大戦末期の勤労働員の後、戦後1946年からケルン、ゲッティンゲン、ケムブリッジの諸大学で哲学と歴史学を学び、1953年にヘーゲルにおける実証主義とキリスト教の研究で学位を得た。ゲッティンゲン大学でマックス・プランク研究所の歴史学部門の助手となり、1918年までのドイツの政党の研究で1961年に教授資格を得た。1967年にベルリン自由大学の教授となり、また学部長をつとめた。1971年にミュンヘン大学の正教授としてドイツ近代史を担当した。1992年に在職のまま逝去した。学生運動が激しくなった時期に、それへの関心から1968年に社会民主党 (SPD) に入党したが、70年代後半には直接的な関与をやめ、1985年に退党した。1986年に始まった歴史家論争には部分的な関与にとどまった。大学の講義と著述に専念し、特にベック社から刊行された『ドイツ史1800–1919』3巻 (*Deutsche Geschichte 1800–1918.* 1983–92) はドイツ近代史のスタンダード・ワークとして知られる。「18世紀末から19世紀前半のドイツにおける社会構造としての組合」(*Verein als soziale Struktur in Deutschland im späten 18. und frühen 19. Jahrhundert.* 1972) はドイツ歴史学におけるクラブ・組合研究における定礎的な論文として知られる(河野による邦訳がある)。
- p. 121 **《長き》19世紀** (das „lange“ 19. Jahrhundert/The Long 19th Century) イギリスの歴史学者エリック・ホブズボーム (Eric John Ernest Hobsbawm 1917–2012) が三部作『革命の時代』(*The Age of Revolution: Europe 1789–1848.* 1962)、『資本の時代』(*The Age of Capital, 1848–1875.* 1975)、『帝国の時代』(*The Age*

- of Empire, 1875–1914. 1987) によって、フランス革命が始まった1789年から第一次世界大戦が勃発した1914年までを指した時代概念で、その後、1914–1991年を《短き20世紀》(The short 20th century)と呼んで対比した。西洋史に照らした区分ながら、近・現代史の枠付けとして今日よく使われる。
- p. 122 シュヴァルツェンヴェルク家公女・ロプコヴィッツ伯爵夫人カロリーネ (Marie Karoline Fürstin von Lobkowitz, geb. Prinzessin Schwarzenberg 1775–1816) ウィーンに生まれ、プラハに没したオーストリア帝国の貴族女性でソーシャルワークの定礎者の一人。「作善・有用促進のための貴族女性の協会」(Gesellschaft adeliger Frauen zur Beförderung des Guten und Nützlichen)
- p. 123 ヘンリエッテ・ツー・ヴェルスベルク＝ライテナウ伯爵夫人 (Heriette zu Welsperg-Raitenau 1785–1840) 1807年に結婚したカール・ヴェルスベルク・フォン・プリメール・ウント・ライテナウ (Karl Joseph Anton Graf Welsperg von Primör und Raitenau 1779–1873) はオーストリア帝国の世襲貴族・政治家で、ザルツブルクが6年間のバイエルンへの帰属からオーストリアに編入された1816年にザルツブルク郡総督となり1831年までその職にあった。
- p. 124 バルバラ・フォン・クラインマイヤー (Barbara von Kleinmayr 1793–1865) 論者によって再評価された人物、ここでは生没年を補足するにとどめる。
- p. 124 ザルツブルク [帝国・王国] 農業協会 (k.k.Landwirtschaftsgesellschaft) 1851年に設立された組合であろう。祖型はヨハン大公によって1819年に設立された「シュタイアマルク [帝国王国] 農業協会」(Steiermärkische Landwirtschaftsgesellschaft | k. k. Landwirthschafts-Gesellschaft in Steyermar) で、それに倣って各地で同種の団体が設立された。
- p. 124 ザルツブルク国士学協会 (Gesellschaft für Salzburger Landeskunde) 1860年に「聖ヨハン施療院」の医師で歴史家・エスノログのツィルナー (Franz Valentin Zillner 1816–96) によって設立され、現在も存在する。
- p. 124 カロリーネ・フォン・ペリーネ (Karoline von Perin 1806–88) ウィーンに生まれ、没した女性の権利を主張する運動の指導者。ウィーン郊外 (今日は市域) ロッサウの富裕な造園業者ベスカラッティ家 (Pasqualati) に生まれ、24歳の時にペリーネ男爵と結婚した。1843年に夫と死別し、3人の子供を育てる中、1845年に音楽家でデモクラシーを説いていたアルフレート・ユリウス・ベッヒャー (Alfred Julius Becher 1803–48) と恋愛関係を結んだ。1848年8月21日のウィーンでの民衆蜂起には、低賃金に苦しむ8千人の女性農業労働者が参加したが、プラターにおける蜂起は皇帝の軍隊による鎮圧によって18人の死者と282人の負傷者が出た。その5日後に、カロリーネは「ウィーン・デモクラシー女性組合」(Wiener demokratischer Frauenverein) を設立し、10月17日のいわゆる十月蜂起には300人の女性を率いて帝国議会前でデモ行進を行なった。蜂起は鎮圧され、カロリーネはベッヒャーと共に逮捕され、後者は11月に銃殺された。女性による最初の政治的団体は2か月しか存続しなかったが、歴史的な意義は大きい。カロリーネは財産の差し押さえと子供への親権剥奪に遭い、非難に耐え切れずミュンヘンに移った。後に許されてウィーンへ戻り、女性のための職業斡旋所を開いたが、政治からは遠ざかった。
- p. 124 アルフレート・J・ベッヒャー (Alfred Julius Becher 1803–48) 英マンチェスターに生まれ、ウィーンに没した藝術家。ケルンの(ライン＝西インド会社にも関係した)貿易商人の家に生まれ、ハイデルベルク、ゲッティンゲン、ベルリンの諸大学で法学を学び、ベルリンでは学生団体の活動家であった。弁護士となり、また父親が創刊した商業新聞の編集に携わったが、藝術を志してデュッセルドルフで音楽を学び、特にグラッベ (Christian Dietrich Grabbe 1801–36) と親しく、またメンデルスゾーンとも交流をもった。1838年にハーグ王立学院の教授、1840年にロンドンの王立音楽アカデミーの教授として音楽理論を担当したが、上流階級の習性を嫌って1842年にウィーンへ移り、音楽評論を精力的に行い、また自ら弦楽四重奏団を組んだ。1848年の革命の過程でウィーン十月蜂起 (10月17日) を指導して逮捕され、11月22日に銃殺刑に処せられた。
- p. 125 ルイーゼ・オッター＝ペーターズ (Louise Otto-Peters 1819–95) 一般ドイツ女性組合 (Allgemeiner Deutscher Frauenverein ADF: 1920年に Deutscher Staatsbürgerinnenverband ドイツ女性市民協会と改称) 週刊の『女性新聞』(Frauen-Zeitung – Ein Organ für die höheren weiblichen Interessen) を1849年以来発行してきたルイーゼ・オッター＝ペーターズがアウグステ・シュミット (Friederike Wilhelmine Auguste Schmidt 1833–1902) など数人の同志と共に創設した団体で、女性が(ドイツに関して)全国的規模で

ネットワークをもつことを課題にしたのが大きな特色であった。1865年10月16-18日にライプツィヒで開催された大会が創設日とされる。教育と就業における男性と同等の権利を目指し、『女性による女性のためのすべてのことがら』に取り組むと宣言した。正規メンバーは成人女性とされ、当時の女性解放運動の団体とは異なり運営の中心から男性を排除した。設立年から編まれた機関誌『新路線』(*Neue Bahnen*)は家庭雑誌であることを拒否するなどフェミニズムの傾向が特色であった。なお創設期から男性理解者としてアウグスト・ベール(August Bebel 1840-1913)を名誉参事とし、また後年1899年アウグステ・シュミットによって刊行されたパンフレット誌『男子大学生と女性』(*Der Student und das Weib*)はクララ・ツェトキン(Clara Zetkin 1857-1933)の講演を指針とするなどSPDの人脈と思想とも重なりがみられる。なおシュミットは、結婚には教会も役場も要らないと論じ、離婚を正当な権利と見るなど『愛における女性の選択の自由』を説いた。

- p. 126 (ザルツブルク) カトリック女性・福祉活動組合 (Katholischer Frauen-Wohltätigkeitsverein, Salzburg) 原文はカトリック女性組合 (Katholischer Frauenverein) で、一般的な名称ながら当時は類例があまりなく、これが通称でもあった。文脈を離れると区分がつかないために、この組織を指すもう一つの呼称である表記によって特定される。1850年3月3日(聖女クニグンデの例祭日)に結成され、『病者・小児・困窮した少女』を対象にしたザルツブルクにおける最初の女性慈善組合であった。成立時期がかなり早い、初期の担い手や実態には不明な点が多く、初期については、この論者がもちいている資料くらいのものである。三代目の指導者はバルバラ・フォン・クラインマイヤー(⇒p. 124)であった(関係文書 WALLMANN)。
- p. 127 ランフォードスープ (Rumford-Suppe, Rumfordsuppe, Rumfordsche Suppe) バイエルン選帝侯カール・テオドルの顧問だったランフォード伯ベンジャミン・トンブソンが1800年頃考案し、ミュンヘンおよびバイエルンにおいて消費された。ランフォードスープは貧しい人々や、バイエルン王国や王国軍が運営するワークハウスの収容者、囚人への配給に用いられた。栄養科学における初期の取り組みであった。
- p. 127 聖エリザベス組合 (St. Elisabethen-Verein) 1879年11月19日(テューリンゲンの聖エリーザベトの例祭日)にユリエ・シュパンナーゲル (Julie Spannagel) と彼女の同志たちによって設立されたソーシャルワーク団体。子供・若年者・家庭・老人への労りと精神療法に重点を置いてきた。中部・南ドイツのカトリック教会圏では各地に聖エリーザベトを冠した姉妹団体があり、約1600人が活動している。なおマールブルク市はプロテスタント教会圏であるが、2 km 東には16世紀の宗教対立時代に遡る『聖エリーザベトの泉』があるなど一帯にはカトリック教会圏の小都市や村が点在している。中世以来、何度も崇敬の波が起きたが、19世紀末に今日につながるカトリック教会のソーシャルワークの結集核となって各地で組合が結成された。
- p. 128 フェクラブルックの学校シスター (Vöcklabrucker Schulschwester) オーストリアにおける学校シスターは、グラーツにおいてアントニア・ラムペル (Antonia Lampel) がゼッカウ司教伯ローマン・ゼバスティアン・ツェンガーレ (Roman Sebastian Zängerle 1771-1848) の支援を得て1842年に基礎を置いた「グラーツの聖フランシスコの第三会の学校シスター (Schulschwester vom dritten Orden des Heiligen Franziskus zu Graz) に始まる。ここで学んだ(熾天使フランシスコの)ユリアーネ・ヴィマー (Juliane Wimmer 1824-1886) は司祭ゼバスティアン・シュヴァルツ (Sebastian Schwarz 1809-70) と共に1850年にフェクラブルックに第三会の基となる団体を自ら団長となって発足させ、同団体は1861年にリンツ司教フランツ・ヨーゼフ・ルーディギール (Franz Joseph Rudigier 1811-84) から修道女団の認可を得た。ルーディギールはまた1861年からオーバーエスタライヒ州議会に議席を占め反リベラリズムの姿勢を貫いた政治家でもあった。
- p. 128 ザルツブルク大公国カトリック女性同盟 (Katholischer Frauenbund für das Hgzt. Salzburg) ザルツブルク地域のカトリック教会系のソーシャルワークに関わる8団体の代表者は1908年1月20日に聖ペーター僧院教会堂 (St. Peter) に集まって連絡組織ないしは頂上団体としてこの同盟を設立した。リベラリズムと社会主義の広まりに対抗する必要性からで、あらためてカトリック教会の伝統に立つ社会慈愛的 (sozial charitativ) な活動方向を確認した。活動自体は、ステーション・ミッション、困窮児童の救済、職場斡旋、黙想と安息の場の提供、俗人による教理広布活動の充実、雑誌の発行などについて統一性を持たせることがテーマとなった。同盟の運営では、本文にあるように指導部には貴族女性が名前を

連ねる伝統が強くはたらいだ。しかし同盟が力を発揮したのは1918年に女性参政権が実現し、選挙が課題となってからで、女性たちの活動の活発化によって組織は数年で爆発的に拡大し1921年には域内に支部として86団体が成立していた。その後ナチスをめぐる情勢変化のなかで1938年に解散した。

- p. 129 **マリア・テレサ・レドホフスカ** (Maria Teresa Ledóchowska 1863-1922) 奥ロースドルフ (Loosdorf NÖ) に生まれ、ローマに没した女子修道団の創設者。レドホフスカ伯家に生まれ、叔父の一人にグニェズノ (Gniezno/ポーランド) の司教を経て枢機卿となったミェチスワフ・レドホフスカ (Mieczysław Halka Ledóchowski 1822-1902) がいた。1888年にアフリカ布教のための団体を設立し、同団体は第二ヴァティカン公会議の後、南米布教に挺身した過去の偉人ペドロ・クラヴェール (San Pedro Claver S. J. 1580-1654) の名前を冠して「聖ペドロ・クラヴェール信心団」(St. Petrus Claver Solidarität) となった。途中トスカナ大公府に宮廷女官としても活動した。一般には、ヨーロッパ外の大陸へのキリスト教の布教者として功績が挙げられるが、フリードリヒ女史は時代思潮を担った問題性に注目した。
- p. 129 **キリスト教的母親の組合** (Christlicher Mütterverein) 今日も行なわれている結集概念。19世紀末から20世紀にかけてのドイツ語圏では特にフランシスコ会がこの概念による結集に力点を置き、ニュルンベルクの僧院から雑誌『アムブロシウス』(Ambrosius. Monatsschrift für Müttervereins-Leiter, Männer- und Jugend-Seelsorger) が刊行されていた。またマリア・テレサ・レドホフスカ (⇒ p. 129) もこれを謳ってウィーンでミッションを行なった。
- p. 130 **ルルド** (Lourdes) フランス、オクシタニー地域圏、オート=ピレネー県のコミューン。1858年に立ち姿の乙女の形姿による聖母が降臨し、以来、カトリックの大巡礼地となった。
- p. 130 **マルピングゲン** (Marpingen) ドイツのザールラント州の小都市で、その郊外に1876年7月3日から翌1877年9月3日まで数度に渡って、ルルドと同じく立ち姿の乙女の形姿による聖母が降臨して聖地となった。
- p. 131 **家一党** (ganzes Haus) 近代前期の大家族制を理想化したフレーズで、ドイツの論壇と世論に定着するにあたっては、ヴィルヘルム・ハインリヒ・リール (Wilhelm Heinrich Riehl 1823-97) 『市民社会論』(Die bürgerliche Gesellschaft. 1851) などが大きく与った。
- p. 131 **ザルツブルク大公国フィリッポ=ネリ・ワーク** (Werk des hl. Philipp Neri für das Hgzt. Salzburg) フィリッポ・ネリ (Filippo Romolo Neri 1515-95) はフィレンツェで生まれローマに没したイタリアの司祭。信心会「オラトリオ会」を創設してカトリック教会の対抗宗教改革に貢献し、1622年に列聖された。ここでの文脈では、社会問題に情熱を燃やしたメラニエ・フォン・メッテルニヒ=ジチー伯爵夫人 (⇒ p. 132) が1894年に「フィリッポ=ネリ・ワーク」をウィーンで創設し、また呼びかけに応じてオーストリア=ハンガリー帝国の各地で同種の団体が設立された。目的を明示したフレーズ《女性労働者・女性奉公人・女性販売員・その他の保護を要する女性への庇護者》(Patoronage für Arbeiterinnen, Dienstmögen, Verkäuferinnen und andere des Schutzes bedürftige Personen weiblichen Geschlechtes) も併せてザルツブルクの組合の名称。1908年に「ザルツブルク大公国カトリック女性同盟」(⇒ p. 128) の構成団体となった。
- p. 132 **アウグステ・フィッケルト** (Auguste Fickert 1855-1910) ウィーンに生まれ、マリーア=エンツァースドルフ (Maria Enzersdorf NÖ) に没した女性運動家・社会改革活動家・ジャーナリスト。父親は北ドイツ出身でプロテスタント、母親はウィーンのカトリックで、本人はカトリックとして育てられ、後年1883/84年に自由意志で教会を離脱した。国民学校の後、バイエルンのブルクハウゼン (パッサウ司教区) のイエズス会系の通称「英国人令嬢の女子修道会」(17世紀の会の創設者 Maria Ward がイギリス人であったことに因む) で学び、次いでウィーン的女性教員養成機関「聖アンナ学院」(Anstalt St. Anna) で学んだ。1876年に卒業してウィーンの国民学校の教員となり、終生その職にあった。並行して1882年に「女性教員と女性教師の組合」(Verein der Lehrerinnen und Erzieherinnen) のメンバーとなるなど、女性の教育機会の拡充を中心に数種類の組合で活動した。1893年にローザ・マイレーダー (⇒ p. 146) やマリー・ラング (⇒ p. 138) と共に「一般オーストリア女性組合」(Allgemeiner Österreichischer Frauenverein=AÖFV) を創設した。当初、会長ポストは空白で理事会が運営していたが、1897年にフィッケルトが会長となった。組合は機関誌として1893年から『女性の権利』(Das Recht der Frau. Organ für moderne Frauenbewegungen in der Volksstimme) を、1899年から『女性ドキュメント』(Dokumente der Frauen)、1902年から『新たな女性の生き方』(Neues Frauenleben) を刊行した。フィッケルトは、

社会と家庭における男女の完全な同権を説くと共に、特に教育では学校の教会からの分離を力説した。AÖFVの看板的な存在であったが、55歳でウィーン郊外のサナトリウムで没した。

- p. 132 **イーダ・バウマン** (Ida Baumann 1845–1913) 独 (Schwarzburg-Sondershausen TH) に生まれ、ウィーン郊外 (Greifenstein NÖ) に没した教育家・女性運動家。1863年にザンガーハウゼン (Sangerhausen ST) に同地の最初の幼稚園を作ったが、1866年に経営に行き詰まったのには、ユダヤ人の故に圧迫を受けたことも関係していた。1873年にウィーンへ移り、聖アンナ学院 (Anstalt St. Anna) で学び、そこでアウグステ・フィッケルトと知己になった。やがて共に1893年に設立された「一般オーストリア女性組合」(Allgemeiner Österreichischer Frauenverein = AÖFV) のメンバーとなった。後年、特に機関誌『新たな女性の生き方』(Neues Frauenleben) の編集の一員であったが、1910年にフィッケルトが没すると、後継者のポジションをめぐる確執が起き、孤立を深めた。
- p. 132 **労働女性教養組合** (Arbeiterinnenbildungsverein) この名称の組合は2回数えられる。第一次は1871年2月5日にウィーンのホテル「エンゲル」で発足し、一年で400人のメンバーを数え、社会民主主義の思想傾向であったが、1877年には消滅していた。第二次は1890年6月29日にヴィクトル・アドラー (Victor Adler) が呼びかけてウィーンのホテル「金のオオヤマネコ」で発足した。会の代表にはパン焼き工房の女工アンナ・シュタイナー (Anna Steiner) が就き、読書会と共に、女性選挙権に熱心で、『労働女性新聞』(Arbeiterinnen-Zeitung) を作り、後に『女性』紙 (Die Frau) となった。思想的にはオーストリア社会民主党に近く、1891年の党大会には2名を参加させた。アウグスト・フィッケルトやアーデルハイト・ポップが度々講演会を開いて活況を呈したが、ポップが1893年に「読書・討論クラブ：リベルタス」(⇒p. 132) を始めると共に意義を失った。
- p. 132 **アーデルハイト・ポップ** (Adelheid Popp [旧姓 Dvořak] 1869–1939) 現在はウィーン市域のインツァースドルフ (Inzersdorf bei Wien) に生まれ、ウィーンに没した社会運動家・フェミニズム運動家。貧家のため学業は3年で断念し、下婢や工場労働者として働きつつ独学を続けて社会主義思想に接近した。1891年に「ウィーン女性労働者組合」(Wiener Arbeiterinnen-Bildungsverein) に参加し、程なく『女性労働者新聞』(Arbeiterinnen-Zeitung) の編集の一員となり、やがて1919年まで編集長を務めた。1893年に結婚したユリウス・ポップ (Julius Popp 1849–1902) は靴職人から「オーストリア社会民主党」の創設者の一人となった活動家であった。1893年にはまた「読書・討論クラブ：リベルタス」(Les- und Diskutierklubs Libertas) を設立して会長となった。1902年には同志と共に「社会民主主義の女性・少女の組合」(Verein sozialdemokratischer Frauen und Mädchen) を創設した。アーデルハイトは思想的にも人脈でもフリードリヒ・エンゲルスとアウグスト・ベーベルに親近であった。「国際女性会議」(Internationale Frauenkomitee) 座長を務め、クララ・ツェトキンはその後任であった。
- p. 132 **メラニエ・フォン・メッテルニヒ=ジチー伯爵夫人** (Melanie Mettermich-Zichy 1832–1919) ウィーンに生まれ没した貴族女性。政治家・外交官クレメンス・フォン・メッテルニヒの娘。1858年にジチー伯 (Count József Zichy de Zich et Vásonkeő 1814–97) と結婚した。メッテルニヒの家系の自負があり保守的な立場から体制の安定には積極的で、キリスト教社会党 (Christlichsoziale Partei) が結成に至る過程ではその宮殿が談合場所となった。また困窮した少女をはじめ、貧民の救済など社会問題に情熱的に取り組み、1894年にソーシャルワーク団体「フィリッポ=ネリ・ワーク」(⇒p. 131) をウィーンで創設し、その呼びかけはオーストリア=ハンガリー帝国各地で反響を得た。20世紀に入ると、「カトリック (オーストリア) 帝国婦人団」(⇒p. 148) を構想し、同団体は1906年11月26日にウィーンで設立され、1907年に公的に認可を得た。発足から死没の1919年まで会長であった。
- p. 132 **(ザルツブルク) カトリック労働女性組合** (Katholischer Arbeiterinnenverein) ドイツ語圏における最初の「カトリック労働女性組合」は紡績工女から運動家となったテレゼ・シュトゥーダー (Therese Studer 1862–1931) が「南ドイツ・カトリック労働者組合同盟」のブレーゼス (指導司祭) ローレンツ・フーパー (Lorenz Huber 1862–1910) を指導司祭として1895年にミュンヘンにおいて設立された。オーストリアでは1893年にウィーンのヴォエティーフ教会堂の司祭アーダム・ラチュカ (Adam Latschka 1847–1905) が設立して自ら指導司祭となり、以後、各地で同種の組織がつくられた。ザルツブルクでは (本文にあるように) 1903年に設立された。
- p. 134 **フリードリヒ・フレーベル** (Friedrich Wilhelm August Fröbel 1782–1852) 中部ドイツのオーバーヴァイスバッハ (Oberweißbach TH) に生まれ、今日のパート・リーベンシュタイン市域マリーエンター

(Marienthal/ Bad Liebenstein Lk. Wartburgkreis TH) に没した教育家。プロテスタント教会ルター派の敬虔主義の牧師の息子、学費の不如意などによりイエナ大学・ゲッティンゲン大学・ベルリン大学に断続的に在籍した。1805年にペスタロッチを訪ね、2年間その下にあつて教育学を習得した。1837年にブランケンブルク (Blankenburg TH) に幼稚園を開設し、1840年に《一般ドイツ幼稚園》として概念化されたのは、世界初であった。多くの著述を残し、邦訳には『フレーベル全集』全5巻(玉川大学出版部1977-1981)等がある。

- p. 134 **ヘンリエッテ・シュラーダー=ブライマン** (Henriette Schrader-Breymann 1827-99) 今日のボッケネム市域マールム村 (Mahlum/ Bockenem NI) に牧師の娘として生まれ、ベルリン南西域シュラハテンゼー (Schlachtensee BE) に没した教育家・幼稚園の推進者。フリードリヒ・フレーベルは叔父にあたる。旧姓はブライマン、1872年に結婚して二重姓となった。フレーベルの賛同者でその思想を実践したカイルハウ (Keilhau bei Rudolstadt TH) が開設した教育施設で1848年から学び、またその教育に携わった後、1874年にベルリンに「民衆幼稚園・民衆教育のための組合」(Verein für Volkskindergärten und Volkserziehung) を設立し、それが今日の「ペスタロッチ=フレーベルの館」となった。フレーベルの《精神的母性》の理念を概念的にも実践的にも発展させると共に、経営の才能に恵まれ、教育とソーシャルケアに関係する諸施設を運営する事業家であった。
- p. 134 **ジャンネッテ・シュヴェリー** (Jeannette Schwerin [旧姓 Abarbanell] 1852-99) ベルリンに生まれ没した女性権利の活動家。1872年に医師エルンスト・アルフレート・シュヴェリー (Ernst Alfred Schwerin 1846-1920) と結婚し、子供が成長した時期から社会活動に眼を向けて、1888年に(ミンナ・カウアーがリーダーの) ベルリンの「女性の幸せの組合」(Verein Frauenwohl) のメンバーとなった。1893年には夫と共に「倫理的文化のためのドイツ協会」(Deutschen Gesellschaft für ethische Kultur) を設立し、座長となった。この組織は1906年に非政府討論団体「私的ケアのためのセンター」(Zentrale für private Fürsorge e. V.) となり、さらに1957年に「社会問題のためのドイツ中央インスティテュート」(Deutsches Zentralinstitut für soziale Fragen : DZI) となって、今日はホームレスのケアなどに至る。これと並行してジャンネッテは、1893年にベルリンに「社会的救難活動のための未婚・既婚女性グループ」(Mädchen- und Frauengruppen für soziale Hilfsarbeit) をミンナ・カウアー (⇒p. 134) やアリス・ザーロモン (⇒p. 134) と共に設立した。1896年には女性運動諸団体の聯合組織「ドイツ女性組合同盟」(Bund Deutscher Frauenvereine=BDF) の会長を務めた。同盟は1894年に発足し聯合組織としての会長は1894年からアウグステ・シュミットが初代であった。
- p. 134 **ミンナ・カウアー** (Minna Cauer [旧姓 Schelle] 1841-1922) フラウエンシュタイン (Freyenstein BB) に生まれ、ベルリンに没した女性権利の活動家。父親は牧師であった。1862年に医師と結婚したが、3年後に一子が2歳で病死し、翌年夫も精神病で没すると、教員の研修を受けて1868年にパリへ出たが、ベルリン市の教育委員エドゥアルト・カウアー (Eduard Cauer) を知って1869年に結婚した。1881年に夫を亡くした後、フェミニズム運動に本格的に関わった。1887年には少女の教育機会の拡充と女性教員養成の実現に向けてヘレーネ・ランゲ (Helene Lange 1848-1930) が作成したプロイセン衆議院への請願書「女子学校とその規定」(*Die höhere Mädchenschule und ihre Bestimmung* いわゆる「イエロー・パンフレット」*Gelbe Broschüre*) では、ヘンリエッテ・シュラーダー=ブライマン (⇒p.134) 等と共に共同提出者となった。翌1888年には同志と共にベルリンで「女性の仕合せの組合」(Verein Frauenwohl) を設立した。この名称の組合はその少し前から各地で作られていたが、カウアーが会長となったベルリンの団体の意義が大きい。しかし組合は1899年に、娼婦と性病拡大をめぐる《倫理問題》で意見が割れて分裂し、カウアーは《ラディカルな》少数派となった。また《穏健派》が「ドイツ女性組合同盟」(Bund Deutscher Frauenvereine = BDF) を主導するのに対して、1899年10月にベルリンで《左派》の「進歩的女性組合聯合」(Verband Fortschrittlicher Frauenvereine = VfFV) を設立した。《ラディカル》のレッテルを貼られたが、その主張は、家庭と公共における男女同位、女性労働者の搾取からの保護、男女の教育機会の均等などに重点を置いており、実際には社会民主主義に近かった。ややあつて1907年にはVfFVはBDFに編入された。
- p. 134 **アリス・ザーロモン** (Alice Salomon 1872-1948) ベルリンに生まれ、ニューヨークに没した女性権利の活動家で19世紀以来のドイツのフェミニズム運動が生んだ国際的なリーダー。上流市民の家庭ながら、女子が高等教育を受けて教師になることは許されなかった中、ジャンネッテ・シュヴェリー

(⇒ p. 134) が1893年に「社会的救難活動のための未婚・既婚女性グループ」をベルリンに設立する企画に参加して進路を見出した。程なくシュヴェリーンの《右腕》となり、その逝去の後、1899年から同団体を率いた。1900年に「ドイツ女性組合同盟」(Bund Deutscher Frauenvereine = BDF)に参加し、まもなく副会長となり1920年まで務めた。その間、(それまでの著作がアビトゥア終了に相当すると認められて)1902年からベルリン大学で国民経済学・歴史学・哲学を学び、1906年に「男性と女性の賃金の不平等の原因」(*Die Ursachen der ungleichen Entlohnung von Männer- und Frauenarbeit*)によって学位を得、同論文は1908年に刊行された。1908年にはベルリンのシェーネベルクに最初の宗派横断の女性のための社会大学を創設し、同大学は今日も「アリス・ザーロモン大学」(Alice Salomon Hochschule Berlin = ASH)としてソーシャルワーク・健康科学・教育問題に重点を置いている。1909年にはフェミニズム運動の非政府系機関「国際女性カウンシル」(Internationale Frauenrat 英 International Council of Women = ICW)の編集主幹となった。1914年にユダヤ教圏から離れてプロテスタント教会へ移った。1920年代には「ドイツ女性組合聯合」にもアンチセミティズムが強まる情勢の下、1926年にベルリンの「ペスタロッツとフレーベルの館」に最初の《女性による女性教育》の機関として「ベルリン女子社会事業学校」(Deutsche Akademie für soziale und pädagogische Frauenarbeit)を設立した。1929年には「社会事業学校国際アソシエーション」(Internationale Vereinigung der Schulen für Sozialarbeit 英 International Association of Schools of Social Work = IASSW)の初代会長として4年間主にアメリカに滞在した。1932年には60歳を祝ってベルリン大学から名誉博士号を贈られた。こうした国内外での精力的な活動が続けるなかナチス=ドイツ時代となり、ナチスもザーロモンの国際的な名声を無視できず、1937年に亡命を強制した。ニューヨークで客死し、自伝のドイツでの出版は1980年代までずれこんだ。

- p. 134 **アウグステ・フォン・リトロフ=ビショッフ** (Auguste von Littrow-Bischoff 1819-90) プラハに生まれ、ウィーンに没した女流詩人・女性権利の活動家。父親はプラハ大学の医学教授イグナツ・ルートルフ・ビショッフ (Ignaz Rudolf Bischoff 1836年に叙爵)、1839年に天文学者カール・ルートヴィヒ・フォン・リトロフ (Karl Ludwig von Littrow 1811-1877)と結婚して二重姓となった。夫妻のウィーンの居宅はほどなく文藝サロンとなり、集まった中には、女流作家マリー・エブナー=エッセンバッハ (Marie Ebner von Eschenbach)、フランツ・グリルパルツァー (Franz Seraphicus Grillparzer)、オットーリエ・フォン・ゲーテ (Otilie von Goethe ゲーテの息子アウグストの妻)、劇作家フリードリヒ・ヘッベル (Friedrich Hebbel)、画家ヨーゼフ・フランツ・ダンハウザー (Josef Franz Danhauser)、法学者ルドルフ・イエーリング (Rudolf von Jhering)、俳優ヨーゼフ・レヴィンスキー (Joseph Lewinsky) がいた。グリルパルツァーが彼女を《天文探索夫人》(Frau Astronomus)とユーモアをこめて呼んだのは、職業をもつ女性への強い関心の故であった。オーストリアとハンガリーにおいて女子の義務教育が導入されるなか、アウグステは女性の就業を支援するために、1866年11月13日に「国民経済発展のための組合」(Verein für volkswirtschaftlichen Fortschritt)をイドゥーナ・ラウベ (Iduna Laube 1808-79)およびヘレーネ・フォン・ホルンボステル (Helene von Hornbostel 1815-89)と共に創設した。同組合はほどなく「ウィーン女性職業組合」(参照⇒ p. 156 本篇に付された定款)となった。
- p. 135 **聖ヨハン施療院 (St.Johannsspital)** ザルツブルクの歴史と密接な有名な施設で、今日は巨大な機関となっているザルツブルク大学病院の前身にあたる。1606年にザルツブルク大司教伯ライテナウ (Wolf Dietrich von Raitenau 在位1587-1612)によって巡礼者や病者のためのホスピタルとして開設され、次いで1704年に大司教伯ヨハン・エルンスト・フォン・トゥーン (Johann Ernst Graf von Thun und Hohenstein 在位1687-1709)が施療院をやや拡大し、壮麗な教会堂を建設したことにより、この名称となった。大司教の侍医の施設の面もあり、巡礼者の受け入れの最後は1791年であった。以後、病者・貧民へのケアの中心的施設となり、臨床医学界の大立者が多く関係した (たとえば指揮者カラヤンの父エルンスト・フォン・カラヤンは甲状腺腫の専門家として知られた)。
- p. 135 **テレゼ・フォン・ハイマーレ男爵夫人** ([Baronin] Therese von Haymerle [旧姓 Bernus] 1843-1900) 1867年にオーストリア帝国の貴族・外交官ハインリヒ・フォン・ハイマーレ (Heinrich Karl von Haymerle 1828-81)ベルリン会議 [1878] の奥代表の一人)と結婚した。
- p. 136 **イルマ・ターフェ** (Irma Taaffe [旧姓 Tsaky] 1838-1912) スロヴァキアのコシツェ (Košice) に生まれ、ウィーンに没したオーストリア帝国時代の宮廷女性。1860年にエドゥアルト・ターフェ伯 (Eduard František Josef Taaffe 1833-95)と結婚した。

- p. 136 帝国国防省 (k.k.Reichskriegsministerium) オーストリア帝国は1848年から帝国の軍事力の統合本部を常設していたが、オーストリアとハンガリーの二重帝国制を節目として1867年に平時にも含めた帝国・王国の中央の軍事機関として、この名称の中央省庁は1918年まで存在した。
- p. 137 ベルタ・フォン・ズットナー (Bertha von Suttner 1843-1914) プラハに生まれ、ウィーンに没したオーストリアの小説家。出身は伯爵令嬢キンスキー・フォン・ウヒニッツ・ウント・テッタウ (Kinsky von Wchinitz und Tettau)、1876年にズットナー男爵家のアルトゥール (Arthur Gundaccar Joseph von Suttner 1850-1902) と結婚した。1889年に小説「*Die Waffen nieder!* [Down with Weapons!] (武器を捨てよ!)」を発表し、平和活動の先駆者となる。1891年にはオーストリア平和の友の会を設立した。1892年には「ドイツ平和協会」(German Peace Society 独 Deutsche Friedensgesellschaft = DFG) を同志と共に設立し同副会長も務めた。またその著作のタイトルから誌名が選ばれた平和運動誌「武器を捨てよ」を発行した。ハーグの国際司法裁判所の創設にも関与した平和主義者で、1905年にはノーベル平和賞を受賞した最初の女性となった。
- p. 138 カタリーナ・ミゲールカ (Katharina Migerka [旧姓 Kämpffat] 1844-1922) ティルジット (Tilsit 現・露 Coверck) に生まれ、グラーツに没した社会活動家。オーストリア帝国商務省の高官と結婚し、当初はブリュン、1872年からはウィーンで過ごし、夫の死後1915年からは娘二人と共にグラーツに住んだ。1870年代から80年代には下婢たちの職能向上と就職を支援するために、夫と共に家政を修得できる「ミゲールカ学院」(Migerka-Schule) を経営して夜間教育の道を拓き、1894年には「扶育少女と若い女性労働者の救難組合」(Hilfsverein für Lehrmädchen und junge Arbeiterinnen) を設立した。また孤児の少女や困窮者のための宿泊施設を運営した。文筆にも才能があり、困窮した少女たちをめぐる社会問題について著述を行なった。
- p. 138 ヨハンナ・シュヴィートラント (Johanna Schwiedland [旧姓 Rechnitz] 1838-1927) ウィーンに没した社会活動家。1896年にウィーンに「社会的自助のための女性協会」(Frauenvereinigung für soziale Hilfstätigkeit) を設立して、下婢や困窮した少女に料理・家政・育児を学習させて自助を支援した。同協会は1932年に解散した。
- p. 138 マリー・ラング (Marie Lang [旧姓 Wissgrill] 1858-1934) ウィーンに生まれ、アルトミュンスター (Altmünster OÖ) に没した女性運動家。大工の棟梁と女優 (ハノーファーの国立劇場、後にウィーンのブルク劇場) の子として生まれ、中流の家庭で育った。最初の結婚で男子を得たが、離婚後、弁護士ラングと結婚した。1880年代にた。ローザ・マイレーダー (⇒p. 146) とアウグステ・フィッケルト (⇒p. 132) の影響によって女性の権利の運動へ入り、1893年に両女史と共に「オーストリア一般女性組合」の創設に関わり、また機関誌『女性のドキュメント』の編集を1899-1903年にわたって共にした。1898年にロンドンにおいて、ジョン・パスモア・エドワーズ (John Passmore Edwards 1823-1911) が手掛けていた救難施設「パスモア・エドワーズ・セツルメント」を知り、それをモデルに1901年にウィーンに「セツルメント:民の宿」(Settlement/Volksheim) を開設した。1904年に長男のピストル自殺に遭い、《我が子を守れぬ者が、他人に助言などできょうか》と心情を語って、運動から身を引いて育児にあたった。ラングは、母性の保護や孤児の救済を説き、娼婦を除け者にする世相と闘い、また女性教師が独身を強いられる習慣を批判した。後年は夫と共に神智学に関わった。
- p. 138 ローザ・ヴィーン (Rosa Wien 1847-1935) ウィーンに没したオーストリア政府顧問の妻で、社会活動家であった。
- p. 139 女子支援組合 (Mädchenunterstützungsverein) ウィーン1区に居宅をもつ6人の富裕な工場主夫人や商人の妻たち (Ida Diamant, Regine Benedikt, Regine Ulmann, Marianne Neumann, Rosa Steiner, Pauline Zweig) によって1866年に設立され翌年官庁の認可を受けた。少女たちに手仕事をはじめ職能を身につける勉学を無償で提供して自立を促すことを目的とした。わずかに早かった「ウィーン女性職業組合」と内容はほぼ重なるが、ユダヤ人の少女のみを対象としていた。1938年に解散した。
- p. 139 オルガ・プラーガー (Olga Prager 1872-1930) ウィーンに生まれ没した女流畫家。1897年に「女性のための藝術学校」(Kunstschule für Frauen und Mädchen)、今日の「ウィーン女性アカデミー」(Wiener Frauenakademie) を設立した。
- p. 139 女性のための商業教育推進組合 (Verein zur Förderung [höherer] kommerzieller Frauenbildung) ウィーンのステファニー街 (Wien 2, Stefaniestraße 4) に1906年に開設され、翌年、組合によって専門学校 (Verein

- Wiener Handelsakademie für Mädchen zur Förderung der höheren kommerziellen Frauenbildung) が開学した。
- p. 139 実科ギムナジウム女子教育のための組合 (Verein für realgymnasialen Mädchenunterricht) 中心的な推進者として会長アンナ・ポステルベルク (Anna Postelberg 生1872) の名前が知られている。
- p. 140 『女性報』(Frauenblätter) グラーツ (Graz: Johann Janotta) において、レーオポルト・シュヴァルツ (Leopold Schwarz) によって1871年に準備号、1872年に隔週で24号まで刊行された。
- p. 140 ヨハンナ・ライテンベルガー (Johanna Leitenberger 1818-93) プラハに生まれ、グラーツに没した女流詩人。筆名: Jean und Marie Litahorsky. 刊行された作品には次の諸書がある。Die Fiole (Phiole) Cagliostro. Lustsp. in 1 Aufz. Graz 1868.; Ephem. Gedichte. Graz, Wien 1870.; Frühlingslieder. 1863.; Kindergarten. Märchen f. jüngere Kinder. Wien 1867.; Lichtstrahlen. Wien 1877.
- p. 140 イルマ・フォン・トロル=ボロスティヤニ (Irma von Troll-Borostyáni 1847-1912) ザルツブルクに生まれ没した文筆家。高級官僚の家庭に生まれ、女子にはギムナジウムも大学も開かれていなかった時代のためベネディクト会尼僧院で教育を受けたが、耐え切れず、ウィーンへ出てピアニストや俳優を目指した後、文筆に活路を見出した。1874年にハンガリーのジャーナリスト (Ferdinand von Borostyáni) と結婚して二重姓となったが、結婚は長続きしなかった。1878年に最初の著作『今世紀の使命: 女性問題の研究』(Die Mission unseres Jahrhunderts – eine Studie über Frauenfragen) を刊行した。1882年にザルツブルクへ戻り、病気に苦しみながらも、女友達に支えられて社会批判の多くの著作を世に送った。1893年に「一般オーストリア女性組合」(Allgemeiner Österreichischer Frauenverein = AÖFV) の創設に参加し、また「母体保護と性改革のためのドイツ同盟」(Deutscher Bund für Mutterschutz und Sexualreform) などのメンバーでもあった。長編小説や短編小説も手掛け、社会的弱者への共感と自然への親しみがうかがえる。女性の就学機会も含めて社会のあらゆる面での男女の完全な同権を説いた市民的な女性解放運動のオピニオンリーダーで、当時はラディカルな論客と見られた。
- p. 140 アカデミー女性組合 (Akademischer Frauenverein) 1907/08年冬学期にウィーン大学の正規学生と非正規学生 (女子を含む) 約500人が結集して運動を起し、1908年5月23日に設立総会が開催されてメリッタ・ベルカ (Melitta Berka) が委員長に選出された。団体の当面の目標は、女子リュツェウムをギムナジウムと同等として女子の大学入学の制度を安定させることで、関係省庁への請願書が主な活動となった。
- p. 141 フランツ・フォン・ハイマーレ (Franz von Haymerle 1850-1928) プラティスラヴァに生まれ、ウィーンに没したオーストリア帝国の官僚。ウィーン大学に学び、1875年に法学の学位を得、1877年に教育省へ入り、産業教育を担当した。またウィーン大学にプロテスタント神学部を創設した。また1882-1897年間には『オーストリアにおける産業教育のための中央報』(Centralblatt für das gewerbliche Unterrichtswesen in Österreich) の編集者であった。繪畫・ガラス・陶磁器のコレクターでもあった。
- p. 142 (ザルツブルク) 女性職業組合 (Frauenerwerbsverein, Salzburg) 1907年に結成され、エムマ・シューマッハー (Emma Schumacher [旧姓 Zeller] 1848-1935) が1911年まで初代会長を務めた。ウィーンの名の組合 (⇒ p. 116) に較べて、女子の一般教育の継続や職能開発に重点はなく、少女・成人女性が料理や家政に上達することに主眼を置いた。
- p. 142 ヨハンナ・フォン・マイネルト (Johanna von Meynert [旧姓 Fleischer] 1837-79) クロスターノイブルク (Klosterneuburg NÖ) に生まれ、ウィーンに没した女性権利の運動家。1861年にドレスデン出身の産婦人科医テーオドル・マイネルト (Theodor Meynert 1833-92) と結婚した。テーオドルはこの年にウィーン大学で学位、次いで教授資格を得、また精神疾患と病理学に専門を移し、後にウィーン大学教授として精神医学を担当して、その講義を聞いたフロイトに影響をあたえた。ヨハンナは1860年代終わり頃から社会活動を始め、特に1873年恐慌が中産階層に打撃となった現実と直面して、1875年に「ウィーンの主婦組合」(Wiener Hausfrauenverein) をオットーリーエ・ボンディ (Otilie Bondy 1832-1921) とアードルフ・タウシヒ (Adolf Taussig 1838-1903) と共に設立して、没年まで会長を務めた。また「青少年の友の組合・ウィーン」(Vereins der Jugendfreunde in Wien) の副会長として、孤児の救済と貧民の子弟の国民学校の設立を構想した。同じ1873年には折からの「ウィーン万国博覧会」の会場の円形会館 (Rotunde) でイベントを企画して、収益で貧民女性への支援を推進した。しかし夢としていた困窮者のアジール作りは実現しなかった。活動的・社交的で、ウィーンのアルザーフォアシュタット地区マリアンネガッセの居宅は、社会活動家や藝術家の交流の場であった。

- p. 142 **オーストリア帝国の主婦の会** (Reichsorganisation der Hausfrau Österreichs: ROHÖ) 前身の「消費者同盟」(Konsumentenliga)が発展し、特に1910年に食料品価格の高騰に対してクレームス (Krems NÖ)において主婦による食肉ボイコット運動が始まったのを弾みとして1910年にウィーンで結成された。メンバーはたちまち1万人に達した。エルザ・ベール=アングラー (Elsa Beer-Angerer)が初代会長を2年弱務めた後、ファニー・フロイント=マルクス (Fanny Freund-Marcus 1872-1942)が1929年までリーダーであった。第一次世界大戦では主婦の立場から国家の軍事行動に協力し、その頃メンバーは3万人に達した。
- p. 142 **ウルスラ会修道女** (Ursulinen) 聖女ウルスラ (ドイツ語ではウルズラ)は伝説的な殉教者で、4世紀のイングランドでの事跡の他、特に1万1千人の乙女を従えてローマに巡礼し、次いでフン族に攻囲されたケルンへ赴き、矢に射られて全員が殉教したともされ、ケルンが崇敬の拠点の一つである。13世紀頃から行旅の守り手、延いては学生の守り手としてパリのソルボンヌ大学やポルトガルのコインブラ大学、またウィーン大学の守護聖者とされた。1535年にイタリアでアンジェラ・メリチ (Angela Merici 1474頃-1540)によってウルスラ修道女会 (Ordo Sancti Ursulae)が創設された。少女たちが無教育のまま放置されているのを座視し得なかったことに起因するとの伝記が示すように、同会は女子教育に活動の力点を置く伝統を培ってきた。1900年の時点ではウルスラ会の活動は世界の34か国にまたがり、27の活動区域に及んだ。そのうちオーストリアでは、ザルツブルク、ウィーン、クラゲンフルトに拠点をもつ。ザルツブルクの場合は、1695年に大司教トゥーン伯 (Johann Ernest Graf Thun)がクラゲンフルトからウルスラ会修道女を招請して女子教育を負託したことに遡る歴史をもつ。1819年のオーストリア学校教育法の後、1823年にウルスラ学校は少女教育機関として充実が図られ、1849年には「中等女子教育校」(Höhere Töchter Schule)を併設し、1851年には女性教員の養成課程が併設された。中心施設として、ウルスラ教会堂と修道院および付属の女子教育のギムナジウムが存在した (Ursulinenkirche: Gstättengasse am Ursulinenplatz)。今日では教会堂はマルクス教会堂 (Markuskirche)と変わっているが、ウルスラ会の建物と学校は郊外のグラーゼンバッハ (Aigener Straße/Glasenbach)に移転して今日も継続している。
- p. 143 **ベネディクト会修道女** (Benediktinerinnen) ザルツブルクでは、ハプスブルク帝国の最も古い数大学の一つとしてベネディクト会が1622年に設立、1810年以降、今日の形態となった。女子教育では、ザルツブルクのノンネンベルクに所在する規模の大きなベネディクト女子修道会僧院が1816年に皇帝の認可を得て女子教育を組織的行ない、またそこで学んだシスターによる女子教育にも広がった。これについての許認可などの記録の掘り起こしはフリードリヒ女史の主著で扱われている。
- p. 143 **アルベルト・シューマッハー** (Albert Schumacher 1844-1913) ザルツブルクに生まれ没した医師・政治家。ザルツブルク官庁の医学教授の息子として生まれ、ウィーン大学の医学部を終えてハラインで医師となった。1879年に帰郷して州議会議員となり、以後1888-90年ザルツブルク市長、1890年にザルツブルク州知事 (Landeshauptmann)となり、1909年まで務めた。その間、政治の枠組みに変化があり、1897年まではオーストリア帝国の執政官 (Statthalter)、1897年からは州大統領 (Landespräsident)がおり、地位としては知事は二番目であった。
- p. 143 **マリー・シュヴァルツ** (Marie Schwarz 1852-1920) ウィーンに生まれ没した教育者。家庭での教育の後、1868年からウルスラ会学院で教員養成の勉学を続け、1871年に女性教員 (国民学校と市民学校)の国家試験に合格した一期生となった。1894年にウィーン女子国民学校の教員・臨時校長となり、翌1895年にウィーン9区的女子国民学校・市民学校の教育長となったのはオーストリアで最初であった。「オーストリア女性教員と女性教育者の組合」(Verein der Lehrerinnen und Erzieherinnen in Österreich)に関わり1875-96年間は副会長、1896-1920年間は会長を務めた。また「オーストリア女性組合聯合」(⇒p. 145 マリアンネ・ハイニッシュ)の「教育セクション」の座長として女子の高等教育を阻んでいる壁の打破や、女性教員への独身強要の廃絶をめざし、アウグステ・フィッケルト (⇒p. 132)と共に女性参政権の実現に取り組んだ。1918年にはデモクラシー政党聯合の代議員としてウィーン市議会に議席を得た。
- p. 144 **私雇用女性公務員** (Privatbeamtin) 官庁や公共鉄道や商工会議所では女性には正規のポストはなかったが、実際にはタイピストや速記士、あるいは未熟練労働で女性が雇用されており、その不安定な立場は19世紀末から20世紀初めにかけて『一般女性組合』や『労働女性協会』など運動牽引役の団体

では課題の一つとして論じられた。

- p. 144 **慈悲の会のシスター** (Barmherzige Schwester) この名称の団体は各地で設立されたが、ザルツブルクの場合は司教伯フリードリヒ・フォン・シュヴァルツェンベルク (Friedrich von Schwarzenberg) と若いザルツブルク女性マグダレーナ・プライジנגア (Magdalena Preisinger) のイニシアティブによってつくられた。1840年に伯は「慈悲の会のシスター」を1832年に導入したミュンヘンにプライジנגアを派遣して、活動を修得させた。プライジングアは1844年に数人のミュンヘンの団体メンバーと共にザルツブルクへ帰郷した。当初はミュンヘンの団体メンバーがリーダーとなったが、臨時リーダーがミュンヘンへ帰った後、1851年からはプライジングア (その間にアムプロシア Sr. Ambrosia と名乗っていた) がリーダーとなって、貧民の女性へのケアなどを精力的にこなした。アムプロシアの没後は、フィンツェンティア・ブラックスマーラー (Sr. Vinzentia Praxmarer) が団体を率いた。彼女は団体をパリに本部を置く「慈悲の会のシスター」に統合することを目指し、1882年にはパリの本部の支部となった。
- p. 144 **オーストリア帝国助産婦組合** (Reichsverein der Hebammen / Reichsverband der Hebammen Österreichs) 1908年にアンナ・メッツ (Anna Metz) が中心になってウィーンで結成された。なお同年にはグラーツでも同種の組合が設立された。
- p. 145 **労働女性協会** (Vereinigung arbeitender Frauen) 1901年にカロリーネ・グローマン (Karoline Gronemann 1869-1911) の提唱で始まった女性労働者の職能・知見向上のための自助団体。グローマンは16歳の時にオーストリア南部鉄道会社に入社した。《中流出身の働く女性が社会的・経済的に抑圧されている状況》を改善し、労働女性が自己の価値に目覚めるのを促進するために、夜間勉学コースなどを企画した。運動は発展し、1905年にはチェルノフツィからインスブルックまでの広い地域の大都市では同趣旨の団体がつくられていた。さらにグローマンが42歳で病死した1911年には、50人の教師、1300人の受講者、またメンバーは2379人を数えて、オーストリア帝国の諸領邦の首都に支部ないしは同種の組織が存在した。ザルツブルクの団体の成立は1912年であった。またウィーンでは、女子を専門性のある産業技能者や家政の実務者に育成する学校が設立された。そうした思想を広めるために、グローマンは『オーストリア・女性ルントschau』(Österreichischer Frauenrundschaу) を編んでいた。1911年以後はマリーア・レオポルディーネ・クラウスベルガー (Maria Leopoldine Klausberger 1888-1944) が協会の運営にあたり、2代目の会長とされる。クラウスベルガーは上級教員の娘で、ウィーン大学で聴講生として法学を学んだ。またこれ以外の団体にも関わった。またグローマンの晩年に協会で教えて教員に入ったのが、ユダヤ教から離れたユダヤ人オリ・シュヴァルツ (Olly [=Olga] Schwarz [旧姓 Frank] 1877-1960) で、その前からウィーンにおいて女子が高度な教育を受けるための専門学校に携わっており、1909年頃から「労働女性協会」の枠組みでその取り組みを進めた。同時に、「オーストリア女性組合聯合」と「新ウィーン婦人クラブ」でもアクティブなメンバーであった。「労働女性協会」は1938年まで存続した。
- p. 145 **チェルノヴィッツ** (Czernowitz) 今日のウクライナ西辺の中心都市チェルノフツィ、この時期の住民構成はルーマニア人、ウクライナ人、ユダヤ人が三分していた。プロヴィナ正教 (=ルーマニア正教) の府主教府所在地であった。
- p. 145 **マリアンネ・ハイニッシュ** (Marianne Hainisch [旧姓 Perger] 1839-1936) ニーダーエスタライヒ州バーデン (Baden) に生まれ、ウィーンに没した女性運動のリーダー。1857年に紡績工場経営者ミヒャエル・ハイニッシュ (Michael Hainisch) と結婚した (同名の息子は後のオーストリア共和国大統領)。「ウィーン女性職業組合」(⇒p. 116) のメンバーとなり、また「女子の教育継続のための組合」(Verein für erweiterte Frauenbildung) のメンバーとして1870年には女子のための実科ギムナジウムを設立して、女子の大学進学を図り、私財を投じて6学級から成るリュツェウム (女子高等学校) を設立し、同校は1891年に公的な認可を得た。翌1892年にはドイツ語圏に最初の女子のための一般ギムナジウムを設立した。1902年に女性組合の頂上機関として「オーストリア女性組合同盟」(Bund Österreichischer Frauenvereine =当初はBÖF, 後にBÖFV) を創設し、1918年まで会長を務めた。
- p. 146 **ローザ・マイレーダー** (Rosa Mayreder [旧姓 Obermayer] 1858-1938) ウィーンに生まれ没した文化関係の文筆家・ミュージシャン・画家。ウィーンの裕福なレストラン経営者の家庭に生まれ、1881年に建築家で後にウィーン工科大学学長となるカール・マイレーダー (Karl Mayreder 1856-1935) と結

婚した。マリー・ラング (⇒p. 138) に学んで女性の権利問題に関心を強め、1893年の「オーストリア一般女性組合」の創設メンバーとなって副会長を務めた。早くから多方面の才能を発揮し、37歳の時に作曲家フーゴ・ヴォルフと組んでアラルコンの短編小説「三角帽子」を喜劇オペラにした「裁判官」(Der Korregidor)の台本を手がけ、同作は1896年にマンハイムで初演された。オルガ・ブラーガー (⇒p. 139) による1897年の「女性のための藝術学校」には共同設立者となった。第一次世界大戦前・中にはベルタ・フォン・ズットナー (⇒p. 137) の平和運動を共にし、1917年の「平和と自由のための国際婦人同盟」(Internationalen Frauenliga für Frieden und Freiheit: IFFF) では座長となった。

p. 147 討論クラブ (Diskutierklub) 1903年3月5日、エリーザベト・ルツァット (Elisabeth Luzzatto 1873-1941) が発起人となって設立された女性組合。政治に関心のある女性が訓練する場として設けられ、メンバーは互いに演説・講義・ディスカッションを行なって知見を磨いた。程なく「教育学部門」、「国民経済学部門」、「社会政治部門」の3部門ができ、社会政治部門はルツァット自身が運営した。初年度には20人がメンバーであった。活動には「新ウィーン婦人クラブ」の溜まり場のトゥッフ라우ベン街 (Wien, Tuchlauben 11) とグロリエッテ小路の事務局 (Gloriettegasse 1) が活用された。発起人のルツァットは「一般オーストリア女性組合」のメンバー、また「オーストリア女性組合聯合」の女性参政権委員会のアクティブなメンバーであり、オーストリア社会民主党員で左派グループに属した。クラブがいつ消滅したかは明らかではない。

p. 147 ウィーン婦人クラブ (Wiener Frauenklub) 1900年11月15日に発足し、1902年7月13日に解散した社交クラブ。これまでの女性組合とは系統を異にして、アメリカで19世紀半ばに始まった女性たちの社交の場を模してヨーロッパでも20世紀に入った直後に流行となった。発起人は女性運動のリーダーたちと重なっていた面もあり、女流文筆家や貴族の女性たちで、ウィーンの場合はグラーベンの一角に溜まり場があり (Graben 29 :Trattnerhof) 図書や新聞が備え付けられた。組合としての要件は満たしており、定款を定め、会長・執行部・会計係・書記も決められた。会長はマルガレーテ・ヨードル (Margarete Jodl)、副会長はマリー・ラング (⇒p. 138) であった。男性もまったく排除はされず、訪問者や討論者として姿を見せた。1900年中にメンバーは300人に達したが、変動が激しく負債もかさんで消滅した。

p. 147 新ウィーン婦人クラブ (Neuer Wiener Frauenklub) 上記のクラブの解散から数日後、1903年11月18日に12人のリベラルな上流市民の婦人が中心になって結成され、1938年まで存続した。溜まり場は都心のトゥッフ라우ベン (Wien, Tuchlauben 11) であった。初代の会長は薬剤師・薬局経営者で「オーストリア女性組合同盟」で女性参政権部門の活動家でもあるヘレーネ・フォルスマン (Helene Forsmann 1859-1908)、二代目はヨハンナ・マイネルト (⇒p. 142) の娘で詩歌・短編小説・劇作に才能を発揮したドーラ・フォン・シュトッカート=マイネルト (Dora von Stockert-Meynert 1870-1947)、また長続きしたのは1909年からクラブの消滅までそのポストにあった三代目のイエラ・ヘルツカ (Yella Herzka 1873-1948) の技量によるところが大きかった。ヘルツカは造園家で、1913年に女性造園家育成のための2年制の学校を設立し、また「オーストリア女性組合同盟」においても解散まで「造園・小動物飼育部会」(Kommission für Gartenbau und Kleintierzucht) を運営した。私邸での《庭園祭り》には有識者・藝術家が集い、グスタフ・マーラー、シェーンベルク、バルトーク、コダーイも参加した。出版業の夫の死没後、1920年代にはその事業も継続した。同時に国際的な平和運動家であり、特に「婦人国際平和自由連盟」(Internationalen Frauenliga für Frieden und Freiheit = IFFF; Women's International League for Peace and Freedom = WILPF) のオーストリア代表部の創設メンバーとなった。ユダヤ人としてシオニズム運動にも熱心であった。1938年にロンドンへ亡命し、戦後IFFFの再建に向けて活動中に死去した。

p. 148 カトリック (オーストリア) 帝国婦人団 (Katholische Reichsfrauenorganisation Österreichs: KFO/ Katholische Reichs-Frauenorganisation für Österreich: KRFO) 大貴族メレーニエ・フォン・メッテルニヒ=ジチー伯爵夫人を会長として1906年11月26日にウィーンで設立され、1907年に公的な認可を得た。メッテルニヒ=ジチー伯爵夫人が初代会長を死没の1919年まで務めた。また1912-19年間の事務局長と機関誌の編集はファニー・ブレンターノ (Johanna [Hanny] Brentano [旧姓 Legai] 1872-1940) が担当した。二代目会長 (1919-25) はクレメンティーネ・フォン・メッテルニヒ=サンドル [ヴィネブルク] 伯爵夫人 (Clementine von Metternich-Sándor [Metternich-Winneburg] 1870-1963)、三代目 (1925-34) はフランツィスカ・フォン・シュタルヘムベルク伯爵夫人 (Franziska Fürstin von Starhemberg 1875-1943)、

- と大貴族の夫人が踏襲し、1934年に解散した。
- p. 148 アンナ・フォン・ヴァルトブルク=ツァイル (Anna Waldburg-Zeil [旧姓 Freiin von Loc] 1840-1924) 独ジーク川辺アルナー城 (Schloss Allner an der Sieg NRW ボンの東約10km) に生まれ、アイゲン (Aigen ザルツブルク市域) に没した貴族。1908年に「ザルツブルク大公国カトリック女性同盟」を設立し、1919年まで会長であった。
- p. 148 ゲルトルト・フォン・ヴァルターズキルヒェン (Gertrud Walterskirchen 1865-1952) プレレンキルヒェン (Prellenkirchen NÖ) に生まれ、ウィーンに没したカトリック教会の立場からの女性権利の運動家・貴族。1907年から1923年まで「ニーダーエスタライヒ州カトリック女性団」(Katholische Frauenorganisation für Niederösterreich) の会長を務め、1906年設立の「カトリック (オーストリア) 帝国婦人団」(Katholische Reichsfrauenorganisation Österreichs) ではメッテルニヒ=ジチー伯爵夫人と創設を共にした。また1920年に設立され1925年に解散した「ウィーン=ニーダーエスタライヒ・カトリック女性団体センター」(Zentralorganisation der katholischen Frauen Wiens und Niederösterreichs) では二代目の会長として数か月務めたことが判明している。政府機関の女性労働に関する部門のメンバーでもあった。
- p. 150 ステーション (駅舎) ミッション (Bahnhofmission) プロテスタント教会の牧師ヨハネス・ブルクハルト (Johannes Burckhardt 1853-1914) が1894年にベルリンの鉄道東駅で、工場労働や下婢として働き口をもとめて上京する女性たちを悪質な勧誘から護るために始めた活動に起因する。程なく、孤児や身体障害者への案内にも広がった。当初は宗教的な意味付けは強くはなく、実際の支援に重点がおかれていた。しかし数年の内に、プロテスタント、カトリック両教会とも宗教組織のソーシャルワークに位置付け、活動の重要項目となった。支配層も関心を寄せ、ドイツ帝国では皇后アウグステ・ヴィクトリア (Auguste Viktoria 1858-1921) が、ミュンヘンではエッティンゲン=シュピールベルク伯妃ゾフィー・フォン・メッテルニヒ=ヴァインネブルク (Sophie von Metternich-Winneburg 1857-1941) の後援を得た団体がこれを課題とした。オーストリアでも20世紀に入った頃から関心が高まり、またこの活動では両宗派の共同作業が進んだのも特徴的である。
- p. 150 ブロッケンハウス (Brockenhaus) プロテスタント教会の牧師・神学者フリードリヒ・フォン・ボーデルシュヴィング [父] (Friedrich von Bodelschwingh 1831-1910) が1891年にビーレフェルトで始めた不用品集めとその収益によるソーシャルワークの運動。やがてリサイクルへと意味が拡大した。ブロッケン (パンなどのちぎった一片) の出典は「マタイ傳」14: 19-21《五つのパンと二つの魚を取り、天を仰ぎて祝し、パンを裂きて弟子たちに與へ給へば、弟子たち之を群中に與ふ。凡ての人、食ひて飽く、裂きたる餘を集めしに十二の籠に満ちたり。食ひし者は女と子供とを除きて凡そ五千人なりき》。
- p. 150 イグナーツ・ザイベル (Ignaz Seipel 1876-1932) ウィーンに生まれ、ペルニッツ (Pernitz NÖ) に没した神学者・司祭・オーストリアの政治家。ウィーン大学でカトリック神学を学んで1899年に司祭の資格を得、1903年に学位を得、1908年に教授資格を得た。在学中からカトリック系の学生の政治団体におけるリーダーのひとりであった。1909年から1917年までザルツブルク大学のモラル神学 (宗教倫理学) を務めた。第一次世界大戦後のオーストリア帝国の解体を受けた第一共和国では1922年5月から1924年11月まで、次いで1926年10月から1929年5月まで聯邦首相を務めた。政治思想では、社会主義に対する非妥協的な保守派で、2度目の執政期には右派の準武集団「護国団」の支援を得て混乱を招いた。パレスチナを旅行中に病没した。
- p. 150 キリスト教の娘の使徒団 (Apostolat der christlichen Töchter) ウィーンのウルスラ会はこのタイトルで1880年代から世俗女性の教化活動を行っていた。
- p. 151 祭服組合 (Paramentenverein) 聖職者の儀式衣装に修道院や専門の工房によって作られてきたが、19世紀半ばには教会に関わる主に女性の社会奉仕と働き口として組織化されることがあった。ここで触れられるのはカトリック教会の動向であるが、19世紀の半ばには、プロテスタント教会でも並行する動きが起きた。特に新ルター主義の牧師で神学者ヴィルヘルム・レーエ (Wilhelm Löhe 1808-72) が設立した祭服組合は、新ルター主義の考え方をファッション・デザイン・書法の次元で表現する運動と重なった。
- p. 151 ピウス組合 (Piusverein) 《保守的改革者》として行動力のあったローマ教皇ピオ10世 (Pius X 在任1903-14) に因む。「カトリック誌紙促進のためのオーストリア・ピウス組合」(Piusverein zur

Förderung der katholischen Presse in Österreich) は、1905年10月にウィーンのゾフィーエンザール (Sofiensäle) で開催された「カトリック大会」を受けて、イエズス会士ヴィクトル・コルブ (Viktor Kolb 1856–1928) によって提唱された。信仰広布のための募金と刊行物が置かれ、第一次世界大戦の開戦時期までにはオーストリア帝国では1000グループ、メンバー数は15万人を数えた。

- p. 151 マリアの貴婦人信心会 (Marianische Damenkongregation) 「マリア信心会」(Marianische Kongregation) は一般的な名称で、16世紀から特にイエズス会によって各地で作られ、また19世紀にはウルスラ会が主導することが多かった。ここでは1904年に結成された団体と思われる。
- p. 151 愛国の女性・救難組合 (Patriotischer Frauen-Hilfsverein) 1870年代から20世紀に入る頃までオーストリア帝国の各地でこの名称の団体が結成され、多くの場合、赤十字社との関係が見られた。
- p. 151 組合「女の宿」(Frauenheim Wien = Verein Wiener Frauenheim) 1881年5月4日に設立され、1938年に解散した困窮女性を支援する団体で、宿泊・保護施設をウィーンの次の3か所において所有・運営していた。Frauenheimgasse 2 / Schönbrunnerstrasse 295 / Bischoffgasse.
- p. 153 クリスティアン・ペルクマン (Christian Perkmann 1856–1922) オーストリア帝国時代にティロールのタウル (Thaur) に生まれ、ザルツブルクに没したカトリック教会の聖職者。1909年にザルツブルク大聖堂参事会司祭となった。19世紀末から20世紀にかけて社会活動において影響力のあった聖職者で、ここに挙げられた女性組合だけでなく、「カトリック労働者組合」(katholischer Arbeiterverein) 諸団体の上に立つ総括指導司祭 (Generalpräses) でもあった。

[訳者解説]

本篇はオーストリアの歴史学者でインスブルック大学教授マルグレート・フリードリヒ女史の論文の全訳である。原タイトルの直訳は「《諸力の結集と作善一擲の糾合以て共同の資産となさんこと、一言にて表はさばアソシエーション、是れ這般唯一の救ひ也》：19世紀の市民的な女性組合の活動と意義、その中心と周辺」で、前半のフレーズは女性組合の中で用いられた文言で、論考では冒頭のエピログラムとなっている。タイトルは、邦訳にあたり、手短かで中身が伝わるように工夫した。書誌データは以下である。

Margret Friedrich, “*Verienigung zur Kräfte, Sammlung des kleinen Gutes zu einem gemeinschaftlichen Vermögen, kurz die Assoziation ist hier die einzige Rettung*”. *Zur Tätigkeit und Bedeutung bürgerlicher Frauenvereine im 19. Jahrhundert in Peripherie und Zentrum*. In: Brigitte Mazohl-Wallnig (Hg.), *Bürgerliche Frauenkultur im 19. Jahrhundert*. Wien / Köln / Weimar [Böhlau] 1995, S. 125–173.

著者の経歴と著作

フリードリヒ女史は1954年にドイツのバイエルン州トラウンシュタイン郡エールシュテット (Erlstätt Lk. Traunstein) に生まれた。1974年から76年までミュンヘン大学で心理学を学び、やや間を置いて1983年から88年までザルツブルク大学で歴史学とゲルマニティクを学び、1996年に学位を得た。以後、「ドイツ学術振興会」の支援を得て女性史へ進み、またザルツブルク地域史をレポートリーとした。ザルツブルク大学の歴史学研究所の助手を経て、2002年にインスブルック大学からオーストリア女子教育史の研究で教授

資格を得た。1996年からはインスブルック大学でオーストリア近現代史・女性史・歴史学理論を担当した。その間、同大学の副学長を務めた。

主著はオーストリアの女子教育史に関する“*Ein Paradies ist uns verschlossen ...*” : *zur Geschichte der schulischen Mädchenerziehung in Österreich im “langen” 19. Jahrhundert*. Wien / Köln / Weimar [Böhlau] 1999. があり、またインスブルック大学史の他、女性史に関する編著として Margret Friedrich (Hrsg.), *Ideale und Wirklichkeiten : Aspekte der Geschlechtergeschichte ; Briefwechsel zwischen Hermine Cloeter, Emma Cloeter und Otto von Zwiedineck-Südenhorst 1893 -1957*. Wien : Verl. der Österr. Akad. der Wiss. 1995 等がある。

なお本篇はドイツ語圏における女性史研究のリーダーの一人、インスブルック大学教授ブリギッテ・マツォール (Brigitte Mazohl 1947-L) の編著の一篇である。また同書には女子教育史に関するフリードリヒ女史の論考一篇と、他の研究者との二人による1873年のウィーン万国博覧会における女性組合の活動を再評価する論考一篇が収められている。

本篇の特色

女性史研究のなかで、特に市民女性が中心になる結社（フェルアイン、アソシエーション・ソサエティ）の研究はやや新しく、概括的に言えば1990年代からである。なおフェルアインとは、邦語では、法的には《社団》、またクラブ・組合・協会、また単に団体とも訳される。要するに現代では自主的な集まりとしてはもっともポピュラーな形態である。業界の連絡組織、学術諸分野の学会、自発的なスポーツ団体、趣味やヴォランティアの集まり、従って、国境なき医師団や、自動車工業会や、ゲームの集まりまでさまざま多彩である。それらの中で女性が中心になって結成した女性組合の研究が始まったとき、かなり早く書かれて一方の有力な見解となってきたのがフリードリヒ女史の本篇である。比較的短いものだが、注目されてきたのは、その主張が明快だからである。すなわちフェルアイン（アソシエーション）とは自由な市民による結集という原理から歴史の実態を見直したからである。女性の結集ではあっても、実際には《自由な入退会》だけでなく《結社内の自治》が実現しているかとなると必ずしもそうとは言い切れないものが多かったのである。そこをラフに見て団体数の変遷などに重点を置いてきた研究に異論を唱えたのがフリードリヒ女史の持ち味であった。それは特に、宗教的すなわちキリスト教会系の女性組合の内部の仕組みに向けられた。教会の傘下にある団体や教会と密接な団体の場合、自発的・自主的な組織と言っても、実際は聖職者を囲む応援団か、あるいはその手足になっている場合が少なくない。その伝統が女性解放の壁になっていることを問題視したのである。

改めて学史に目を向けると、女性が主体のフェルアイン（＝アソシエーション：クラブ・組合）がドイツ語圏の歴史学や社会学でテーマとなるのは目安としては1990年代か

らであった。しかしキリスト教会については独自の研究の伝統があり、それ以前から教会との関係で推移した女性の結集は解明の対象となっていた。オーストリアはともかく、ドイツについては女性組合に絞った大部な研究書もある。それらを開くと、キリスト教会が近代の社会情勢に向き合い、種々の障害を乗り越えながら運動を進めてきた様子が、概ね栄光の歴史として記述されている。基本的にはミッション史なのである。またそこには注目すべきキーワードがある。キリスト教的な慈愛 (Charitas) と庇護・庇護者 (Patronage) である。これらが広布され拡大することが誇りをもって綴られるのは、教会の立場からはもつともである。また歴史的なことがらにとどまらず、今日もそれは続いている。教区や司教区で編まれている現代の教会事情の報告でも、そうした視点は明白である。そしてそれに照応する現実として、教区組織が女性によって支えられている度合いが高いという顕著な傾向がある。容易にたしかめられることだが、今日の教区の集まりは、さながら婦人会の観がある。なお言い添えれば、こういう光景が時代の趨勢となるのは目安としては19世紀後半からで、それ以前、たとえば18世紀では、教区の信徒団の会合は各戸の家長の集まりであり、したがって大半が男性だったのである（ただし工房主などが女性のこともあったため女性が皆無だったのではない）。そういう大きな変化もかかわってくるが、それは時代の変化に教会の関係者が合わせる努力を重ねた結果でもある。それが成功裏に進行してキリスト教会は今も西洋社会のバックボーンであり続けている。

と共に、それは女性の自立の問題、とりわけ女性が主体になる結社にはどう関係したか、という問題につながる。またそれは、不問のまま過ぎたかも知れない問題である。女性解放運動の概説書でも、ほとんど取り上げられない。つまり男性中心の社会を打破していった面ばかりが強調されて、アソシエーションの運営の内部構造まで問うことはあまりなかった（今も少ない）のである。そこを問題にしたのが、フリードリヒ女史の視点であった。教会がイニシアティブを發揮する団体の場合、聖職者が別格のリーダーであることが多かった（今もそうである）。また教会行政の組織性と高い機動性もあって、団体が掲げる課題の処理も効率的であった。さらにキリスト教会は西洋社会が存続する上での霊的根幹であることから、支配層によって積極的な関与がなされてきた。貧困者や種々の弱者など社会問題との取り組みに情熱を燃やす貴顕人士も教会と聯繫していることが多い。本篇でも名前が挙がる、稀代の国際政治家メッテルニヒの令嬢メラニーエ・フォン・メッテルニヒ＝ジチー伯爵夫人は、19世紀の第4四半世紀から20世紀初めにかけて社会問題との取り組みにおけるリーダー的な存在であった。また各国の帝室・王室でも、公女たちは貧困者・病者・高齢者などに関心を寄せるのが伝統になっていることが多い。それがポジティブであること、当事者たちが良心的であることは疑えないが、組織づくりにおいてその要素が強くはたらくと、市民的な結社の自治 (Autonomie) と独立性 (Autokephalie) という原理は危うくなる。もつとも、それを深刻に受けとめるにはあたらぬとする女性史

家もいる。たとえばハムブルクの女性組合の歴史的研究を見ると、女性たちは、教会関係の集まり以外に《市民的な団体を選択することもできた》という理由が挙げられている。しかし選択の幅がどの程度であったかには、地域的な特質もある。ここで話題となっている時代のオーストリア帝国の場合、ウィーンでは選択は可能であったが、地方都市ザルツブルクでは他の行き方は難しかった。またそこを問い進めると、歴史的（時間的）に限定されたものにとどまらず、現今の一般的な問題にもつながってゆく。結社の運営において市民的な原理が現実には生きていようかどうかは、さまざまな局面で問われてよく、それは宗教組織との関係だけにとどまらない。自由な結集と謳ってはいても、イデオロギーや各種の権威を背景にした特定の別格の存在があり、そのカウンターパートは依存的な多数のメンバー、という団体は、時空を超えて（と同時に時空それぞれの特色も併せて）めずらしいものではない。

本篇の意義は、アソシエーション研究とドイツ女性史研究が重なる領域における知見にある。またその領域は、日本では関心が薄いように思われる。ドイツ語圏諸国のアソシエーション研究が日本で根付いていないのは、トーマス・ニッパダイの定礎的な論説（1972年）があまり知られていないことからもうかがえる。女性権利運動について言えば、リーダーたちの名前はある程度知られている。が、机上で文筆を専らにする純然たる思想家であることは稀で、リーダーたちの活動はほとんどの場合、それぞれの思想の現実化を図る上で団体行動の側面が濃厚であった。フェミニズム運動が運動であることは、とりもなおさず結社（フェルアイン）の歴史であったと言えるだろう。であれば、結社にはそれぞれ特有の問題があるはずだが、それをめぐっては、フレーベルとシュラーダー＝ブライマンの《一般幼稚園》運動の組織の推移、あるいは赤十字社運動などを除くと、日本では空白に近いような印象を受けている。ドイツ語圏の《女性組合》の歴史に関する幾つかの概説も、それらへの本篇の論者の批判を含む見解も紹介されてこなかったのには、そうした背景が考えられる。

ところで本篇の読み方だが、頁数のわりには情報量が多い。それは魅力であるが、予備知識なくしては文脈を追いくいかもしれない。その卑近な一因は、似たような団体名が幾つも現れることである。特定分野の諸団体は、活動目的が概括的には重なるために近似した語彙の組み合わせになる。たとえば政党の歴史などでも、限られた数の概念の組み合わせによる何十もの微妙に異なる政党名の消長を頭に入れなければならないが、それと似たような準備を要する。そこでまったく老婆心だが、ここでよく現れる主だった団体の名称を以下に抜き出す。言及される団体の三分の一か四分の一くらいだろうが、少なくともこれらを押さえておくと脈絡がつかみやすいだろう。またその設立年と、主要な関係者を一人だけ添える。なお、このリストからもうかがえるように、ザルツブルク帝冠領（今日の州）の地域史に軸足が定められ、対比的に首都ウィーンの動向を重ねたのが本篇の特色

である。ウィーンに焦点を当てるならもっと前面に出る団体もあるはずで、さしずめ女性教養組合の種類がそうであろうが（アーデルハイト・ポップの「リベルタス」など）、それらは目配り程度である。が、二都の対比という構成が歴史の把握を立体的にしているのは注目すべき工夫である。

「(ザルツブルク) カトリック女性・福祉活動組合」=「(ザルツブルク) カトリック女性組合」
(1850年)

「女性職業組合 (ウィーン)」=「国民経済発展のための組合」(1866年 アウグステ・フォン・リトロフ=ビショッフ)

「女性職業組合 (ザルツブルク)」(1907年 エムマ・シューマツハー)

「カトリック労働女性組合 (ウィーン)」(1893年)

「カトリック労働女性組合 (ザルツブルク)」(1903年)

「カトリック (オーストリア) 帝国婦人団」(1906年設立/1907年認可 メラーニエ・フォン・メッテルニヒ=ジチー伯爵夫人)

「ザルツブルク大公国カトリック女性同盟」(1908年 アンナ・フォン・ヴァルトブルク=ツァイル伯爵夫人)

「労働女性教養組合 (ウィーン)」(第一次1871年 第二次1891年)

「労働女性協会 (ウィーン)」(1901年 カロリーネ・グローマン)

「労働女性協会 (ザルツブルク)」(1912年)

「オーストリア一般女性組合」(1893年 アウグステ・フィッケルト)

「オーストリア女性組合同盟」(1902年 マリアンネ・ハイニッシュ)

本篇の訳出にあたっては論者のフリードリヒ女史と何度か意見を交換した。その中で、本篇は1992年に書かれ、収録予定の論集の刊行が少し遅れたことも分かってきた。当時、一般的なアソシエーション研究もまだそれほど進んでおらず、まして市民的女性組合は歴史学ではほとんどテーマになっていなかったことに女史はふれていた。今日からは不足があるかもしれないとの趣旨においてであるが、以後の研究動向と照らし合わせても、市民的結社の内部を問う課題設定は先鋭さを失わない。これについては、並行して印刷中の最近の拙論「西洋市民社会と集団形成—ドイツ女性史から見たクラブ・組合」(愛知大学人文社会学研究所『文學論叢』第158輯 [2022年3月])でも取り上げた。

最後に、本篇の訳出に当たってマルグレート・フリードリヒ女史の好意的な配慮を得たことを付記する。 Nov. 2021 S. K.